

厚生労働省 令和3年度社会福祉推進事業

権利擁護支援の
地域連携ネットワーク強化に向けた
都道府県の支援体制強化のための
研修のあり方調査研究事業報告書

令和4年3月
日本司法支援センター

目次

第1章 事業概要	1
第1節 事業の背景・目的	2
1 事業の背景	2
2 事業の目的	2
第2節 事業の全体像	2
1 事業概要	2
2 事業全体の流れ	3
第3節 事業の体制	5
第2章 「権利擁護支援総合アドバイザー及び体制整備アドバイザー・都道府県等担当職員養成のためのモデル研修」プログラム	9
第1節 研修内容・構成	10
1 全体像	10
2 シラバス	10
第2節 研修教材	36
1 スライド教材	36
2 ビデオ教材（オンデマンド講座）	36
第3節 研修受講者（モニター）募集方法	36
1 権利擁護支援総合アドバイザー	36
2 体制整備アドバイザー	36
3 都道府県等担当職員	37
4 事業受託者（センター）内部職員	37
5 開催要項	37

第4節	研修の実施方法	42
1	オンデマンド配信プログラム	42
2	ライブ配信（集合）プログラム	42
第3章	「権利擁護支援総合アドバイザー及び体制整備アドバイザー・都道府県等担当職員養成のためのモデル研修」実施結果	51
第1節	受講申込状況・受講状況	52
1	受講申込状況	52
2	受講状況	52
第2節	受講者（モニター）へのアンケート調査	53
1	アンケートの実施方法	53
2	オンデマンド配信プログラムについてのアンケート調査結果	53
3	ライブ配信（集合）プログラムについてのアンケート調査結果	64
第4章	「地域連携ネットワーク強化に向けた都道府県の支援体制等に関するアンケート等調査」結果	75
第1節	調査の目的と概要	76
1	調査の目的	76
2	調査の概要	76
3	調査結果の見方	78
第2節	調査結果	79
1	中核機関	79
2	都道府県・都道府県社会福祉協議会	102
第3節	個別ヒアリング調査結果	129
1	愛知県／社会福祉法人愛知県社会福祉協議会	129
2	青森市高齢者支援課／弘前圏域権利擁護支援センター	130

3	K-ねっと	133
第4節	まとめ	138
1	中核機関への支援について	138
2	都道府県・都道府県社会福祉協議会の役割について	138
3	専門職（団体）の活用について	139
第5章	まとめと考察	140
第1節	ライブ研修（集合）担当講師の自己評価・意見	141
1	各科目についての自己評価・意見	141
2	講義全体についての自己評価・意見	145
第2節	検討委員会委員の意見等	145
1	全般	145
2	本モデル研修の受講対象者及び受講条件の定め方について	146
3	研修の目的・目標に沿った研修計画のデザインについて	147
第3節	考察	149
1	本調査研究事業におけるモデル研修プログラムの課題整理	149
2	来年度以降の事業実施において留意すべき点	155
3	おわりに	156
〈巻末資料〉		
	モデル研修受講者アンケート調査様式	157
	地域連携ネットワーク強化に向けた都道府県の支援体制等に関するアンケート調査票	162

第 1 章 事業概要

第1節 事業の背景・目的

1 事業の背景

- 権利擁護支援は、高齢者及び障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援や援助を行う事を目的とした地域生活支援及び地域共生社会の実現に向けた中核的な支援である。

- 今後、権利擁護支援のニーズの増加が見込まれるなか、上記の支援を実現するには、地域連携ネットワークの強化及び都道府県の支援体制強化は急務の課題である（成年後見制度利用促進専門家会議での指摘に基づく）。

- こうした地域の支援体制構築には、社会資源としての人的資源（特に地域を牽引していける人材）の教育・養成が重要である。

2 事業の目的

本事業では、権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化に向けた都道府県の支援体制を強化するため、以下の二つの研修で用いるシラバス及び教材の作成を行った。

- 権利擁護支援総合アドバイザー養成研修
対象者：弁護士・司法書士・社会福祉士

- 体制整備アドバイザー・都道府県等担当職員養成研修
対象者：都道府県社会福祉協議会職員・都道府県等担当職員

第2節 事業の全体像

1 事業概要

(1) アンケート調査等の実施

権利擁護支援総合アドバイザー・体制整備アドバイザー・都道府県等担当職員に対して求める知識・スキルを調査するため、自治体等（市町村、中核機関）から成年後見制度利用促進や権利擁護支援についての相談を受けている関係機関窓口に対し、相談内容

についてのアンケート調査とヒアリング調査を実施した。

(2) 研修プログラム案の開発

権利擁護支援総合アドバイザー養成研修と体制整備アドバイザー・都道府県等担当職員養成研修で用いるプログラム（シラバス・教材）の案を開発した。

(3) プログラム案に基づくモデル研修の実施

開発したプログラム案に従い、モデル研修をオンデマンド配信とライブ配信（集合）により実施した。

2 事業全体の流れ

(1) 検討委員会の設置

事業全体の進捗確認及び方向性等について協議・検討するため、検討委員会を設置した。

検討委員会の開催概要

NO	開催日時	協議・検討内容
1	令和3年9月15日（水） （持ち回り）	・研修カリキュラムについて
2	令和3年11月26日（金） 13：00～15：00	・研修プログラム案について ・アンケート調査について ・ワーキング・グループメンバーの追加選任について
3	令和4年3月25日（金） 10：00～12：00	・アンケート・ヒアリング調査の結果について ・プログラム案について ・モデル研修の実施結果について ・報告書取りまとめについて

(2) ワーキング・グループ（以下「WG」という。）の設置

研修プログラムの目的・達成目標・対象・構成・研修評価方法などを設定し、実施に必要な手立てを整えるため、権利擁護支援総合アドバイザー養成研修を担当するWG①と、体制整備アドバイザー・都道府県等担当職員養成研修を担当するWG②を設置した。

WG①・②合同会議の開催概要

NO	開催日時	協議・検討内容
1	令和3年9月20日(月) 12:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム案について ・プログラム案の担当について ・シラバス案について
2	令和4年1月22日(土) 12:00~14:00	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル研修のプログラムについて ・受講者について

(3) 研修プログラム案の開発

WG委員が中心となり、モデル研修のプログラム案を検討し、シラバスと教材を作成した。WG委員の開発作業は、4つのチームに分かれて行った。オンデマンド配信プログラムで用いるビデオ教材の一つとして、外部の映像制作業者（社会福祉法人創思苑パングーマディア）に委託して、権利擁護支援を必要とする当事者のインタビュー動画を作成した。

WGチーム会議の開催日時

NO	開催日時
WGチーム1	令和3年10月31日(日) 17:00~19:00 令和3年12月26日(日) 17:00~19:00 令和4年1月22日(土) 14:30~16:20 令和4年2月28日(月) 17:00~18:00
WGチーム2	令和3年9月23日(木) 14:00~16:00 令和3年10月30日(土) 13:00~15:00 令和3年12月25日(土) 15:15~17:35 令和4年2月10日(木) 18:30~19:45
WGチーム3	令和3年10月2日(土) 10:00~12:30 令和3年10月30日(土) 17:00~19:00 令和3年11月6日(土) 19:00~21:00 令和3年12月19日(日) 10:00~12:50 令和4年2月27日(日) 10:00~12:00
WGチーム4	令和3年9月25日(土) 18:00~20:10 令和3年10月31日(日) 13:00~15:00 令和3年11月21日(日) 10:00~12:00 令和3年11月27日(土) 17:30~19:30 令和3年12月19日(日) 16:00~18:20 令和4年3月5日(土) 18:00~20:00

(4) モデル研修の実施

ビデオ教材をオンデマンドで配信した後、ライブ配信（集合）を実施した。実施日程は、以下のとおりである。研修の講師は、WG委員、一部の検討委員会委員のほか、外部の有識者3名が担当した。

モデル研修の日程

実施方法	日程	対象
オンデマンド配信	令和4年2月1日（火） ～同年3月31日（木）	全受講者
ライブ配信（集合）	令和4年3月1日（火） 9：00～16：45	体制整備アドバイザー・都道府県等担当職員 養成研修受講者
	令和4年3月4日（金） 10：15～17：50	権利擁護支援総合アドバイザー養成研修受 講者
	令和4年3月9日（水） 9：10～16：50	全受講者

(5) アンケート調査等の実施

実施したアンケート調査・ヒアリング調査の概要は、次のとおりである。

アンケート調査・ヒアリング調査の概要

実施方法	日程	対象
アンケート調査	令和4年2月	中核機関・都道府県・都道府県社会福祉協議会の担当者
ヒアリング調査	令和3年9月 令和4年2月	愛知県、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、青森市高齢者支援課、弘前圏域権利擁護支援センター、K-ねっと

第3節 事業の体制

本事業の実施体制は、次のとおりである。

本事業の実施体制

【検討委員会委員】

氏名	所属
青木佳史	日本弁護士連合会高齢者・障害者権利支援センター 副センター長
久保厚子	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 会長

櫻田なつみ	株式会社 MARS ピアサポーター
新保美香	明治学院大学社会学部社会福祉学科 教授
高橋正樹	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社社会政策コンサルティング部チーフコンサルタント
高橋良太	社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域福祉部長
西川浩之	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 副理事長
花俣ふみ代	公益社団法人認知症の人と家族の会 副代表理事
星野美子	公益社団法人日本社会福祉士会 理事
三浦久幸	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター在宅医療・地域医療連携推進部部長
山野目章夫 【委員長】	早稲田大学大学院法務研究科 教授

【ワーキング・グループ員】

WG①委員（権利擁護支援総合アドバイザー養成研修担当）

氏名	所属
青木佳史【兼】	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 副センター長
稲吉江美	公益財団法人福岡県社会福祉士会 相談役（日本司法支援センター福岡地方事務所 副所長）
十河真子	社会福祉法人香川県社会福祉協議会地域福祉課 課長
高橋智子	公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部福祉人材養成室 高齢者権利擁護推進事業 担当主査
朝長弘美	福津市役所健康福祉部いきいき健康課 課長
中恵美	金沢市地域包括支援センターとびうめ センター長
中野将	豊田市 福祉部 福祉総合相談課 副課長
名川勝	筑波大学人間系（一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）代表） 講師
西川浩之【兼】	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 副理事長
星野美子【兼】	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事

WG②委員（体制整備アドバイザー・都道府県等担当職員養成研修担当）

氏名	所属
----	----

有村淳 植田高史 住田敦子 永田祐 藤野雅弘 又村あおい 丸山広子 矢澤秀樹 横堀直樹	宮崎県総務部市町村課 主査 法テラス秩父法律事務所 常勤弁護士 特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター センター長 同志社大学社会学部 教授 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部 一等書記官 一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター 所長 上伊那成年後見センター 所長 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会 企画広報課 課長
---	---

【外部講師等】

氏名	所属
久津摩和弘	一般社団法人日本地域福祉ファンドレイジングネットワーク COMMNET 理事長
仲真紀子	立命館大学総合心理学部 教授
野田智子	JA 愛知厚生連江南厚生病院患者支援室 室長
林 淑美	社会福祉法人創思苑パンジーメディア
小川 道幸	社会福祉法人創思苑パンジーメディア エグゼクティブプロデューサー

【オブザーバー】

氏名	所属
本間身和子	最高裁判所事務総局家庭局第二課 課長補佐
大熊優也	最高裁判所事務総局家庭局第二課家事手続第三係 調査員
田代善行	厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生推進室 係長
日野徹	厚生労働省老健局高齢者支援課 課長補佐
乙幡美佐江	厚生労働省老健局高齢者支援課 高齢者虐待防止対策専門官
松崎貴之	厚生労働省社会援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室 虐待防止専門官
松本洋輔	厚生労働省社会援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室 係長
齋藤大	法務省民事局民事第一課 総括係長

小藪卓	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 課長補佐
-----	----------------------------

【事務局】

氏名	所属
高橋太郎	日本司法支援センター本部企画室 担当部長
水島俊彦	日本司法支援センター本部総務部付兼企画室付
小坂渉	日本司法支援センター本部企画室 室長
篠原佑介	日本司法支援センター青森地方事務所総務係 係長
吉永公	日本司法支援センター本部財務会計課第一係 主任
田村智江子	日本司法支援センター本部企画室 係員

第 2 章 「権利擁護支援総合アドバイザー及び体制整備アドバイザー・都道府県等担当職員養成のためのモデル研修」プログラム

第1節 研修内容・構成

1 全体像

本モデル研修プログラムは、①権利擁護支援総合アドバイザー（主に専門職を対象とする。）②体制整備アドバイザー（主に都道府県社会福祉協議会等の職員を対象とする）及び③都道府県等担当職員が、成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた権利擁護支援及び権利擁護支援の地域連携ネットワークを総合的に理解できるよう、以下の二つのプログラムから構成されている。

○オンデマンド配信プログラム

本プログラムは、全てのアドバイザーが共通認識として持つべき知識等について、特定の時間に拘束されない形で自主学習を深めていくことができるようにした、個別・オンデマンド型配信のプログラムである。

○ライブ配信（集合）プログラム

本プログラムは、権利擁護支援総合アドバイザーが、権利擁護支援（意思決定支援及び権利侵害の回復支援を含む）について更に深く理解するために、具体的な事例及び相互のディスカッションを通じて学べるようにした、集合型のプログラムである。なお、新型コロナウイルス感染症のまん延状況に鑑み、オンライン（Zoom）のプラットフォームにて実施することとした。

これらのプログラムの全体像は11頁のとおり。オンデマンド配信プログラム及びライブ配信プログラムの3日目については共通科目となっており、別途、個別プログラムとして、体制整備アドバイザー及び都道府県等担当職員向けに科目14～19が、権利擁護支援総合アドバイザー向けに科目20～22が用意されている。

2 シラバス

本モデル研修プログラムは、全24科目から構成されている。それぞれのシラバスについては12頁以下を参照。

図1 モデル研修プログラムの全体像

共通科目【オンデマンド】		
番号	科目名	時間
1	アドバイザー視点からみた成年後見制度利用促進法と基本計画	45
2	高齢者・障害者虐待対応と消費者被害対応の基本的な理解	150~180
3	権利擁護支援に関わる福祉と司法の連携	45
4	生活困窮者への支援	30~45
5	セルフネグレクト	60
6	権利擁護を必要とする人への理解	45
7	障害者分野における権利擁護施策の展開	60
8	権利擁護支援～必要とする人の声～	60
9	司法面接の技法	60
10	地域福祉とファンドレイジング	40
11	医療との連携ネットワーク	60
12	地域共生社会の実現に向けた体制整備	60
13	権利擁護支援に関わる担い手の育成と適切な交代	90
	合計	805~850

ホームページに掲載する
受講者は事前学習

都道府県職員・体制整備アドバイザー
(都道府県社協職員等)が受講

権利擁護支援総合アドバイザー
(専門職)が受講

都道府県職員・体制整備アドバイザー演習 【ライブ1日目】モデル研修1日目		
番号	科目名	時間
14	都道府県による市町村支援	60
15	ニーズ調査等の手法	40
16	都道府県・都道府県社協が実施する研修企画(演習)	60
17	ネットワークと組織連携	45
18	地域連携ネットワーク構築のための工夫	45
19	地域課題解消のための地域連携	90
	合計	340

演習を交えて、総合的に実施

権利擁護支援総合アドバイザー演習 【ライブ1日目】モデル研修2日目		
番号	科目名	時間
20	意思決定支援に関わる相談事例への対応	120
21	権利回復支援に関わる相談事例への対応(虐待/生活困窮者支援/セルフネグレクト/消費者被害)	150
22	ケース会議を通じた多職種連携の実践	90
	合計	360

ミニ演習

合同演習 【ライブ2日目】モデル研修3日目		
番号	科目名	時間
23	権利擁護支援の総合演習①(権利回復支援)	200
24	権利擁護支援の総合演習②(意思決定支援)	160
	合計	360

①・②
できれば、同一事例で演習中心

担当科目	01 アドバイザー視点からみた成年後見制度利用促進法と基本計画
担当講師名	川端伸子 (厚生労働省社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室成年後見制度利用促進専門官)
時間	45 分
項目	内容
研修の目的・目標	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用促進法と基本計画を理解する ○都道府県職員、都道府県単位で配置されるアドバイザーの役割、立ち位置を理解する ○受講者が研修受講後に取り組むことを伝える(各地域の現状把握を促す)
研修で取扱う 内容・範囲	本科目の構成と研修の目的・目標
	1. 成年後見制度利用促進法と成年後見制度利用促進基本計画(必要性、目指していること)
	2. 市町村の役割、地域連携ネットワーク及び中核機関の役割、多様な中核機関の整備例
	3. 都道府県の役割と重層的なネットワークによる市町村支援
	4. 権利擁護総合アドバイザー、体制整備アドバイザーの役割と立ち位置、求められる視点・心構え
	5. これから取り組んでいただきたいこと(各地域の現状把握、アドバイスに役立つ資料やホームページ、相談窓口の確認)
研修方法・備考	<p>本科目はオンデマンド配信のため、単独講義形式</p> <p>1、2は、市町村・中核機関職員を対象とした基礎研修、応用研修のダイジェストとして短く紹介し、3、4、5を中心に解説</p> <p>受講者が研修受講後に取り組むことを伝えることで、受講者の主体性を確保する</p>

担当科目	02 高齢者・障害者虐待対応と消費者被害対応の基本的な理解
担当講師名	青木佳史 (日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援 センター 副センター長)
時間	180 分
項目	内容
研修の目的・目標	高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法に基づき具体的な対応のスキームと実践上の留意点を、養護者・施設従事者・使用者に分けて理解いただくとともに、消費者被害の防止・対応に関する法的救済と地域での対応の概要を紹介し、各都道府県における実践上・体制上の課題への的確な助言につなげていただく
研修で取扱う 内容・範囲	本科目の構成と研修の目的・目標
	1 高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法の枠組み
	2 高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法における市町村・都道府県・国に求められる役割・責務
	3 虐待防止法の解釈と定義
	4 虐待対応における基本的視点と留意点
	5 養護者による虐待への対応について 権限行使を中心に
	6 施設従事者等による虐待への対応について 権限行使を中心に
	7 使用者による虐待への対応について 権限行使を中心に
	8 虐待対応と個人情報の取り扱い・通報者保護
9 高齢者・障害者の消費者被害の実情と救済制度の法的理解	
研修方法・備考	単独講義 長時間となるため、いくつかの部分に区分けする

担当科目	03 権利擁護支援に関わる福祉と司法の連携について
担当講師名	稲吉江美 (福岡県社会福祉士会相談役 日本司法支援センター 福岡地方事務所副所長) 植田高史 (法テラス秩父法律事務所 常勤弁護士)
時間	45 分
項目	内容
研修の目的・目標	権利擁護支援にあたっての、福祉と司法との連携の意義、連携により期待される効果、連携を図る際の留意点、連携のために利用できる制度、連携関係の構築等について、具体例に即して学修する。
研修で取扱う内容・範囲	①本科目の構成と研修の目的・目標 ②福祉と司法の連携の実益、メリット(事例ありー判断能力が低下してきた本人の多重債務問題が福祉と司法との連携により解決した例) ③利用しうる制度 法テラス(民事法律扶助制度・常勤弁護士等)の業務の説明(10分) ④地域における連携の方法(ケース会議、勉強会、講演会などの企画の実例)・留意点(司法側の専門職から見た、有効な連携方法) これから取り組んでいただきたいこと
研修方法・備考	(講義方法:単独講義、掛け合い方式) オンデマンド教材のため、ビデオ収録。 原則として掛け合い方式で行う。 ②④については、事例に即して説明をする。

【本研究事業では未実施】

担当科目	04 生活困窮者への支援
担当講師名	厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 中野将 (豊田市豊田市福祉部福祉総合相談課)
時間	45 分
項目	内容
研修の目的・目標	生活困窮者自立支援制度、生活困窮者への支援について理解する。 権利擁護支援を必要とする人と生活困窮者への支援の具体的な関わり、重なりについて理解する。
研修で取扱う 内容・範囲	本科目の構成と研修の目的・目標
	生活困窮者自立支援制度の概要について(15分)・・・ 厚労省
	生活困窮者自立支援の実際と、権利擁護支援の重なり(30分)・・・豊田市
	これから取り組んでいただきたいこと 困窮者支援の情報へのアクセス
研修方法・備考	(講義方法: 単独講義、掛け合い方式) 単独講義形式

担当科目	05 セルフネグレクト
担当講師名	朝長弘美 (福津市役所健康福祉部いきいき健康課 課長)
時間	60 分
項目	内容
研修の目的・目標	セルフネグレクトの事例をイメージすることができる アドバイザーが相談を受けたときに、支援者が感じている支援の難しさを考慮しながら、アドバイスすることができる
研修で取扱う 内容・範囲	本科目の構成と研修の目的・目標
	1.セルフネグレクトと支援の必要性について ●いわゆるセルフネグレクトとはどのような状態を言うのか
	2.事例への支援の展開をイメージする ●相談・発見及び情報収集 ●本人の意向の中で了解可能な支援を展開する ●望ましい支援体制について
	3.長期化することが多い支援経過の中で、緊急対応の必要性(命の危険度)について意識する視点について
	これから取り組んでいただきたいこと 対象市町村でのセルフネグレクトへの認識と支援体制を調べる(母子、障害、高齢分野)
研修方法・備考	単独講義方式 科目02「高齢者・障害者虐待対応と消費者被害対応の基本的な理解」との整合性を図る。

担当科目	06 権利擁護を必要とする人への理解
担当講師名	永田祐 (同志社大学社会学部 教授) 朝長弘美 (福津市役所健康福祉部いきいき健康課 課長) 又村あおい (一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会常務理事兼事務局 局長)
時間	45 分
項目	内容
研修の目的・目標	差別や孤立、虐待によりパワレス状態にある(声をあげられない)人の状態像を知る。 支援の中で本人が自分の力を取り戻していく過程を知る(パワレス状態)。 拒否している人、声を上げない人へのアプローチの重要性を確認する。 (「本人が支援を求めてないから、そのままいい」、や、「本人を踏みにじる代行決定を防ぐ」)
研修で取扱う 内容・範囲	本科目の構成と研修の目的・目標
	パワレス、エンパワメントについての説明(永田)
	高齢者のパワレス、エンパワメントの事例(朝長)
	障害者のパワレス、エンパワメントの事例(又村)
	体験や未来への展望の有無によつての支援の効果の違い、共通点 一人親世帯への権利擁護支援(全部ではないが、軽度知的障害の場合がある)の話 を掛け合いで入れる これから取り組んでいただきたいこと
研修方法・備考	単独講義の後、3人の掛け合い方式

担当科目	07 障害者分野における権利擁護施策の展開
担当講師名	又村 あおい (一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会常務理事兼事務局長)
時間	60 分
項目	内容
研修の目的・目標	本研修の前提である「権利擁護」のうち、特に障害者分野における施策について、国連の障害者権利条約を中心とした展開を学ぶ。
研修で取扱う 内容・範囲	本科目の構成と研修の目的・目標
	国連の「障害者権利条約」について(位置付け・概要・我が国の批准)
	権利条約を中心とする障害者の権利擁護関係法制度について(虐待防止防止法(紹介程度)、差別解消法(厚めに)、意思決定支援(厚めに)、成年後見制度(触れる程度))
	特に年齢の若い障害者にとっての「権利擁護」とは(権利が多様であるならば、権利擁護もまた多様であるはず)
	これから取り組んでいただきたいこと
研修方法・備考	単独講義方式 科目02「高齢者・障害者虐待対応と消費者被害対応の基本的な理解」との整合性を図る(基本的には、障害者虐待防止施策については青木先生の講義で深めていただき、又村の講義では法律の紹介程度とする方向です)。

担当科目	08 権利擁護支援～必要とする人の声～
担当講師名	パンジーメディア統括 林 淑美 (映像制作:エグゼクティブプロデューサー 小川 道幸)
時間	60 分
項目	内容
研修の目的・目標	実際に成年後見制度や日常生活自立支援事業等を利用する人の声を聴くことによって、 ・支援する者が自分の価値観を当事者に押し付けないこと ・どんな障害を持っていても皆一人の人間であること 等 を支援者として重要な姿勢を認識、理解する。
研修で取扱う 内容・範囲	本科目の構成と研修の目的・目標
	知的障害のある人の声 4名
	精神障害のある人の声 3名
	認知症の人の声 3名
	まとめ
研修方法・備考	単独講義方式(映像による表現、冒頭と末尾において講師よりコメント)

担当科目	09 司法面接の技法
担当講師名	仲真紀子 (立命館大学 OIC総合研究機構 教授)
時間	60 分
項目	内容
研修の目的・目標	<ul style="list-style-type: none"> ○事実調査において生じやすい問題を理解する ○司法面接の概要を理解しオープン質問を使用できるようにする ○通告・通報にかかわる最小限の聞き取りについて理解する
研修で取扱う 内容・範囲	本科目の構成と研修の目的・目標
	1. 事実調査の問題:①面接の繰り返し, ②正確な記録の欠如, ③仮説追求型の面接, ④被暗示性, ⑤精神的二次被害, ⑥事実確認と心のケア
	2. 司法面接の概要:①自由報告, ②構造, ③面接の留意点
	3. 通告・通報という選択肢
研修方法・備考	個々人がオンデマンド教材で学習する。教材内で個人または複数人で行うことができる演習案を提示する。

担当科目	10 地域福祉とファンドレイジング
担当講師名	久津摩 和弘 (日本地域福祉ファンドレイジングネットワークCOMMNET 理事長 日本ファンドレイジング協会 理事／認定講師／全国福祉チャプター代表)
時間	40 分
項目	内容
研修の目的・目標	権利擁護支援を実施している団体(法人後見を実施している団体等)がファンドレイジングを行うことによって、地域住民や企業等の参画者を積極的に生み出すことができること、公的財源では性質上対応困難な課題にも柔軟かつ迅速に対応をすることが可能となることなどを学ぶ。また、福祉サービス提供者が寄付等を受ける際の注意点についても理解する。
研修で取扱う 内容・範囲	福祉活動と資金の関係性
	ファンドレイジングとは？
	ファンドレイジングの手法
	社会的インパクトを意識した事業づくり
	福祉サービス提供組織における寄付の倫理
研修方法・備考	単独講義

【本研究事業では項目5のみ実施】

担当科目	11 医療との連携ネットワーク
担当講師名	藤野雅弘 (在ジュネーブ国際機関日本政府代表部 一等書記官) 三浦久幸 (国立研究開発法人国立長寿医療研究センター在宅医療・地域医療連携推進部 部長)
時間	60 分
項目	内容
研修の目的・目標	<ul style="list-style-type: none"> ○日本の医療制度体系の基本と権利擁護支援の一連のプロセスでポイントとなる点を理解する ○精神保健医療制度の概要と国の動向を把握する。 ○認知症施策の概要と国の動向を把握する。 ○医療機関との連携で論点になりうる点(いわゆる身元保証、医療同意)への対処について理解する
研修で取扱う内容・範囲	本科目の構成と研修の目的・目標
	1. 日本の医療制度体制の基本と権利擁護支援
	2. 精神保健医療制度の概要と国の動向
	3. 認知症施策の概要と国の動向
	4. 医療機関との連携
	5. 医療連携の実際
	6. これから取り組んでいただきたいこと(担当地域の医療計画、地域医療構想、障害福祉計画、身寄りがない人への支援ガイドライン等の確認)
研修方法・備考	<p>本科目はオンデマンド配信のため、単独講義形式 1は、2～4の各論の全体像を示すもので、2～4はそれぞれ各論として解説。 2～4は精神・障害保健課、認知症施策・地域介護推進課、医政局総務課の協力を得て作成する。</p>

担当科目	12 地域共生社会の実現に向けた体制整備
担当講師名	永田祐 (同志社大学社会学部 教授)
時間	60 分
項目	内容
研修の目的・目標	地域共生社会の基本的な考え方を踏まえ、その実現に向けた施策である包括的な支援体制の構築と、成年後見制度利用促進法に基づく権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備を一体的に推進する意義とプロセスを学ぶ。学びを通じて、都道府県職員・体制整備アドバイザーが、上記のプロセスを具体的に支援できるようにする。
研修で取扱う 内容・範囲	本科目の構成と研修の目的・目標
	1. 地域共生社会及びその推進に向けた施策(包括的な支援体制の構築と重層的支援体制整備事業)と成年後見制度利用促進法に基づく施策の関係を理解する。
	2. 1. を踏まえ、両者を一体的に整備することで、権利擁護支援を基盤として、多様な課題を受け止め(包括的な相談支援)、地域でその人らしい暮らしを支えていくこと(参加支援)が実現することを理解し、一体的な整備が双方にメリットがあることを学ぶ。
	3. 包括的な支援体制の構築と地域連携ネットワークを一体的に整備している市町村の体制整備事例から体制整備の多様なプロセスと実例を学ぶ。
	4. 上記のプロセスとその過程における市町村の悩みや課題を理解した上で、都道府県職員・体制整備アドバイザーが留意すべき点を理解する。
	これから取り組んでいただきたいこと(市町村における包括的な支援体制の整備及び重層的支援体制整備事業の現状把握や包括的な支援体制と権利擁護支援の担当課が異なる場合には、都道府県における庁内の情報収集と連携の模索)
	6. これから取り組んでいただきたいこと(担当地域の医療計画、地域医療構想、障害福祉計画、身寄りがいない人への支援ガイドライン等の確認)
研修方法・備考	単独講義形式

担当科目	13 権利擁護支援に関わる担い手の育成と適切な交代
担当講師名	西川浩之 (公益社団法人 成年後見センター・リーガル サポート 副理事長)
時間	90 分
項目	内容
研修の目的・目標	<ul style="list-style-type: none"> ○市民後見・法人後見及び日常生活自立支援事業の担い手の育成の現状を理解する。 ○市民後見人・法人後見人の選任の現状と課題を理解する。 ○日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携の現状と課題を理解する。 ○本人の状況に応じた後見人等の柔軟な交代についての必要性、課題等を理解する。
研修で取扱う 内容・範囲	本科目の構成と研修の目的・目標
	1 市民後見人の育成・活躍支援について (1)市民後見人育成事業の実施主体、都道府県の役割 (2)市民後見人の育成と選任の現状・課題
	2 法人後見人の活動について (1)法人後見の実施体制の整備の現状、地域において法人後見が果たしている役割 (2)法人後見人の選任・活動における課題
	3 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携についての課題
	4 後見人等の交代について (1)本人の状況に応じた後見人等の交代の必要性 (2)後見人等の交代についての課題
	5 これから取り組んでいただきたいこと(適切な後見人等の交代を可能とする体制の整備)
研修方法・備考	<p>単独講義形式よりも、掛け合い形式の方がよいと考えました。</p> <p>例えば、上記1～3は、社協等で市民後見人育成・法人後見・日自の現場を担当している方に西川が現状や課題を聞き出す形にし、4は、逆に、社協等で現場を担当している方から西川に現状や課題を問いかけていただく形がよいのではないかと思います(5の部分は西川の単独講義形式でもよいと思いますが、お互いに思っていることを話してもよいと思います)。</p>

担当科目	14 都道府県による市町村支援
担当講師名	有村淳 (宮崎県総務部市町村課主査)
時間	60 分
項目	内容
研修の目的・目標	○都道府県による市町村支援の必要性について再認識するとともに、具体的な取組支援方策の検討を促す。
研修で取扱う内容・範囲	<p>本科目の構成と研修の目的・目標</p> <p>1. 都道府県と市町村の関係性 縦のつながりではなく、横のつながり(連携強化)を意識づけるため、法令等を説明。 ①法令(地方自治法、過疎法、社福法、利用促進法等)に基づく市町村支援について解説 ②都道府県と市町村の役割 ・共通の目的(住民サービスの向上)</p> <p>2. 市町村間の広域連携と都道府県による補完、協働について ①市町村間の広域連携 ②補完(県や県社協への委託、県による代執行等) ②協働(役割分担の再編、地域の資源・ノウハウ等の活用、県の事業と市町村計画の一体化、県職員による現場支援、市町村間の協議調整等)</p> <p>3. 市町村支援の解説等(研修や相談支援等の事業化の流れ、事業主体としての意識、財源の確認等) ①委託事業(委託先・委託元の役割や認識) ②補助事業(市町村による企画、広域化を意識した補助率の設定等) ③協働事業(直営事業:県職員や県直接雇用専門職による現場支援等)</p> <p>4. 各市町村の現状を踏まえた支援の方向性 ①中核機関の設置未検討 ②中核機関の設置検討中 ③中核機関設置済(相談・広報機能のみ) ④中核機関設置済(多機能)</p> <p>5. これから取り組んでいただきたいこと(次年度以降の取組の確認) ①R4年度予算、組織体制の確認 ②各市町村計画等の確認(計画上の目的や広域連携と都道府県事業との連動性) ③本研修を踏まえた具体的な取組の検討(県の事業と市町村の事業の連動性、委託元としての提案等) ※異動が想定される場合は、組織内部の引継事項としての検討</p>
研修方法・備考	<p>1～4は単独講義形式、5は都道府県とその社協とのペアでのワーク 1、2は都道府県・都道府県社協による市町村への支援の必要性再認識のため、法令等に基づく考え方を短く紹介。(今後検討するボリュームによっては1、2をひとまとめにします。) 3、4について各種手引きや宮崎県の取組事例等をもとに、市町村の状況に応じた事業の企画や都道府県・都道府県社協の役割等について解説を行い、5において次年度の取組(社協については取組提案)について検討を促す。 ※科目14～16についてのコーディネーターとして安藤亨氏 (厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室自治体支援係長)</p>

担当科目	15 ニーズ調査等の手法
担当講師名	横堀直樹 (新潟県社会福祉協議会企画広報課 課長)
時間	40 分
項目	内容
研修の目的・目標	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護支援、成年後見に関するニーズ等の把握の必要性や手法について理解する。 ○分析結果をその後の支援や体制整備にどう活かしていくかについて考える。
研修で取扱う 内容・範囲	本科目の構成と研修の目的・目標
	1. 権利擁護支援、成年後見に関する地域ニーズ把握の必要性について 各種調査結果や資料等により必要性について説明する
	2. 実施されている調査の種類や実施手法について (1)調査の基本類型 (2)ニーズ調査(定量調査や実数調査など) (3)受け皿調査 (4)体制に関する調査 (5)その他
	3. 調査結果の分析の手法や、分析結果を体制整備に活かした事例について (1)新潟県 (2)宮崎県 (3)豊田市 (4)尾張東部権利擁護支援センター
	4. 調査の留意点
研修方法・備考	<p>※科目14～16についてのコーディネーターとして安藤亨氏 (厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室自治体支援係長)</p> <p>No.1、2、4は単独講義形式 No.3は、事例実践者((2)宮崎県:有村氏、(3)豊田市:安藤氏、(4)尾張東部権利擁護支援センター:住田氏)から説明</p>

担当科目	16 都道府県・都道府県社協が実施する研修企画(演習)
担当講師名	住田敦子 (特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター長)
時間	60 分
項目	内容
研修の目的・目標	都道府県が市町村に対して行う効果的な研修の目的や方法を再検討する。
研修で取扱う 内容・範囲	本科目の構成と研修の目的・目標
	【講義】1①国研修において市町村が学び取組んできた広報啓発の方法や課題について理解したうえで都道府県が市町村に対して実施する研修の意義と目的を理解する ②広報や人材育成等については、それぞれ単独の事業課題として捉えるのではなく、地域連携ネットワークの形成と結び付けた戦略的な取組みであることを理解する
	2. 研修企画における研修デザインと運営 ・研修はイベントではなく目的達成のためのプロセスであること ・参加者主体の研修にするための研修デザインと工夫
	3【演習】事前課題での振り返りを通して研修の目的と効果、課題を共有し、今後予定している研修などについて意見交換する。意見発表による共有。 【事前課題】これまで取り組んできた都道府県研修(委託を含む)の目的と効果、課題を振り返る(成年後見制度利用促進に関連したもの1~2年分)
	これから取り組んでいただきたいこと 今後企画する都道府県研修後に、市町村間での情報交換、相互交流に取り組めるきっかけづくりを演習の中に取り入れる
研修方法・備考	講義方法:1 講義35分 2意見交換25分 演習方法:意見交換によるグループ発表を含む グループの人数は4~5名を想定しています 事前課題:ワークシートに利用促進に関連する研修状況を記載して演習時に共有する ※科目14~16についてのコーディネーターとして安藤亨氏 (厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室自治体支援係長) 講義スライド22で研修委託事業について有村さん・横堀さん・安藤さんからの意見をいただく

担当科目	17 ネットワークと組織連携
担当講師名	丸山広子 (社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター所長)
時間	45 分
項目	内容
研修の目的・目標	<p>○ネットワークとはなにか？何のためにネットワークが必要なのか？を探る。</p> <p>○地域のネットワークを構築するためには、市町村単位ではどのような団体や人が想定され、どのようにつないでいくのかを共有する</p> <p>○協議体×ネットワーク、ネットワーク×新たなネットワーク(専門職団体、裁判所等) 庁内、組織内連携等の在り方を認識する。</p>
研修で取扱う 内容・範囲	本科目の構成と研修の目的・目標
	1.ネットワークと組織連携を考えるヒントの説明
	2.地域で安心して最後まで生活するために必要なネットワークを構成する組織、人、職種などを個人ワークで抽出。(まず自分自身が、主語になるような支援体制を想像する。)
	3.グループで、それぞれのワークを結集し、さらにネットワークを広げていく。その際、その構成が必要な理由やどうしたらつながることができるのか、意見交換し、つながりあうために必要なポイントを考える。
	(各ファシリテーターからの報告と助言)
	4.連携するための目標の明確化とメソッドについて説明する
研修方法・備考	<p>演習方法:グループワーク等</p> <p>※ブレイクアウトに必要なため、グループ分けをする場合のグループ人数を記入して下さい。</p> <p>1グループ6人程度。ファシリテーターは、グループを巡回し、あまり意見が出ない場合ヒントを出してください。上記3にブレイクアウトを入れる。</p>

担当科目	18 地域連携ネットワーク構築のための工夫
担当講師名	中恵美 (金沢市地域包括支援センターとびうめセンター長)
時間	50 分
項目	内容
研修の目的・目標	○さまざまな取り組みをすすめていくためのネットワークの構築の必要性を共有する ○各々の現場で役立てるための工夫として、地域連携ネットワーク構築の考え方や手法を学ぶ ※チーム作りの一環としての「会議」に焦点を当てる
研修で取扱う 内容・範囲	本科目の構成と研修の目的・目標
	1. 今科目のねらい:前科目の「ネットワークと組織連携」との関連から、さまざまな取り組みをすすめていくために、地域連携ネットワーク構築の考え方や手法を学ぶ
	2. ご自身の経験から、チームで話し合い場での「うまくいくとき」「いかないとき」のキーワードを個人ワークで考える
	3. グループワークにて2段階の話し合いをおこなう。 前半:チームで話し合う場での「うまくいくとき」「いかないとき」のキーワードをシェアする 後半:みんなでシェアしたKWをひとつの法則で変換するためにアイデアを出し合う
	4. グループワークでのアイデアを全体で共有した上で、地域連携ネットワーク構築の考え方や手法についてのポイントを学ぶ(キーワード:ファシリテーション)。
	5. その上で、職員・体制整備アドバイザーとして留意すべき点を理解する。
研修方法・備考	演習方法:グループワーク等 ※グループ人数は、前科目に合わせます 4人くらいでよいかと。 全体進行は中がおこないますが、ファシリテーター3名(永田祐、丸山広子、矢澤秀樹)がグループを巡回して下さい。場合によっては、全体共有ででていた意見を伝えて下さい。

担当科目	19 地域課題解消のための地域連携
担当講師名	中恵美 (金沢市地域包括支援センターとびうめセンター長) 丸山広子 (社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター所長) 矢澤秀樹 (上伊那成年後見センター 所長) 永田祐 (同志社大学社会学部 教授)
時間	90 分
項目	内容
研修の目的・目標	市町村職員が把握した地域課題を多機関と共有し、協力体制を築いて解決していくプロセスと方法を学ぶ。学びを通じて、都道府県職員・体制整備アドバイザーが、上記のプロセスを具体的に支援できるようにする。
研修で取扱う内容・範囲	<p>本科目の構成と研修の目的・目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 権利擁護支援における地域課題の把握、共有、解決のための仕組み作りという一連のプロセスをネットワークを活用しながら進める方法を学ぶ。 2. 上記のプロセスを具体的な事例を通じて理解する。 3. それぞれの事例における「地域課題の把握」「地域課題の共有」「課題解決の仕組み作り」のポイントを学び、同時に市町村や中核機関がこの過程においてどのような悩みや課題を抱えているかを理解する。 4. 上記のプロセスとその過程における市町村の悩みや課題を理解した上で、都道府県職員・体制整備アドバイザーが留意すべき点を理解する。 <p>これから取り組んでいただきたいこと(市町村における協議会の現状把握)</p>
研修方法・備考	シンポジウム形式で、3事例(中恵美、丸山広子、矢澤秀樹)を紹介し、コーディネーター(永田)が進行する。1. を導入で、2. を書く事例から、3. と4. を登壇者とのやりとりの中で明らかにする。

担当科目	20 意思決定支援に関わる相談事例への対応
担当講師名	<p>名川勝 (筑波大学人間系講師／ 一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)代表)</p> <p>又村あおい (一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会常務理事兼事務局長)</p> <p>水島俊彦 (日本司法支援センター本部常勤弁護士)</p>
時間	120 分
項目	内容
研修の目的・目標	<p>成年後見制度の利用にまつわる被後見人等の意思決定支援について、中核機関等から寄せられやすいと想定される相談事例の検討を通じて「身近な暮らし(日常生活)の場面における意思決定支援」の重要性を踏まえた助言対応のあり方を理解するとともに、チームアプローチが重要となる場面におけるチームビルドの考え方について理解する。</p>
研修で取扱う内容・範囲	<p>【本科目の構成と研修の目的・目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成 導入と基本的姿勢の理解／講義／演習／まとめと講義 ・目的・目標 あまり複雑な困難事例を扱うよりも、むしろ一般的な後見等に関わる相談事例について、意思決定支援の観点からどのようにとらえるか、また助言していくかについてワークを通じて理解することを趣旨とする。(最善の利益原則による姿勢や代理的な発想、短期的なコーディネートによる解決などを図らず、本人の意思・希望を理解すること、環境を整えることなどの視点を導入する、等) <p>形成を図りたいのは、高度な知識とスキルではなく、意思決定支援にかかる基本的な姿勢の持ち方である。</p> <p>「意思決定支援」は何を目指し、何が出来れば良いのだろうか？ 相談の状況によって意思決定支援の目指すところは異なる(例:レスキュー的かエンパワメント的か)。またスパン(考慮する期間の幅や目標の置き方)によっても取り組む内容と助言は変化する。基本的な視点は本人意思に基づく主権の維持(choice and control)であり、相談に対しては短期的、長期的な取り組み方をクライアント(この場合は相談を持ち掛けてきた人)と共有し助言あるいは協働できるようにする。</p> <p>【全般的、共通的な手順あるいはポイント】</p> <p>基本的な方針や目標を説明した後、グループワークによる事例検討を通じて理解を深める。 クライアントが陥りやすい考え方や関わり姿勢を想定し、どのように助言すべきかについて議論を促す。</p> <p>1) 本時の流れについて(オリエンテーション) 2) 基本的な観点などの導入説明(地域共生社会のを目指す立場から、どのような支援姿勢を基本とするか。またそこから意思決定支援のありかたに触れる。) 3) 事例1 (課題は後見人交代か?) 事例説明／ワーク1／追加情報／ワーク2／議論共有と討議 4) 事例2 (私がいちばんよく分かっている、と考えている保護的姿勢の強い後見人がいる事例) 事例説明／ワーク1／追加情報／ワーク2／議論共有と討議 5) 講評と補足 各講師から</p> <p>【総合議論、まとめ】 2事例のワークに基づき、講師による講評とまとめを行う。</p> <p>【これから取り組んでいただきたいこと】 権利擁護アドバイザーとして活動する際の留意点等を伝える。</p>
研修方法・備考	<p>講義ならびに演習 最初に説明を行い、課題についてグループワークする。その後ワークの結果を共有し、検討を行う。 集合式を基本とするが、困難な場合はオンライン方式。4名前後のグループが望ましい。最初にファシリテーターを決めていただく。 各科目間の連動性について配慮が必要。アドバイザーの役割、動き方、立ち位置について、共通科目内で十分に理解いただくことが前提となるように思います。</p>

担当科目	21 権利回復支援に関わる相談事例への対応(虐待/生活困窮者支援/セルフネグレクト/消費者被害)
担当講師名	朝長弘美 (福津市役所健康福祉部いきいき健康課 課長) 高橋智子 (公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部福祉人材養成室 高齢者権利擁護推進事業 担当主査)
時間	150 分
項目	内容
研修の目的・目標	○事例をととして、権利侵害が生じている状態への各支援者・機関の役割や位置づけについて学ぶ ○助言に必要な情報の把握や相談内容の整理の重要性を理解する(アセスメント力の向上) ○相談を多角的にとらえ、相談事例の全体像を把握する視点を持った専門的助言への意識化を図る
研修で取扱う内容・範囲	<p>本科目の構成と研修の目的・目標</p> <p>1 虐待や生活困窮者支援、セルフ・ネグレクト等権利擁護支援の実態(関連法制度、地域での支援の現状等) ➡「権利擁護支援が必要な人々の科目」において整理された「(障害者や高齢者の)権利が侵害されている状態」の全体像を再確認した上で、本演習で取り上げる権利侵害が生じている状態を示すようにする</p> <p>2 権利擁護支援に関わる各支援者・支援機関の法的位置づけ及び役割 ➡コンプライアンス遵守、アドバイザーとしての早期発見・早期対応への関与</p> <p>3 権利擁護総合アドバイザーに求められる、相談者である支援者等の困りごとから権利侵害が生じている本人の困りごとを適切にアセスメントする視点 ➡「手立て」だけのアドバイス偏重予防、「本人」を中心としたアプローチをとらえ、事案の緊急性や支援の優先性を踏まえたアドバイス、アドバイザーの専門資格に基づくアドバイスの偏重予防、法的保護や介入的支援後の意思決定支援の視点の確認</p> <p>4 相談者(支援者等)が主体的に支援をコーディネートすることができるよう、支援の広がりや可能性を意識する視点 ➡適切な支援機関との連携、支援の見通し、支援の整理</p> <p>5 これから取り組んでいただきたいこと(自治体アセスメント及び活動地域の高齢者及び障害者虐待の調査結果や都道府県虐待防止マニュアル、市町村長申立てのマニュアル(の有無)について調べる) ➡(相談者のワーカビリティ+)各自治体の体制や支援の状況や傾向等の自治体をアセスメントする視点の必要性を伝える。そのことから、事前に自治体に関する情報収集や個別相談においても支援に関する考え方や意見、体制等を確認する質問や情報収集ができるようになる</p>
研修方法・備考	ライブ配信による講義+演習 ・権利侵害が生じている「あるある事例」(タイトルに挙げられている要素を全て含むような事例、Kねっとでの相談傾向を踏まえた事例等)をととして、理解が深められるような解説とワークを構成 ・演習事例から、インテーク場面でのアセスメントのための具体的質問内容(不足した情報をとらえる視点)や質問の声掛けや質問の仕方を考えるワークや、事例における緊急性を考えた優先すべき支援の方向性を考えるワークなどを想定。 ※ブレイクアウトに必要なため、グループ分けをする場合のグループ人数を記入して下さい。

担当科目	22 ケース会議を通じた多職種連携の実践
担当講師名	植田高史 (法テラス秩父法律事務所 常勤弁護士) 川端伸子 (厚生労働省社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室成年後見制度利用促進専門官)
時間	90 分
項目	内容
研修の目的・目標	アドバイザーが出席するケース会議の目的を理解する 本人中心の権利擁護支援のアドバイスができる 権利擁護に資する支援者支援のアドバイスができるようになる
研修で取扱う 内容・範囲	本科目の構成と研修の目的・目標
	演習; 自分の経験二度と相談するものか、と思ったことはありますか? アドバイスで大切なことは何だろう
	ケース会議は どういう場所なのか; 何かを決定するというよりも、アドバイザーのアドバイス が提示された上で、本来支援者が解決してほしかったことを解決するための、知恵を出し合う 場 その目的は?(本人の権利擁護のための)+(支援者支援)
	ケースから考える
	自治体アセスメントをしておく(中核機関、利用支援事業の実施状況の公表) メンバーが大切、時間は有限なので、情報を整えてもらう、整えて出してもらう 感謝やねぎらいから入る 事実を確認する(質問する)、本人の家族への思い、家族間の思いを確認する
	よく相手の顔、実践者の顔を見る、話を聞いてみる
	最後のお作法、「できそうですか?」「気になることありますか?」「不安はこととは?」 支援者の生活や思い、人権や権利も大切だと思っているというメッセージ 本人や世帯のエンパワーは実は支援者を楽にする
	これから取り組んでいただきたいこと
研修方法・備考	グループワークを入れます。6人程度。

担当科目	23 権利擁護支援の総合演習①
担当講師名	青木佳史 (日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 副センター長) 加藤良典 (豊田市役所福祉部福祉総合相談課政策担当) 稲吉江美 (福岡県社会福祉士会相談役 日本司法支援センター 福岡地方事務所副所長)
時間	200 分
項目	内容
研修の目的・目標	① 体制整備アドバイザーとして、高齢者等が本来介護・世話を受けるべき専門職からの権利侵害を受けている場合に、いかなる法・制度を活用して権利侵害の回復を図るのかその方法と各役割を理解する。 ② 都道府県職員として、被虐待高齢者が複数の保険者にまたがる場合の、都道府県の役割(首長申立ての調整や必要な手配等)と庁内連携、関係機関等の協働を理解する。 ③ 権利擁護総合アドバイザーとして、虐待防止法における対応プロセス、各専門性に基づいた事例の整理、助言者としての立ち位置、役割を確認する。
研修で取扱う内容・範囲	本科目の構成と研修の目的・目標 未届老人ホームの虐待事案についての首長申立ての相談概要の確認 演習1 地域別にどのような対応を取ることになっているか、ワークで話し合う 演習2 アドバイザーごとに論点出しをする この事例ではどのように対応をしたかを解説する これから取り組んでいただきたいこと(このあとの演習に事例が続くので、この時間は宿題はなし。事前宿題はあり。ライブ配信1日目の最後に、事務局から出しておいてもらう)
研修方法・備考	演習1は都道府県別(8人くらい)、演習2は、受講者の属性別にグループ編成をしたい。 演習2は6人くらいまでで設定したい。

担当科目	24 権利擁護支援の総合演習②
担当講師名	星野美子 (公益社団法人 日本社会福祉士会 理事) 西川浩之 (公益社団法人 成年後見センター・リーガル サポート 副理事長) 十河真子 (香川県社会福祉協議会地域福祉課 課長)
時間	160 分
項目	内容
研修の目的・目標	事例(行政が虐待認定し、虐待対応として緊急搬送、状態回復後、施設にやむを得ない措置にて入所となった高齢者の事例)を用いて、①権利擁護支援アドバイザーとして、本人や支援関係者による意思決定支援を踏まえた保護的介入の後の総合的な支援方針の検討等について、助言者としての立ち位置、役割を確認する。②体制整備アドバイザーとして、緊急保護的対応後の本来求められる意思決定支援が可能となる体制について、庁内連携、各関係機関等との協働を理解する。③自治体支援アドバイザーとして、緊急保護的対応後の本来求められる意思決定支援が可能となる体制について、庁内連携、各関係機関等との協働を理解し、市町村の実情に応じた支援体制整備へ向けた関わりの必要性を理解する。
研修で取扱う内容・範囲	「権利擁護支援の総合演習①」の事例のその後 1. 虐待対応後の成年後見制度活用場面での受任者調整について(講義) 2. 虐待対応、措置にて心身の安全が確保された後の本人の意思決定支援の場面におけるチーム支援のあり方について(演習と解説) 3. 地域課題のとらえ方・対応方法の検討 権利回復支援の始まりの部分における課題への気づき、権利擁護支援体制整備の必要性等(演習と解説) これから取り組んでいただきたいこと 総合演習①②を踏まえて、それぞれのアドバイザーとして研修目的の達成度を確認し、市町村支援としてどのように取り組むか、課題へ向けて計画を立てる
研修方法・備考	(講義方法:単独講義、掛け合い方式) (演習方法:グループワーク等) ※ブレイクアウトに必要なため、グループ分けをする場合のグループ人数を記入して下さい。 1. 講義:西川・星野・青木(名古屋地裁の判例について) 2. 演習:6~8人くらいのグループ(前半と同一がよいか、別がよいか?)解説:西川・星野・水島 3. 演習:6~8人くらい(地域別?) 解説:十河 最後のまとめ:講師全員 都道府県職員向けは川端

第2節 研修教材

本事業では、以下のスライド教材及びビデオ教材を作成した。

1 スライド教材

科目1～24のスライド資料を作成した。

2 ビデオ教材（オンデマンド講座）

科目1～13のオンデマンド教材を作成した。ただし、本事業では講師の都合、スケジュール調整の観点から科目4、科目11（一部）については実施が困難であった。

特に、科目8については、本科目の目的・趣旨に基づいて、映像制作業者（社会福祉法人創思苑パンジーメディア）に依頼し、当事者（知的障害のある人、精神障害のある人、認知症の人）へのインタビューを映像化することで、学習効果を高めることを試みた。

第3節 研修受講者（モニター）募集方法

1 権利擁護支援総合アドバイザー

権利擁護支援総合アドバイザーについては、高齢者・障がい者虐待・セルフネグレクト対応、消費者被害対応、成年後見首長申立て、生活困窮者支援、意思決定支援等の事例に総合的に詳しいアドバイザーとして、弁護士、司法書士、社会福祉士等の権利擁護支援の実務に携わる専門職を主な担い手として想定している。専門職団体はこれらに限定されるわけではないが、今回は、多様な地域からの参加を促す観点から、全国的組織である日本弁護士連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、公益社団法人日本社会福祉士会から推薦者を募ることとした。

同アドバイザー向けのライブ配信（集合）プログラムは2日間にわたるプログラムのため、すべての日程に参加が可能な専門職を確保することは容易ではなく、一部のみ参加可能な専門職についても、今回は受け入れを行った。

2 体制整備アドバイザー

体制整備アドバイザーについては、地域の社会資源・地域資源の活用・連携に詳しい社会福祉協議会職員・NPO 職員等を想定していることから、今回は、全国的組織である全国社会福祉協議会及び日本社会福祉士会から推薦者を募ることとした。

3 都道府県等担当職員

都道府県等担当職員については、各都道府県に対し、特設 Web ページを設けたうえで研修参加者を募集した。もっとも、研修の実施時期が年度末に近い状況であったことともあり、想定よりも応募者が少なかったことから、中核機関や市町村等職員に対する追加募集を行った。

4 事業受託者（センター）内部職員

第2回検討委員会において、「モニターという観点からすると、条件を絞り込みすぎるよりも、あえて分散し、多様な意見を反映できるようにするという視点も重要である」との指摘があったことを踏まえ、当センターの内部職員・常勤弁護士に対してオンデマンド講座についての視聴を行う機会を設け、多様な意見を収集することに努めた。

また、当センターの常勤弁護士のうち協力を申し出た数名が、権利擁護支援総合アドバイザーの受講者（モニター）として出席した。

5 開催要項

開催要項については、次頁以下を参照。

(厚生労働省補助事業)

令和3年度「権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化に向けた
都道府県の支援体制強化のための研修のあり方調査研究事業」
モデル研修開催要項

日本司法支援センター

1 目的

高齢者及び障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むには、地域連携ネットワーク強化に向けた都道府県の支援体制強化が急務の課題であるところ、モデル研修の開催を通じて、都道府県の支援体制強化を担う人材を育成するための研修プログラムを作成する。

2 日程・定員

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記日程については、すべてオンライン研修にて行います。

(共通科目はオンデマンド動画配信形式、演習はライブ配信形式にて実施)

研修名	日程	定員
共通科目	【オンデマンド受講期間】 令和4年2月中を予定	50名
都道府県職員・体制整備アドバイザー演習	【ライブ配信日】 令和4年3月1日(火)	30名
権利擁護支援総合アドバイザー演習	【ライブ配信日】 令和4年3月4日(金)	20名
合同演習	【ライブ配信日】 令和4年3月9日(水)	50名

3 受講対象および研修内容

(1) 共通科目(別表1)

対象	主な内容
都道府県担当者 都道府県社会福祉協議会担当者 弁護士・司法書士・社会福祉士	権利擁護支援に関する基礎知識

(2) 都道府県職員・体制整備アドバイザー演習 (別表2)

対象	主な内容
都道府県担当者 都道府県社会福祉協議会担当者	ニーズ調査の手法、市町村支援、研修の企画、ネットワークと地域連携等

(3) 権利擁護支援総合アドバイザー演習 (別表3)

対象	主な内容
弁護士・司法書士・社会福祉士	意思決定支援・権利回復支援にかかわる相談事例への対応、多職種連携の実践等

(4) 合同演習 (別表4)

対象	主な内容
都道府県担当者 都道府県社会福祉協議会担当者 弁護士・司法書士・社会福祉士	意思決定支援・権利回復支援の総合演習

4 受講方法

今回ご案内している研修は、すべてオンライン研修（(1) オンデマンド動画配信形式と(2) ライブ配信形式）にて行います。オンライン研修の詳しい受講方法については、受講決定後に案内します。

(1) オンデマンド動画配信形式

講義を事前録画した動画の視聴にて行います。本研修の専用サイトにアクセスし、指定した期間内にご自身で視聴していただきます。受講にあたっては、動画を視聴できるパソコン等およびインターネット環境が必要です。

(2) ライブ配信形式

演習部分はzoom 配信による双方向型プログラムにて講師や受講者同士のやりとりも含めた研修を行います。ライブ配信の参加にあたっては、パソコンやWEB カメラ等が必要になりますので受講申込の際にご確認ください。なお、ライブ配信ではカメラをオンにして参加いただくようお願いいたします。グループワークの様子をライブ配信時のシステムトラブル

に備えて録画いたします。参加者の姿が収録映像に映り込むことについて、予めご了承ください。

<ライブ配信（zoom）の参加に必要なもの>

- ・パソコンでzoomミーティングに参加するには、マイク・カメラ・スピーカーが必要です。パソコンにこれらの機器がついていない場合、別途レンタルもしくは購入する必要があります。
- ・ミーティングに参加する場合は周囲に人が誰もおらず、音漏れの心配がない時以外はヘッドホン、マイクの使用を推奨します。
- ・同じ場所で複数の参加者が居る場合はハウリングを起こしてしまいますので、特に注意が必要です。周囲の音声をマイクが拾いますので、事前に静かな場所の確保を行っておいてください。
- ・ミーティング参加時は、安定していて高速で定額な接続環境が推奨されます。モバイル Wi-Fi ルーターなどで通信量オーバーによる速度制限がかかってしまうと切れてしまいますので、十分にご注意ください。

5 受講料

無料（オンライン講義の視聴環境の確保、視聴場所までの受講者の昼食代等については、負担ください。）

6 資料

本研修の専用サイトからダウンロードしてください。詳細は受講決定後にご案内します。

7 受講者の募集方法

(1) 都道府県職員 15名

先着順で応募申込を受付けます。申込方法は別途案内します。

(2) 体制整備アドバイザー 15名程度

社会福祉法人全国社会福祉協議会からの推薦 12名程度

日本社会福祉士会からの推薦 3名程度

(3) 弁護士・司法書士・社会福祉士 合計20名程度

日本弁護士連合会からの推薦 7名程度

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートからの推薦 7名程度

8 その他

(1) 個人情報の取扱いについて

受講者及び申込者の皆様に関する個人情報は、研修事業関連のみの目的で使用し、その他の目的で使用することはありません。その管理については、日本司法支援センター「保有個人情報保護管理規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。保有個人情報保護管理規程は、法テラスホームページに掲載しています。

https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/hourei_kitei/soumu_kankei.files/kojinjouhouhogokanrikitei20200701.pdf

(2) 必要な配慮について

手話通訳等、参加時に配慮が必要な場合は、事前に事務局までお知らせください。

(3) 研修を中止する場合について

研修開催時の新型コロナウイルス感染状況により、開催を中止もしくは変更する場合がありますのでご了承ください。その場合は、事前にメール等でお知らせします。

<本件に関する連絡・お問い合わせ先>

日本司法支援センター（小坂、山口）

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2

TEL 0503381-1576 FAX 03-5334-7092

メールアドレス kikaku@houterasu.or.jp

受付時間 9:30～17:30 土日祝日休業

第4節 研修の実施方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本モデル研修については、当初予定していた対面方式ではなく、オンデマンド配信及びオンラインでのライブ配信（集合）にて実施した。

1 オンデマンド配信プログラム

オンデマンド配信プログラムについては、令和4年2月1日～末日までを期限として、ID 及びパスワードにより入室可能な特設 Web ページにアクセスする形で実施した。

(https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/personnel/lecture_1/)

なお、ライブ配信（集合）プログラムを受講した受講者（モニター）より、「再度、オンデマンド配信をみて復習したい。」との希望が複数あったことから、オンデマンド配信プログラムの提供期間を同年3月末日まで延長して対応した。

プログラムの内容については、第1節第2項「シラバス」記載のとおり。

2 ライブ配信（集合）プログラム

ライブ配信（集合）プログラムについては、令和4年3月1日（体制整備アドバイザー及び都道府県等担当職員のみ）、同月4日（権利擁護支援総合アドバイザーのみ）、同月9日（全参加者集合）の全3日間にわたって実施した。

形式は、Zoom によるオンライン研修方式で、受講者（モニター）はそれぞれの拠点からアクセスを行い、講師は主に全国社会福祉協議会の会議室内で配信を行った。

演習については、事前に運営事務局においてグループ分けの上、実施した。

グループ分けにあたっては、グループ内に権利擁護支援総合アドバイザー（弁護士・司法書士・社会福祉士）、体制整備アドバイザー、都道府県等担当職員が偏りなく配置されるように配慮した。

プログラムの内容については、43 頁以下の日程表のとおり。

また、ライブ研修プログラムの一部において、オンラインで受講者が共有可能なホワイトボードである「ジャムボード（Jam Board）」を活用した。こちらも46 頁以下にサンプルとして掲載した。

権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化に向けた
都道府県の支援体制強化のためのモデル研修①（3月1日）
都道府県職員・体制整備アドバイザー対象

オンライン会場Open 8時45分～16時45分

月日	時間	科目	内容	目標	講師
3月1日	9:00-9:05 9:05-9:10	オリエンテーション			篠原佑介 法テラス青森 午の部コーディネーター 安藤亨 (厚生労働省社会・援護局地域福祉課成 年後見制度利用促進室自治体支援係長)
	9:10-10:10	都道府県による市町村支援	1 都道府県と市町村の関係性 2 市町村間の広域連携と都道府県による補完・協働について 3 市町村支援の解説等 4 各市町村の現状を踏まえた支援の方向性 5 これから取り組んでいただきたいこと	○都道府県による市町村支援の必要性について再認識するとともに、具体的な取組支援方策の検討を促す。	有村淳 (宮崎県総務都市町村課主査)
3月1日	10:20-11:00	二一調査等の手法	1 権利擁護支援・成年後見に関する地域二一把握の必要性 2 調査の類型と実施手法 3 調査結果の分析手法・分析結果を体制整備に活かした実例 4 ネットワークを活用した調査実施の意義と効果 5 これから取り組んでいただきたいこと	○権利擁護支援、成年後見に関する二一等の把握方法について理解する。 ○分析結果をその後の支援や体制整備にどう活かしていくかについて考える。 ○関係者を巻き込む調査手法の実施意義について理解する。	横畑直樹 (新潟県社会福祉協議会企画広報課課長)
	11:10-12:10	都道府県・都道府県社協が実施する研修企画(演習)	1 研修の意義と目的 2 研修企画における研修デザインと運営 3 事前課題の発表・意見交換 4 これから取り組んでいただきたいこと	都道府県が市町村に対して行う研修企画の目的や具体的な方法の在り方の検討を促す	住敦子 (特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センターセンター長)
3月1日	13:10-13:55	ネットワークと組織連携	1 ネットワークを構成する組織・人・職種などの検討(個人ワーク) 2 ネットワークを広げる(グループワーク) 3 組織連携のコツ・技 4 市町村への助言 5 これから取り組んでいただきたいこと	○ネットワークとはなにか? 何のためにネットワークが必要なのか? を探る。 ○地域のネットワークを構築するためには、市町村単位ではなくどのような団体や人が想定され、どのようなつながりでいくかを共有する ○協議体ネットワーク、ネットワーク×新たなネットワーク(専門職団体、裁判所等) 庁内、組織内連携等の在り方を認識する。	丸山広子 (社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター所長)
	14:05-14:55	地域連携ネットワーク構築のための工夫	1 地域連携ネットワーク構築の考え方・手法 2 チームでの話し合いについて(個人ワーク) 3 チームでの話し合いについて(グループワーク) 4 グループワークでのアイデアの共有 5 都道府県職員・体制整備アドバイザーが留意すべき点	○さまざまな取り組みをすすめていくためのネットワークの構築の必要性を共有する ○各々の現場で役立てるための工夫として、地域連携ネットワーク構築の考え方や手法を学ぶ	中恵美 (金沢市地域包括支援センターとひろめセンター長)
3月1日	15:05-16:35	地域課題解消のための地域連携	1 ネットワークを活用した地域課題解消の方法 2 事例の検討 3 事例におけるポイントと市町村・中核機関における悩みや課題の理解 4 都道府県職員・体制整備アドバイザーが留意すべき点 5 これから取り組んでいただきたいこと	市町村職員が把握した地域課題を多機関と共有し、協働体制を築いて解決していくプロセスと方法を学ぶ。学びを通じて、都道府県職員・体制整備アドバイザーが、上記のプロセスを具体的に支援できるようにする。	中恵美(前掲) 丸山広子(前掲) 矢澤秀樹 (上伊那成年後見センター所長) 永田祐 (同志社大学社会学部 教授)
	16:35-16:45	オリエンテーション	合同演習(3/9)に向けてのアナウンス		

**権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化に向けた
都道府県の支援体制強化のためのモデル研修②（3月4日）
権利擁護支援総合アドバイザー対象**

オンライン会場Open 10時～17時50分

時間	科目	内容	目標	講師
3月4日 午前の部 10:20-10:25	オリエンテーション			
3月4日 午前の部 10:35-12:35	意思決定支援に関わる相談事例への対応	<ol style="list-style-type: none"> 意思決定支援における基本的な姿勢 事例検討1（グループワーク） 事例検討2（グループワーク） まとめ これから取り組んでいただきたいこと 	<p>成年後見制度の利用にまつわる被後見人等の意思決定支援について、中核機関等から寄せられやすいと想定される相談事例の検討を通じて「身近な暮らし（日常生活）の場面における意思決定支援」の重要性を踏まえた助言対応のあり方を理解するとともに、チームアプローチが重要となる場面におけるチームビルドの考え方について理解する。</p>	<p>名川勝 （筑波大学人間系講師／一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク(SDMJapan)代表） 又村あおい （一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会常務理事兼事務局長） 水島俊彦 （日本司法支援センター本部常勤弁護士）</p>
3月4日 午後の部 13:30-16:00 （休憩10分）	権利回復支援に関わる相談事例への対応 （虐待・生活困窮者支援・セルフネグレクト・消費者被害）	<ol style="list-style-type: none"> 権利擁護支援の実態 支援者・支援機関の法的位置づけと役割 本人の困りごとを適切にアセスメントする視点 支援の広がりや可能性を意識する視点 これから取り組んでいただきたいこと 	<p>○事例をとおして、権利侵害が生じている状態への各支援者・機関の役割や位置づけについて学ぶ ○助言に必要な情報や相談内容の整理の重要性を理解する（アセスメント力の向上） ○相談を多角的にとらえ、相談事例の全体像を把握する視点を持った専門的助言への意識化を図る</p>	<p>朝長弘美 （福津市役所健康福祉部いきいき健康課課長） 高橋智子 （公益財団法人東京都福祉保健財団人材養成部福祉人材養成室 高齢者権利擁護推進事業 担当主査）</p>
3月4日 午後の部 16:10-17:40	ケース会議を通じた多職種連携の実践	<ol style="list-style-type: none"> ケース会議の役割 ケースから考える（個人ワーク・グループワーク） 自治体アセスメント これから取り組んでいただきたいこと 	<p>○アドバイザーが出席するケース会議の目的を理解する ○本人中心の権利擁護支援のアドバイズができる ○権利擁護に資する支援者支援のアドバイズができるようになる</p>	<p>植田高史 （法テラス秋父法律事務所 常勤弁護士） 川端伸子 （厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度 利用促進室成年後見制度利用促進専門官）</p>
3月4日 午後の部 17:40-17:50	オリエンテーション	合同演習（3/9）に向けてのアナウンス		

**権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化に向けた
都道府県の支援体制強化のためのモデル研修③（3月9日）
合同演習**

オンライン会場Open 8時50分～16時50分

時間	科目	内容	目標	講師
9:10-9:20	オリエンテーション			
午前 9:20-12:40 (休憩2回)	権利擁護支援の総合演習①	1 事例検討1 (グループワーク) 2 事例検討2 (グループワーク)	①体制整備アドバイザーとして、高齢者等が本来介護・世話を受けるべき専門職からの権利侵害を受けている場合に、いかなる法・制度を活用して権利侵害の回復を図るのかその方法と各役割を理解する。 ②都道府県職員として、被虐待高齢者が種々の保険者にまたがる場合の、都道府県の役割（首長申立ての調整や必要な手配等）と庁内連携、関係機関等の協働を理解する。 ③権利擁護総合アドバイザーとして、虐待防止法における対応プロセス、各専門性に基づいた事例の整理、助言者としての立ち位置、役割を確認する。	青木佳中 (日本弁護士連合会高齢者・障害者権利支援センター副センター長) 加藤良典 (豊田市役所福祉部福祉総合相談課政策担当) 稲吉江美 (福岡県社会福祉士会相談役) 日本司法支援センター 福岡地方事務所副所長
3月9日 午後 13:40-16:20 (休憩1回)	権利擁護支援の総合演習②	1 虐待対応後の成年後見制度活用場面での受任者調整 2 心身の安全が確保された後の意思決定支援におけるチーム支援のあり方 (グループワーク) 3 地域課題のとらえ方・対応方法の検討 (グループワーク) 4 これから取り組んでいきたいこと	事例（行政が虐待認定し、虐待対応として緊急搬送、状態回復後、施設にやむを得ない措置にて入所となった高齢者の事例）を用いて、 ①権利擁護支援アドバイザーとして、本人や支援関係者による意思決定支援を踏まえた保護的介入の後の総合的な支援方針の検討等について、助言者としての立ち位置、役割を確認する。 ②体制整備アドバイザーとして、緊急保護的対応後の本来求められる意思決定支援が可能となる体制について、庁内連携、各関係機関等との協働を理解する。 ③自治体支援アドバイザーとして、緊急保護的対応後の本来求められる意思決定支援が可能となる体制について、庁内連携、各関係機関等との協働を理解し、市町村の実情に応じた支援体制整備へ向けた関わり必要性を理解する。	星野美子 (公益社団法人日本社会福祉士会理事) 西川浩之 (公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート副理事長) 十河真子 (香川県社会福祉協議会地域福祉課課長)
16:30-16:50	オリエンテーション	アンケート記入時間を含む		

グループ4ミーティング①

市町村のどの部署の担当者・支援機関の人が集まるべきか？

誰が音頭とる？



A市高齢課

B市

虐待対応専門職（法律・社会福祉）
都道府県地域包括ケアの相談窓口

障害者サービス受給者証を
発行している自治体
生活保護受給している自
治体・ケースワーカー

C市・E市

チームの調整は都道府県のどの部署が行うべきか

あなたの地域でこのような事業が起きたときに、あなたにどのような役割があるのか

B市・県→共同で立入調査？

事実確認調査

地域連携福祉室（府の
権利擁護センター）に
相談

虐待対応ケース会議



事後に

- ・ 緊急性の確認
- ・ 緊急対応の内容協議

豊田市の場合→県の介護保険の担当事業に携わっている部署に相談、権限を持っている部署：医療法人を管理する部署などへの相談

組織として迅速に動けるように、担当部署の管理職・福祉事務所長等を押さえておく

中核機関主催ケース会議
・ 成年後見等の検討

グループ4 ミーティング②

それぞれの機関が持っている情報と濃度が違うことを意識する

会議での検討事項・論点は？

どこ(機関等)から情報を収集する？

どのような情報を収集する？

その理由は？

虐待を行う者の類型は？

未届老人ホームだが食事等の世話有→要介護施設従事者として扱う？

虐待の類型は？

身体的虐待 / ネグレクト疑い

誰が保護の対象となるか？

Wだけではなく、全員が対象になり得る

事実確認を一発でどのようにやるか？
(タイムスケジュール / 役割分担)
うまくいった場合 / いかなかった場合

緊急性は？

→骨が見えるほどの深い褥瘡 = 入院が必要では？
→現状が継続した場合の結果として予測されることは？
放置すると壊死して生命にもかかわる可能性

調査結果を誰が収集し、共有・報告するのか？

施設を出た後にどこで受け入れられるか？

A市

近隣の包括・障害事業所

通報者

B市

訪問介護事業所 (ヘルパー)

C市

E市

未届老人ホームの設立の経緯は？

身寄りがない人・・・戸籍、身辺調査

本人の収入 (課税・非課税)、財産状況は？

本人の入所に至る経緯は？

本人の現在の受傷状況は？
写真はいつのものなのか？
施設内の状況がどうなっているのか？
他の入居者の受傷状況は？

誰が、どのような障害を持っているのか？
介護認定を受けているのか？
現状で受けているサービスは？

ホームの現況の手がかりを知る

虐待認定・緊急性の判断において必要

W以外の人物の保護の必要性の判断において必要

「やむ措置」後の受け入れ先について

成年後見の利用については本人の保護の後に検討

グループ4 ミーティング③

本人の意思決定
支援の観点から
どのように対応
するが？

グループ3 在
宅で生活する場
合の選択肢とり
スクについての
検討も必要では
ないか

自宅は既に「ない」

→「家」に帰りたいの真意は？
本人の希望を改めて確認する
・ 在宅生活の可能性を模索していく

・ どのような環境の下で過ごしたいのが
→住まいたいだけでなく、ライフスタイルも含めて
本人の選好・価値観を丁寧に確認していく

どのようにしたら本人の希望に沿った暮らしが可能とな
るのかを検討する

「近所のサロンにも顔を出したい」
仲が良かった人、信頼できる人がA市内にいた
かもしれない 「施設内に仲が良くない人がいる」

「家で猫を飼いたい」 →合う人/合わない人のヒントが得られる
以前の猫はどこ？猫友達がいるかも

施設に入ることになった経緯が
ら改めて確認していくと、見え
てくるものがあるかも

コミュニケーション上の工夫は？

検討する場
をどうする
か？

支援会議を開く



いきなり人を集めるのではなく、
少人数で本人との面談を経たり、
現状整理の上で本人を交えたミー
ティングに臨んではどうか？

本人が好きだったこと、大事にしてきたこと、楽し
みにしていたことなどの情報を収集していく

ご本人にとって良い
時間帯・・・
場所・・・安心できるところ
(前に行ったサロンと同じよう
な雰囲気/猫がいる等)

支援者の虐待介入マインドを転換するた
めには、意思決定支援への転換、きつか
けとしてのミーティングが必要では？

参加者をど
うするか？

甥・・・戻ってくる見
込みあるか？

市民後見人

中核機関
ケアマネ
施設職員

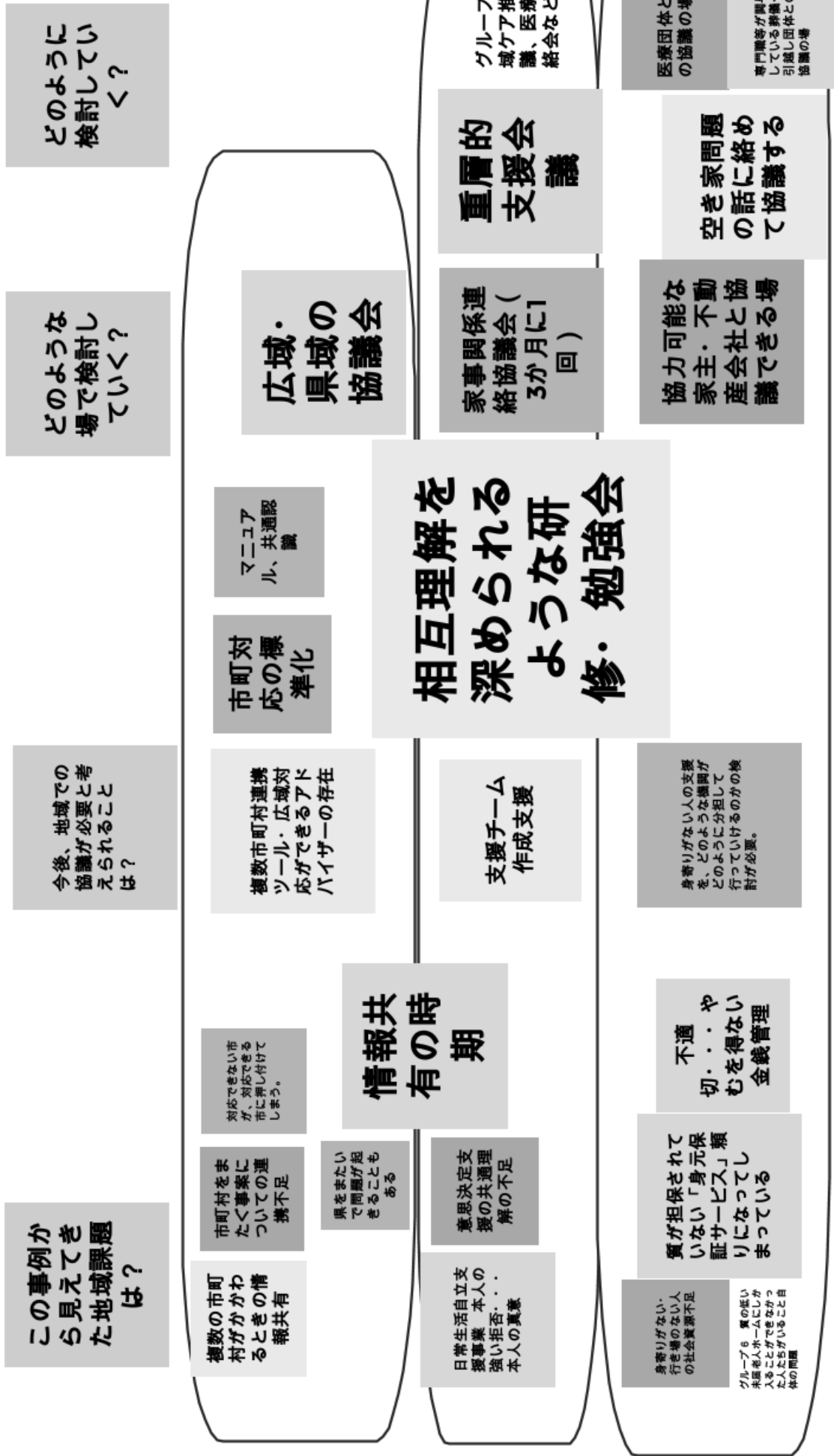
仲の良い職員さん

A市の社協・包括の人・・・本人
が通っていたサロンのこと知って
いるかも。そこから本人が仲良い
人・信頼できる人がいるかも
過去に対応した日常生活
自立支援事業の専門員

施設以外で暮らすことができる
選択を提供してくれる事業者等
(身寄りのない人も受入れ可)

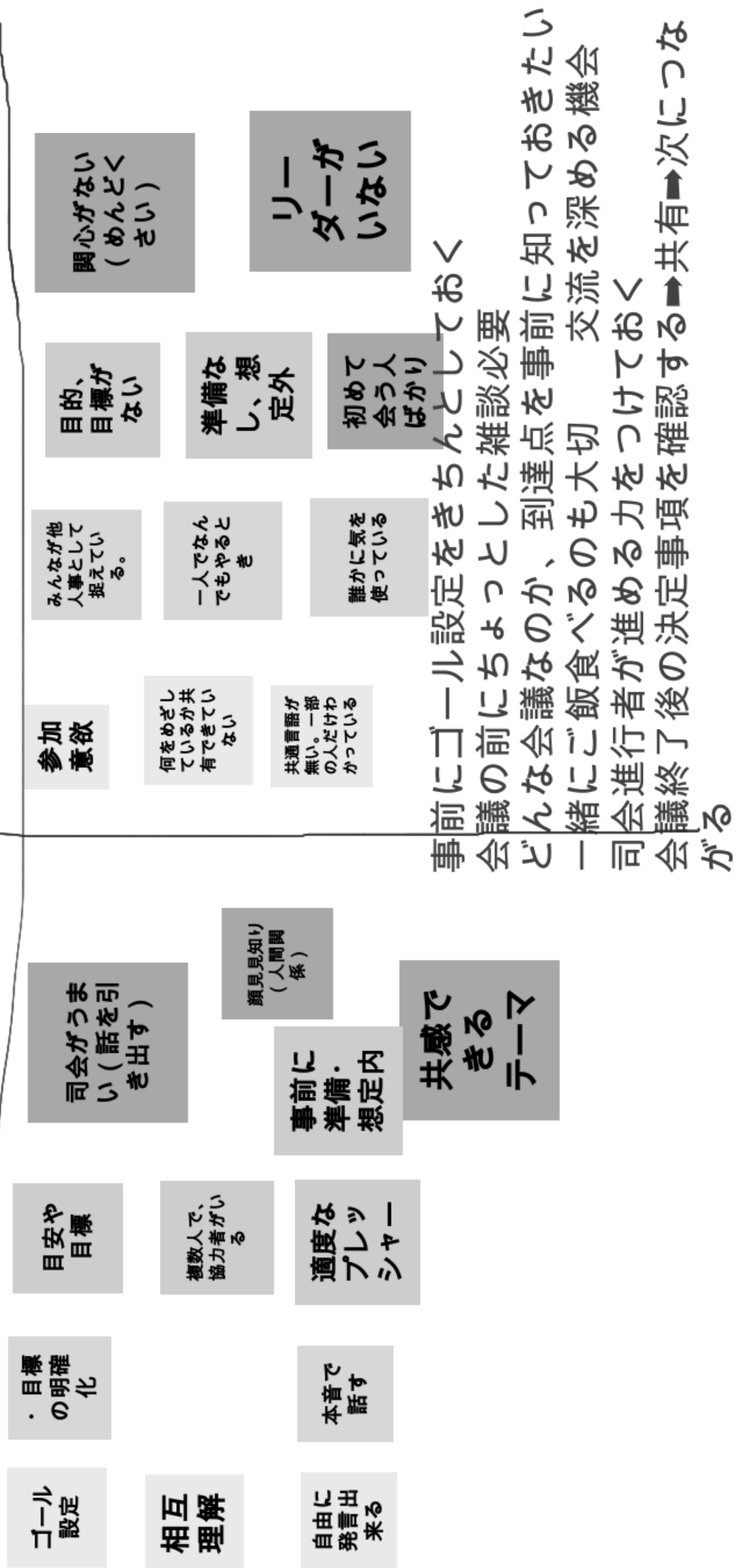
前の自宅の家主(もう一度借りれるか)？

グループ4 ミーティング④



グループ1「うまくいくとき」

「いかなうとき」



第3章 「権利擁護支援総合アドバイザー及び体制整備アドバイザー・都道府県等担当職員養成のためのモデル研修」実施結果

第1節 受講申込状況・受講状況

1 受講申込状況

(1) 弁護士・司法書士・社会福祉士

日本弁護士連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート及び公益社団法人日本社会福祉士会に対して受講者の推薦を依頼した結果、日本弁護士連合会からは15名、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートからは7名、公益社団法人日本社会福祉士会からは7名の推薦があった。

(2) 体制整備アドバイザー

社会福祉法人全国社会福祉協議会及び公益社団法人日本社会福祉士会に対して受講者の推薦を依頼した結果、社会福祉法人全国社会福祉協議会からは11名、公益社団法人日本社会福祉士会からは3名の推薦があった。

(3) 都道府県等担当職員

都道府県の担当職員を対象として先着順で15名の応募を受付けたところ、応募が定員に達しなかったため、対象を市町村・中核機関の担当職員にも広げた結果、15名の申込があった。

2 受講状況

(1) オンデマンド配信プログラムの受講状況

受講状況の統計調査は行わなかった。

(2) ライブ配信（集合）プログラムの受講状況

ライブ配信（集合）受講状況は、次のとおりである。

ライブ配信（集合）プログラムの受講状況

研修	受講者の属性	人数
「権利擁護支援総合アドバイザー養成研修」 (令和4年3月4日)	弁護士	8人
	司法書士	7人
	社会福祉士	5人
「体制整備アドバイザー・都道府県等担当職員養成研修」	体制整備アドバイザー	14人
	都道府県職員	3人

(令和4年3月1日)	市町村職員	4人
「権利擁護支援総合アドバイザー養成研修」・「体制整備アドバイザー・都道府県等担当職員養成研修」合同演習 (令和4年3月9日)	弁護士	8人
	司法書士	7人
	社会福祉士	7人
	体制整備アドバイザー	13人
	都道府県職員	3人
	市町村職員	3人

第2節 受講者（モニター）へのアンケート調査

1 アンケートの実施方法

オンデマンド配信及びライブ配信（集合）プログラムの受講者（モニター）に対し、受講した講義における各項目の内容が、権利擁護支援に関わった経験の少ない後輩や同僚などにとって分かりやすいか、役立つかについて、5段階評価で回答するよう求めた。

また、受講した講義における各項目についてのよかった点や改善すべき点、追加すべき科目や項目について、任意での回答を求めた。

2 オンデマンド配信プログラムについてのアンケート調査結果

(1) 回答者

調査数	回答者								
	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会職員	社会福祉士/社会福祉協議会	都道府県職員	市町村職員	その他	無回答
26	5	4	5	3	4	1	3	-	1
100.0	19.2	15.4	19.2	11.5	15.4	3.8	11.5	-	3.8

(2) 分かりやすさ

- ①「アドバイザー視点からみた成年後見制度利用促進法と基本計画」

	調査数	とても分かりやすい	分かりやすい	ふつう	分かりにくい	とても分かりにくい	無回答
1 成年後見制度利用促進法と成年後見制度利用促進基本計画	26 100.0	7 26.9	13 50.0	4 15.4	1 3.8	-	1 3.8
2 市町村の役割、地域連携ネットワーク及び中核機関の役割	26 100.0	7 26.9	14 53.8	3 11.5	1 3.8	-	1 3.8
3 都道府県の役割	26 100.0	6 23.1	13 50.0	4 15.4	2 7.7	-	1 3.8
4 権利擁護総合支援アドバイザー体制整備アドバイザーの役割	26 100.0	9 34.6	10 38.5	4 15.4	2 7.7	-	1 3.8
5 これから取り組んでいただきたいこと	26 100.0	6 23.1	10 38.5	8 30.8	1 3.8	-	1 3.8

②「高齢者・障害者虐待防止法の基本的理解 ・セルフネグレクトと消費者被害対応の基本的考え方」

	調査数	とても分かりやすい	分かりやすい	ふつう	分かりにくい	とても分かりにくい	無回答
1 高齢者・障害者／虐待防止法の意義と枠組み	26 100.0	7 26.9	13 50.0	4 15.4	1 3.8	-	1 3.8
2 高齢者・障害者／市町村等の虐待対応の状況	26 100.0	7 26.9	12 46.2	5 19.2	1 3.8	-	1 3.8
3 高齢者・障害者／各虐待防止法の解釈	26 100.0	8 30.8	14 53.8	3 11.5	-	-	1 3.8
4 虐待の早期発見・対応と個人情報保護と通報者保護	26 100.0	9 34.6	12 46.2	4 15.4	-	-	1 3.8
5 虐待対応における市町村等の責務と権限行使	26 100.0	9 34.6	11 42.3	5 19.2	-	-	1 3.8
6 セルフ・ネグレクトへの対応の考え方	26 100.0	6 23.1	14 53.8	5 19.2	-	-	1 3.8
7 消費者被害への対応の基本的考え方	26 100.0	7 26.9	15 57.7	3 11.5	-	-	1 3.8

③「権利擁護支援に関わる司法の制度と福祉職等と法律職の連携実務」

	調査数	とても分かりやすい	分かりやすい	ふつう	分かりにくい	とても分かりにくい	無回答
1 事例から学ぶ「相談して良かった！」	26 100.0	11 42.3	9 34.6	4 15.4	1 3.8	-	1 3.8
2 法テラスの活用法	26 100.0	9 34.6	11 42.3	5 19.2	-	-	1 3.8
3 福祉職等と法律職の連携における留意点と期待する効果等	26 100.0	11 42.3	10 38.5	4 15.4	-	-	1 3.8

④「セルフ・ネグレクトについて」

	調査数	とても分かりやすい	分かりやすい	ふつう	分かりにくい	とても分かりにくい	無回答
1 セルフ・ネグレクトとはどのような状態を言うのか	26 100.0	9 34.6	13 50.0	3 11.5	-	-	1 3.8
2 事例紹介、セルフ・ネグレクトへの対応	26 100.0	12 46.2	11 42.3	2 7.7	-	-	1 3.8
3 まとめ セルフ・ネグレクトへの対応助言のポイント	26 100.0	9 34.6	13 50.0	3 11.5	-	-	1 3.8

⑤ 「権利擁護を必要とする人についての理解」

	調査数	とても分かりやすい	分かりやすい	ふつう	分かりにくい	とても分かりにくい	無回答
1 パワーレス、エンパワメントについて	26 100.0	9 34.6	15 57.7	1 3.8	-	-	1 3.8
2 高齢者のパワーレス、エンパワメントの事例	26 100.0	10 38.5	13 50.0	2 7.7	-	-	1 3.8
3 障害者のパワーレス、エンパワメントの事例	26 100.0	7 26.9	13 50.0	3 11.5	2 7.7	-	1 3.8
4 今後のアプローチについて	26 100.0	9 34.6	12 46.2	2 7.7	2 7.7	-	1 3.8

⑥ 「障害者分野における権利擁護施策の展開」

	調査数	とても分かりやすい	分かりやすい	ふつう	分かりにくい	とても分かりにくい	無回答
1 障害者の権利擁護ってなんだろう？	26 100.0	15 57.7	11 42.3	-	-	-	-
2 障害者権利条約について	26 100.0	10 38.5	14 53.8	2 7.7	-	-	-
4 障害者差別解消法と合理的配慮・建設的対話について	26 100.0	14 53.8	11 42.3	1 3.8	-	-	-
6 意思決定支援について	26 100.0	18 69.2	7 26.9	1 3.8	-	-	-

⑦ 「権利擁護支援～必要とする人の声～」

	調査数	とても分かりやすい	分かりやすい	ふつう	分かりにくい	とても分かりにくい	無回答
1 権利擁護支援～必要とする人の声～	26 100.0	14 53.8	8 30.8	2 7.7	-	-	2 7.7

⑧ 「司法面接の技法について」

	調査数	とても分かりやすい	分かりやすい	ふつう	分かりにくい	とても分かりにくい	無回答
1 事実調査の問題	26	11	10	2	2	-	1
	100.0	42.3	38.5	7.7	7.7	-	3.8
2 司法面接の概要	26	10	11	1	3	-	1
	100.0	38.5	42.3	3.8	11.5	-	3.8
3 通告・通報という選択肢	26	7	12	4	2	-	1
	100.0	26.9	46.2	15.4	7.7	-	3.8

⑨「地域福祉とファンドレイジング」

	調査数	とても分かりやすい	分かりやすい	ふつう	分かりにくい	とても分かりにくい	無回答
1 福祉活動と資金の関係性	26	14	9	3	-	-	-
	100.0	53.8	34.6	11.5	-	-	-
2 ファンドレイジングとは？	26	14	8	4	-	-	-
	100.0	53.8	30.8	15.4	-	-	-
3 ファンドレイジングの手法	26	13	9	4	-	-	-
	100.0	50.0	34.6	15.4	-	-	-
4 社会的インパクトを意識した事業づくり	26	10	13	3	-	-	-
	100.0	38.5	50.0	11.5	-	-	-
5 福祉サービス提供組織における寄附の倫理	26	12	10	4	-	-	-
	100.0	46.2	38.5	15.4	-	-	-

⑩「医療との連携ネットワーク」

	調査数	とても分かりやすい	分かりやすい	ふつう	分かりにくい	とても分かりにくい	無回答
1 医療連携の実際	26	9	11	5	1	-	-
	100.0	34.6	42.3	19.2	3.8	-	-

⑪「地域共生社会の実現に向けた体制整備」

	調査数	とても分かりやすい	分かりやすい	ふつう	分かりにくい	とても分かりにくい	無回答
1 地域共生社会の実現と包括的な支援体制をめぐる政策動向	26	12	11	3	-	-	-
	100.0	46.2	42.3	11.5	-	-	-
2 包括的な支援体制の構築と権利擁護支援	26	12	11	3	-	-	-
	100.0	46.2	42.3	11.5	-	-	-

⑫「権利擁護支援に関わる担い手の育成と適切な交代」

	調査数	とても分かりやすい	分かりやすい	ふつう	分かりにくい	とても分かりにくい	無回答
1 市民後見人の育成・活躍支援	26 100.0	11 42.3	9 34.6	3 11.5	1 3.8	-	2 7.7
2 法人後見人の活動	26 100.0	10 38.5	9 34.6	5 19.2	-	-	2 7.7
3 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携	26 100.0	8 30.8	11 42.3	4 15.4	1 3.8	-	2 7.7
4 後見人等の交代	26 100.0	9 34.6	10 38.5	4 15.4	1 3.8	-	2 7.7

(3) 役立ち度

① 「アドバイザー視点からみた成年後見制度利用促進法と基本計画」

	調査数	とても役立つ	役立つ	ふつう	あまり役立たない	ほとんど役立たない	無回答
1 成年後見制度利用促進法と成年後見制度利用促進基本計画	26 100.0	8 30.8	11 42.3	6 23.1	-	-	1 3.8
2 市町村の役割、地域連携ネットワーク及び中核機関の役割	26 100.0	9 34.6	11 42.3	5 19.2	-	-	1 3.8
3 都道府県の役割	26 100.0	9 34.6	9 34.6	7 26.9	-	-	1 3.8
4 権利擁護総合支援アドバイザー体制整備アドバイザーの役割	26 100.0	9 34.6	7 26.9	9 34.6	-	-	1 3.8
5 これから取り組んでいただきたいこと	26 100.0	10 38.5	6 23.1	9 34.6	-	-	1 3.8

② 「高齢者・障害者虐待防止法の基本的理解 ・セルフネグレクトと消費者被害対応の基本的考え方」

	調査数	とても役立つ	役立つ	ふつう	あまり役立たない	ほとんど役立たない	無回答
1 高齢者・障害者／虐待防止法の意義と枠組み	26 100.0	6 23.1	13 50.0	6 23.1	-	-	1 3.8
2 高齢者・障害者／市町村等の虐待対応の状況	26 100.0	6 23.1	13 50.0	5 19.2	1 3.8	-	1 3.8
3 高齢者・障害者／各虐待防止法の解釈	26 100.0	9 34.6	11 42.3	5 19.2	-	-	1 3.8
4 虐待の早期発見・対応と個人情報保護と通報者保護	26 100.0	10 38.5	10 38.5	5 19.2	-	-	1 3.8
5 虐待対応における市町村等の責務と権限行使	26 100.0	9 34.6	11 42.3	4 15.4	1 3.8	-	1 3.8
6 セルフ・ネグレクトへの対応の考え方	26 100.0	6 23.1	13 50.0	6 23.1	-	-	1 3.8
7 消費者被害への対応の基本的考え方	26 100.0	8 30.8	12 46.2	5 19.2	-	-	1 3.8

③ 「権利擁護支援に関わる司法の制度と福祉職等と法律職の連携実務」

	調査数	とても役立つ	役立つ	ふつう	あまり役立たない	ほとんど役立たない	無回答
1 事例から学ぶ「相談して良かった!」	26 100.0	9 34.6	10 38.5	6 23.1	-	-	1 3.8
2 フェラスの活用法	26 100.0	8 30.8	10 38.5	6 23.1	1 3.8	-	1 3.8
3 福祉職等と法律職の連携における留意点と期待する効果等	26 100.0	10 38.5	7 26.9	8 30.8	-	-	1 3.8

④「セルフ・ネグレクトについて」

	調査数	とても役立つ	役立つ	ふつう	あまり役立たない	ほとんど役立たない	無回答
1 セルフ・ネグレクトとはどのような状態を言うのか	26 100.0	10 38.5	15 57.7	-	-	-	1 3.8
2 事例紹介、セルフ・ネグレクトへの対応	26 100.0	13 50.0	9 34.6	3 11.5	-	-	1 3.8
3 まとめ セルフ・ネグレクトへの対応助言のポイント	26 100.0	12 46.2	11 42.3	2 7.7	-	-	1 3.8

⑤「権利擁護を必要とする人についての理解」

	調査数	とても役立つ	役立つ	ふつう	あまり役立たない	ほとんど役立たない	無回答
1 パワーレス、エンパワメントについて	26 100.0	9 34.6	13 50.0	3 11.5	-	-	1 3.8
2 高齢者のパワーレス、エンパワメントの事例	26 100.0	7 26.9	17 65.4	1 3.8	-	-	1 3.8
3 障害者のパワーレス、エンパワメントの事例	26 100.0	6 23.1	17 65.4	1 3.8	1 3.8	-	1 3.8
4 今後のアプローチについて	26 100.0	9 34.6	13 50.0	3 11.5	-	-	1 3.8

⑥「障害者分野における権利擁護施策の展開」

	調査数	とても役立つ	役立つ	ふつう	あまり役立たない	ほとんど役立たない	無回答
1 障害者の権利擁護ってなんだろう?	26 100.0	11 42.3	15 57.7	-	-	-	-
2 障害者権利条約について	26 100.0	6 23.1	17 65.4	2 7.7	1 3.8	-	-
4 障害者差別解消法と合理的配慮・建設的対話について	26 100.0	14 53.8	11 42.3	1 3.8	-	-	-
6 意思決定支援について	26 100.0	16 61.5	8 30.8	2 7.7	-	-	-

⑦「権利擁護支援～必要とする人の声～」

	調査数	とても役立つ	役立つ	ふつう	あまり役立たない	ほとんど役立たない	無回答
1 権利擁護支援～必要とする人の声～	26	12	9	1	1	-	3
	100.0	46.2	34.6	3.8	3.8	-	11.5

⑧ 「司法面接の技法について」

	調査数	とても役立つ	役立つ	ふつう	あまり役立たない	ほとんど役立たない	無回答
1 事実調査の問題	26	10	11	3	1	-	1
	100.0	38.5	42.3	11.5	3.8	-	3.8
2 司法面接の概要	26	11	10	3	1	-	1
	100.0	42.3	38.5	11.5	3.8	-	3.8
3 通告・通報という選択肢	26	10	9	5	1	-	1
	100.0	38.5	34.6	19.2	3.8	-	3.8

⑨ 「地域福祉とファンドレイジング」

	調査数	とても役立つ	役立つ	ふつう	あまり役立たない	ほとんど役立たない	無回答
1 福祉活動と資金の関係性	26	8	16	2	-	-	-
	100.0	30.8	61.5	7.7	-	-	-
2 ファンドレイジングとは？	26	7	17	2	-	-	-
	100.0	26.9	65.4	7.7	-	-	-
3 ファンドレイジングの手法	26	8	14	4	-	-	-
	100.0	30.8	53.8	15.4	-	-	-
4 社会的インパクトを意識した事業づくり	26	9	14	3	-	-	-
	100.0	34.6	53.8	11.5	-	-	-
5 福祉サービス提供組織における寄附の倫理	26	10	14	2	-	-	-
	100.0	38.5	53.8	7.7	-	-	-

⑩ 「医療との連携ネットワーク」

	調査数	とても役立つ	役立つ	ふつう	あまり役立たない	ほとんど役立たない	無回答
1 医療連携の実際	26	9	12	5	-	-	-
	100.0	34.6	46.2	19.2	-	-	-

⑪ 「地域共生社会の実現に向けた体制整備」

	調査数	とても役立つ	役立つ	ふつう	あまり役立たない	ほとんど役立たない	無回答
1 地域共生社会の実現と包括的な支援体制をめぐる政策動向	26	10	15	1	-	-	-
	100.0	38.5	57.7	3.8	-	-	-
2 包括的な支援体制の構築と権利擁護支援	26	12	14	-	-	-	-
	100.0	46.2	53.8	-	-	-	-

⑫「権利擁護支援に関わる担い手の育成と適切な交代」

	調査数	とても役立つ	役立つ	ふつう	あまり役立たない	ほとんど役立たない	無回答
1 市民後見人の育成・活躍支援	26 100.0	10 38.5	10 38.5	4 15.4	-	-	2 7.7
2 法人後見人の活動	26 100.0	9 34.6	11 42.3	4 15.4	-	-	2 7.7
3 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携	26 100.0	8 30.8	11 42.3	4 15.4	1 3.8	-	2 7.7
4 後見人等の交代	26 100.0	9 34.6	11 42.3	4 15.4	-	-	2 7.7

(4) 任意回答の抜粋

番号	科目	項目	良かった点	改善すべき点
1	アドバイザー視点からみた成年後見制度利用促進法と基本計画	1 成年後見制度利用促進法と成年後見制度利用促進基本計画	・初めてアドバイザーとして関わる人にも配慮されている。	・一番最初に視聴すべきビデオ教材なので、その旨の案内があるとよかった
		2 市町村の役割、地域連携ネットワーク及び中核機関の役割	・市町村が中核機関の整備において、都道府県の支援を受けながら進めたらよいということがより明確に伝わったと思います。	・受任者調整や後見人支援においては、個別ケースについても家庭裁判所と中核機関との情報共有が必要であり、将来的には、その方法をフロー図などで示すことができればよいのではないかと思います。
		3 都道府県の役割	・都道府県への関与を促す仕組みに説明があることがよかった。	・実際のところ、都道府県がどのような取り組みを進めているのかの具体例があるとよいと感じた。
		4 権利擁護総合支援アドバイザー体制整備アドバイザーの役割	・この科目についてはもう少し時間をとってほしいのではないかと感じました。	・1, 2, 3についてきちんと理解できないと、4が理解できないと思います。結果としてアドバイザー研修の受講をしたのは良いけれど・・・と言うことになりはしないか懸念されます。
		これから取り組んでいただきたいこと		・新たな図が、もう少し鮮明になった方がよい
2	高齢者・障害者虐待防止法の基本的理解 セルフネグレクトと消費者被害対応の基本的考え方	1 高齢者・障害者虐待防止法の意義と枠組み	・条文・文献等が適宜引かれており、マニュアル的に利用できそう（実務家向き）。	・市町村が適切に権限を行使しなかった場合の法的責任についても強調していただければと思いました。 ・高齢者・障害者虐待防止法の概要を説明する上で、図表等による比較の方が分かりやすい。
		2 高齢者・障害者市町村等の虐待対応の状況	・障害者の場合は労働局の発見数が多いということが意外であり、有益な視点だと感じた。	・具体的な事例をもう少し紹介いただくとより理解が深まると思った。
		3 高齢者・障害者各虐待防止法の解釈	・実際の対応に迷いがちなケースが取り上げられており、判断基準やスタンスが明示されていてよかった。	・身体拘束をすることによる悪影響も知っておくことが、身体拘束をしない意識につながると思います。
		4 虐待の早期発見・対応と個人情報保護と通報者保護	・個人情報保護については、関係機関との連携において虐待対応の担当者もきちんと相手に説明できるよう理解しておくことが必要だと思いました。	・本人の同意が必要かどうかについて、会議ごとの確認もしておきたいと思いました。 ・予め同意の書面の例（スライド76関連）があるとよりよかった。
		5 虐待対応における市町村等の責務と権限行使	・3パターンについて、条文・文献等が適宜引かれており、わかりやすい。	・視点として重要であることは理解できるが、市町村担当者が理解していると思われるような内容もある。
		6 セルフ・ネグレクトへの対応の考え方	・講義5の「セルフネグレクトについて」へつながる前提として基本を押さえることができると感じました。意思決定支援とも関連付けての解説があつてよかった。	・意思決定支援のガイドラインについてもこの研修の中に含めてみてほしいのではないかと思います。 ・セルフネグレクトの別の研修項目が準備されていることに触れておくと、よりよいかもしれないと感じた。
		7 消費者被害への対応の基本的考え方	・個人情報の取扱いなど、現場でとても役に立つと思いました。	・各種取消権等の行使についても詳しく知りたいと思いました。
3	権利擁護支援に関わる司法の制度と福祉職等と法律職の連携実務	1 事例から学ぶ「相談して良かった！」		・ジェノグラムやエコマップを活用するのはどうでしょうか？しかし、福祉職ではない人も受講することを想定すると分かりにくいかも？ ・法テラスに相談できること、できないことをもう少し詳しく聞きたいと思っています。
		2 法テラスの活用法	・法テラスの活用については、もっと周知されても良いと思いますし、アドバイザー研修に必要な項目と思いました。	法テラスのビデオで紹介されていた内容についても資料（法テラスのパフレット等）が提供されると良いのではないのでしょうか？ ・特定援助者相談事業の説明も入れた方がよいように思った。
		3 福祉職等と法律職の連携における留意点と期待する効果等	・福祉職と法律職が足並みがそろわないような事例は誰もが経験しているような内容でとてもわかりやすかったです。	・法律職から福祉職に相談をかけるような場合についてもさらに知りたいと思いました。 ・司法書士と弁護士では取扱業務の範囲がかなり異なるため、併記するならば、その点の注意はしておくべきだと思った。
5	セルフ・ネグレクトについて	1 セルフ・ネグレクトとはどのような状態を言うのか	・はじめに科目のねらいを明確に示すのは良い。	・家庭内のこと、本人が求めていることについて、場合によっては本人の意思に反してでも、市町村が介入する根拠や意思決定支援との関係についてなど、さらに知りたいと思いました。
		2 事例紹介、セルフ・ネグレクトへの対応	・具体的な事例は、とても困難な事例ばかりでしたので、どう解決に導いたのかというところまで、丁寧にお話いただけて、とても勉強になりました。	・異なる専門職の視点でアセスメントし、方針を決める場面の説明がもっと聞きたかったです。 ・セルフネグレクトの本人が支援を拒否している場合の対応事例を紹介してほしい
		3 まとめ セルフ・ネグレクトへの対応助言のポイント	・セルフ・ネグレクトの方への対応は苦慮することが多い傾向にある中で、具体的な対応案を示しており、即応的な内容で実践につながりやすいと感じた	・協力体制においてどのような配慮をすればよいかについても知りたいと思いました。 ・結論として、セルフネグレクト対応は、どこを目指して進んでいくのが良いのかということが、わかりにくいと感じた。

番号	科目	項目	良かった点	改善すべき点
6	権利擁護を必要とする人についての理解	1 パワーレス、エンパワメントについて	・権利擁護を必要とする人の状態についてよく理解できました。	本人と支援者の価値観について、違いを認め合える関係が支援の中では必要だと思いました。
		2 高齢者のパワーレス、エンパワメントの事例	・1を実践した事例であるため、具体的なイメージを持つことができる。	高齢者虐待対応であるとともにDV対応でもあることから、支援方針については多角的な視点による検討が必要だと思いました。
		3 障害者のパワーレス、エンパワメントの事例	・経験を通じた当事者の視点が解説されているのが良かった。	・日常的に関わる家族や支援者、関係機関の変化も必要だと思いました。 ・高齢者と揃えて具体的な事例を提示して、知的障害者の特性と配慮を要する点を伝えたい。
		4 今後のアプローチについて	・対談がとても良かったです	・意思決定支援のガイドライン（成年後見制度等）にも少し触れて解説していただけると、標準的な支援方法がより見えてくるのかなと思いました。 ・「今後のアプローチ」とは？
7	障害者分野における権利擁護施策の展開	1 障害者の権利擁護ってなんだろう？	・基本事項ではあるが、改めて説明されると、新たな気付きがあり、とても良い内容だと感じた。	・No7障害者分野における権利擁護施策の展開については、もう少し時間が必要だと思う。配布資料が割愛されるのがもったいない。
		2 障害者権利条約について	・逐条での分析があって興味深かった。	・「選択の権利」に焦点を当てた内容にしてもよいと感じる。
		4 障害者差別解消法と合理的配慮・建設的対話について	・いつもよくわからなくなっていた、「合理的配慮」の意味がとてもよくわかりました。	
		6 意思決定支援について	・価値観を混ぜないこと混ぜてしまうことの意識を持つこと等、気を付けるべき点を学べる	・もう少し事例をもとに詳しく聞きたいと思いました。 ・この科目では「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の解説に特化してよいのではないかと。
8	権利擁護支援～必要とする人の声～	・おそらく後方支援を行う職員の多くは、実際に権利擁護支援を必要とする方の声や思いを聞く機会は少ないと思うため、とても勉強になると感じた。	・後見制度を利用しているものの中にはうまくいかなかったものも多々あります。そういった話ももう少し盛り込んでほしい。 ・ポイントなどをまとめた資料があるとよい。	
9	司法面接の技法について	1 事実調査の問題	・聞き方によって虚記憶のリスクがあるという話は、とても有益だった。	・この知識、技術をアドバイザーが具体的にどこで活用することが期待されているのかが不明確。
		2 司法面接の概要	・被面接者に多くを語ってもらえるよう、面接者としてのあり方、心構え、手法については、福祉の相談対応でかなり応用できると思った。	・司法面接の手法を身につけるためのトレーニングも必要だと思います。 ・高齢者のケースにはそのまま流用可能なか、特有の問題点がないのか気になった。
		3 通告・通報という選択肢	・「聞きすぎない」という視点が新しく、有益だと感じた。	・具体的な場面等を交えて説明してほしい。
10	地域福祉とファンドレイジング	1 福祉活動と資金の関係性	・つい、寄付金をもらうことが良くないことというイメージがあり、その考えが誤っていたことを認識できてよかったです。	・資金調達は議論すること自体にハードルがあるという雰囲気があるため、ここから目をそらさず、各自が考えるべき項目であるということを冒頭で明確に説明された方がよいと思う。
		2 ファンドレイジングとは？	・知らない方が多いのではと思います。	・公的もしくは準公的な団体がファンドレイジングに取り組む時の留意点をもう少し詳しく学べると良いと感じました。
		3 ファンドレイジングの手法	・感謝をつたえることについて、身近なボランティア団体が寄付をくださる方の家に月1回出向いて寄付をもらいにくい話を思い出しました。その話を聞いたときは、そこまでしなきゃいけないの？と思いました。が、先生の講義を聞いて、とても大切なことだったの	利用者（本人）への直接支援を仕事とらえている福祉職には、経営（事業）を維持することも自分の仕事と考えるようになることに高いハードルがあるのではと感じました。
		4 社会的インパクトを意識した事業づくり	・「誰が見ても説得力が感じられる。」ような事業化が必要だと思った。	・もう少し倫理規定の整備について話を聞きたかった。
		5 福祉サービス提供組織における寄附の倫理	・まだ浸透していない考え方なので、トライする意義はあるように感じた。	・第一歩目の踏み出し方を具体的にアドバイスしてもらえるとよいように思った。
11	医療との連携ネットワーク	5 医療連携の実際	・科目の目的が示され、事例のあとにアドバイザーが理解すべきポイントが示され、具体的な助言のポイントが大変分かりやすい。	・病院や施設が受け入れ拒否などを行わないようになるのかといった視点での講義も必要ではないかと。

番号	科目	項目	良かった点	改善すべき点
12	地域共生社会の実現に向けた体制整備	1 地域共生社会の実現と包括的な支援体制をめぐる政策動向	・現状・動向・包括的支援体制のイメージ図と条文がうまくまとまっていた。最近創設された重層的支援体制を知るいい機会になった	・成年後見制度利用促進との関係性を次に示すために、前半の説明にも権利擁護の視点が不可欠であることを強調しておくつながりやすいのでは、と思いました。（あえて述べていないと思いますが。）
		2 包括的な支援体制の構築と権利擁護支援	・従来の権利擁護支援をベースにしていけばよい、ただ、更に連携を深め包括的に、という視点が伝わった。	・もう少し時間をとり、2自治体の例を用いながら重層と中核機関整備の関りが具体的に、どう有機的に作用しあってしくみが作られてきたかについて聞かせていただきたいと思いました。 ・スライド31の中土佐町と32の豊田市の具体例は、もっと深掘りしてもよかったですか（うまくいくかどうかは、規模の大小だけでなく、旗振り役の有無等の要因もあるかもと常日頃から感じているので）。
13	権利擁護支援に関わる担い手の育成と適切な交代	1 市民後見人の育成・活躍支援	・後見人の担い手不足がある現状において、いかに市民後見人に活躍してもらうか検討する中でとても参考になると思う。	・市民後見人による意思決定支援のあり方について、ケース会議等への参画などの事例を含め、詳細を伺いたい。
		2 法人後見人の活動	・法人後見の現状と課題について大変よくわかりました。	・法人後見は社協の頑張りだけに頼るのではなく、他のNPO法人等でも受任できるように運営費用が賄える仕組みが必要だと感じました。
		3 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携	・日常生活自立支援事業から成年後見への移行ということがなかなか進まないという点について、構造的な問題等も含め説明があり、有益だと感じた。	・日常生活自立支援事業の利用のしやすさを成年後見制度にも取り入れるように、現在も進行中ですが、検討、法の改正が必要だと感じました。
		4 後見人等の交代	・今後必要な所だと思いますので学んでおく事が重要だと思いました。	・交代が必要と思われる個別案件について中核機関と家庭裁判所が情報の共有をすることについて、国においてまとめたいただく必要があると思いました。

II 追加すべき科目や項目

・第1期計画にあったように、成年後見制度を利用する人がメリットを感じられるように運用の改善、支援体制の整備等について、取組の再チェックができるような内容も必要ではないかと思いました。

・対策として、研修の冒頭に例えば「アドバイザー概論（仮称）」といった講義を置き、アドバイザーに期待されている活動場面と役割を具体的に提示したうえで、研修全体の構成と科目のねらいを説明すると良い。言い換えると、この研修の目的（どういう人を対象に何をできるようにするのか、そのためにはどのような知識や技術を習得することが必要なのか）が見えにくい。

・科目を一列に並べるのではなく、学ぶ内容で分類して示すのも分かりやすい。例えば「権利擁護支援に関わる基本的枠組みと法制度」（科目2、7、12、13が該当か）、「権利擁護支援が必要な人の理解」（科目5、6、8が該当か）、「権利擁護支援の実際」（科目3、9、10、11が該当か）など。

・講義科目として設置すべきかどうかは検討を要するものの、アドバイザーに必要なスキルとして、会議の運営、ファンリテーション、ネゴシエーション、事例検討、スーパービジョンなどが想定される。知識のみならず技術を学び、スキルアップができる機会があるとよい。

・実際に市町村が取り組んだ実践例を取り上げ、体制整備に関する検討や機能拡充の過程を一連の流れで示すような科目があってもよいと考える。

・利用者やその家族など当事者が関与して活動している団体が、全国組織やその地域に根差して多くあると思います。そのような団体との連携の在り方についての項目があっても良いのではと思いました。（個別の団体の活動紹介というより、意義や果たされている役割について網羅的にご説明いただくような内容）

3 ライブ配信（集合）プログラムについてのアンケート結果

(1) 回答者

調査数	回答者								
	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会職員	社会福祉士/社会福祉協議会	都道府県職員	市町村職員	その他	無回答
31	5	7	4	3	3	1	2	-	6
100.0	16.1	22.6	12.9	9.7	9.7	3.2	6.5	-	19.4

(2) 分かりやすさ

① 「都道府県による市町村支援」

	調査数	とても分かりやすい	分かりやすい	ふつう	分かりにくい	とても分かりにくい	無回答
1 都道府県と市町村の関係性	31	2	9	1	-	-	19
	100.0	6.5	29.0	3.2	-	-	61.3
2 市町村間の広域連携と都道府県による補完・協働について	31	1	9	2	-	-	19
	100.0	3.2	29.0	6.5	-	-	61.3
3 市町村支援の解説等	31	2	9	1	-	-	19
	100.0	6.5	29.0	3.2	-	-	61.3
4 各市町村の現状を踏まえた支援の方向性	31	1	9	1	-	-	20
	100.0	3.2	29.0	3.2	-	-	64.5
5 これから取り組んでいただきたいこと	31	2	7	2	-	-	20
	100.0	6.5	22.6	6.5	-	-	64.5

② 「ニーズ調査等の手法」

	調査数	とても分かりやすい	分かりやすい	ふつう	分かりにくい	とても分かりにくい	無回答
1 権利擁護支援・成年後見に関する地域ニーズ把握の必要性	31	2	8	1	-	-	20
	100.0	6.5	25.8	3.2	-	-	64.5
2 調査の種類と実施手法	31	2	6	2	1	-	20
	100.0	6.5	19.4	6.5	3.2	-	64.5
3 調査結果の分析手法・分析結果を体制整備に活かした実例	31	1	8	2	-	-	20
	100.0	3.2	25.8	6.5	-	-	64.5
4 ネットワークを活用した調査実施の意義と効果	31	1	9	1	-	-	20
	100.0	3.2	29.0	3.2	-	-	64.5
5 これから取り組んでいただきたいこと	31	-	9	-	1	-	21
	100.0	-	29.0	-	3.2	-	67.7

③ 「都道府県・都道府県社協が実施する研修企画（演習）」

	調査数	とても分かりやすい	分かりやすい	ふつう	分かりにくい	とても分かりにくい	無回答
1 研修の意義と目的	31	2	7	1	1	-	20
	100.0	6.5	22.6	3.2	3.2	-	64.5
2 研修企画における研修デザインと運営	31	2	8	-	1	-	20
	100.0	6.5	25.8	-	3.2	-	64.5
3 事前課題の発表・意見交換	31	2	6	1	-	-	22
	100.0	6.5	19.4	3.2	-	-	71.0
4 これから取り組んでいただきたいこと	31	2	6	1	2	-	20
	100.0	6.5	19.4	3.2	6.5	-	64.5

④ 「ネットワークと組織連携」

	調査数	とても分かりやすい	分かりやすい	ふつう	分かりにくい	とても分かりにくい	無回答
1 ネットワークを構成する組織・人・職種などの検討（個人ワーク）	31	4	3	4	1	-	19
	100.0	12.9	9.7	12.9	3.2	-	61.3
2 ネットワークを広げる（グループワーク）	31	4	3	5	-	-	19
	100.0	12.9	9.7	16.1	-	-	61.3
3 組織連携のコツ・技	31	4	4	3	1	-	19
	100.0	12.9	12.9	9.7	3.2	-	61.3
4 市町村への助言	31	2	5	1	2	-	21
	100.0	6.5	16.1	3.2	6.5	-	67.7
5 これから取り組んでいただきたいこと	31	2	5	1	2	-	21
	100.0	6.5	16.1	3.2	6.5	-	67.7

⑤ 「地域連携ネットワーク構築のための工夫」

	調査数	とても分かりやすい	分かりやすい	ふつう	分かりにくい	とても分かりにくい	無回答
1 地域連携ネットワーク構築の考え方・手法	31	4	4	4	-	-	19
	100.0	12.9	12.9	12.9	-	-	61.3
2 チームでの話し合いについて（個人ワーク）	31	4	6	2	-	-	19
	100.0	12.9	19.4	6.5	-	-	61.3
3 チームでの話し合いについて（グループワーク）	31	4	6	2	-	-	19
	100.0	12.9	19.4	6.5	-	-	61.3
4 グループワークでのアイデアの共有	31	4	5	3	-	-	19
	100.0	12.9	16.1	9.7	-	-	61.3
5 都道府県職員・体制整備アドバイザーが留意すべき点	31	6	4	2	-	-	19
	100.0	19.4	12.9	6.5	-	-	61.3

⑥ 「地域課題解消のための地域連携」

	調査数	とても分かりやすい	分かりやすい	ふつう	分かりにくい	とても分かりにくい	無回答
1 ネットワークを活用した地域課題解消の方法	31	3	8	1	-	-	19
	100.0	9.7	25.8	3.2	-	-	61.3
2 事例の検討	31	4	7	-	-	-	20
	100.0	12.9	22.6	-	-	-	64.5
3 事例におけるポイントと市町村・中核機関における悩みや課題	31	3	7	2	-	-	19
	100.0	9.7	22.6	6.5	-	-	61.3
4 都道府県職員・体制整備アドバイザーが留意すべき点	31	4	7	1	-	-	19
	100.0	12.9	22.6	3.2	-	-	61.3
5 これから取り組んでいただきたいこと	31	3	6	1	1	-	20
	100.0	9.7	19.4	3.2	3.2	-	64.5

⑦「意思決定支援に関わる相談事例への対応」

	調査数	とても分かりやすい	分かりやすい	ふつう	分かりにくい	とても分かりにくい	無回答
1 意思決定支援における基本的な姿勢	31	4	10	3	-	-	14
	100.0	12.9	32.3	9.7	-	-	45.2
2 事例検討 1（グループワーク）	31	5	10	2	-	-	14
	100.0	16.1	32.3	6.5	-	-	45.2
3 事例検討 2（グループワーク）	31	5	11	1	-	-	14
	100.0	16.1	35.5	3.2	-	-	45.2
4 まとめ	31	7	7	2	-	-	15
	100.0	22.6	22.6	6.5	-	-	48.4
5 これから取り組んでいただきたいこと	31	5	9	2	-	-	15
	100.0	16.1	29.0	6.5	-	-	48.4

⑧「権利回復支援に関わる相談事例への対応（虐待／生活困窮者支援／セルフネグレクト／消費者被害）」

	調査数	とても分かりやすい	分かりやすい	ふつう	分かりにくい	とても分かりにくい	無回答
1 権利擁護支援の実態	31	4	12	1	-	-	14
	100.0	12.9	38.7	3.2	-	-	45.2
2 支援者・支援機関の法的位置づけと役割	31	5	11	1	-	-	14
	100.0	16.1	35.5	3.2	-	-	45.2
3 本人の困りごとを適切にアセスメントする視点	31	7	10	1	-	-	13
	100.0	22.6	32.3	3.2	-	-	41.9
4 支援の広がりや可能性を意識する視点	31	6	10	1	-	-	14
	100.0	19.4	32.3	3.2	-	-	45.2
5 これから取り組んでいただきたいこと	31	5	11	1	-	-	14
	100.0	16.1	35.5	3.2	-	-	45.2

⑨「ケース会議を通じた多職種連携の実践」

	調査数	とても分かりやすい	分かりやすい	ふつう	分かりにくい	とても分かりにくい	無回答
1 ケース会議の役割	31	5	12	1	-	-	13
	100.0	16.1	38.7	3.2	-	-	41.9
2 ケースから考える（個人ワーク・グループワーク）	31	5	12	1	-	-	13
	100.0	16.1	38.7	3.2	-	-	41.9
3 自治体アセスメント	31	6	11	1	-	-	13
	100.0	19.4	35.5	3.2	-	-	41.9
4 これから取り組んでいただきたいこと	31	7	8	2	-	-	14
	100.0	22.6	25.8	6.5	-	-	45.2

⑩ 「権利擁護支援の総合演習①（前半）」

	調査数	とても分かりやすい	分かりやすい	ふつう	分かりにくい	とても分かりにくい	無回答
1 事例検討 1（グループワーク）	31	6	18	3	2	-	2
	100.0	19.4	58.1	9.7	6.5	-	6.5
2 事例検討 2（グループワーク）	31	5	17	4	1	-	4
	100.0	16.1	54.8	12.9	3.2	-	12.9

⑪ 「権利擁護支援の総合演習①（後半）」

	調査数	とても分かりやすい	分かりやすい	ふつう	分かりにくい	とても分かりにくい	無回答
1 事例検討 1（グループワーク）	31	7	17	4	2	-	1
	100.0	22.6	54.8	12.9	6.5	-	3.2
2 事例検討 2（グループワーク）	31	6	16	3	2	-	4
	100.0	19.4	51.6	9.7	6.5	-	12.9

⑫ 「権利擁護支援の総合演習②」

	調査数	とても分かりやすい	分かりやすい	ふつう	分かりにくい	とても分かりにくい	無回答
1 虐待対応後の成年後見制度活用場面での受任者調整	31	7	15	3	1	-	5
	100.0	22.6	48.4	9.7	3.2	-	16.1
2 心身の安全が確保された後の意思決定支援におけるチーム支援のあり方（グループワーク）	31	6	19	1	1	-	4
	100.0	19.4	61.3	3.2	3.2	-	12.9
3 地域課題のとらえ方・対応方法の検討（グループワーク）	31	8	15	2	3	-	3
	100.0	25.8	48.4	6.5	9.7	-	9.7
4 これから取り組んでいただきたいこと	31	7	17	2	1	-	4
	100.0	22.6	54.8	6.5	3.2	-	12.9

(3) 役立ち度

① 「都道府県による市町村支援」

	調査数	とても役立つ	役立つ	ふつう	あまり役立たない	ほとんど役立たない	無回答
1 都道府県と市町村の関係性	31 100.0	2 6.5	9 29.0	1 3.2	-	-	19 61.3
2 市町村間の広域連携と都道府県による補完・協働について	31 100.0	3 9.7	8 25.8	1 3.2	-	-	19 61.3
3 市町村支援の解説等	31 100.0	4 12.9	7 22.6	1 3.2	-	-	19 61.3
4 各市町村の現状を踏まえた支援の方向性	31 100.0	2 6.5	7 22.6	2 6.5	-	-	20 64.5
5 これから取り組んでいただきたいこと	31 100.0	2 6.5	7 22.6	2 6.5	-	-	20 64.5

② 「ニーズ調査等の手法」

	調査数	とても役立つ	役立つ	ふつう	あまり役立たない	ほとんど役立たない	無回答
1 権利擁護支援・成年後見に関する地域ニーズ把握の必要性	31 100.0	5 16.1	6 19.4	-	-	-	20 64.5
2 調査の類型と実施手法	31 100.0	3 9.7	8 25.8	-	-	-	20 64.5
3 調査結果の分析手法・分析結果を体制整備に活かした実例	31 100.0	3 9.7	7 22.6	1 3.2	-	-	20 64.5
4 ネットワークを活用した調査実施の意義と効果	31 100.0	3 9.7	7 22.6	1 3.2	-	-	20 64.5
5 これから取り組んでいただきたいこと	31 100.0	1 3.2	7 22.6	1 3.2	-	-	22 71.0

③ 「都道府県・都道府県社協が実施する研修企画（演習）」

	調査数	とても役立つ	役立つ	ふつう	あまり役立たない	ほとんど役立たない	無回答
1 研修の意義と目的	31 100.0	4 12.9	4 12.9	3 9.7	-	-	20 64.5
2 研修企画における研修デザインと運営	31 100.0	3 9.7	4 12.9	4 12.9	-	-	20 64.5
3 事前課題の発表・意見交換	31 100.0	4 12.9	3 9.7	2 6.5	-	-	22 71.0
4 これから取り組んでいただきたいこと	31 100.0	3 9.7	4 12.9	3 9.7	-	-	21 67.7

④ 「ネットワークと組織連携」

	調査数	とても役立つ	役立つ	ふつう	あまり役立たない	ほとんど役立たない	無回答
1 ネットワークを構成する組織・人・職種などの検討 (個人ワーク)	31	4	4	3	1	-	19
	100.0	12.9	12.9	9.7	3.2	-	61.3
2 ネットワークを広げる(グループワーク)	31	4	3	5	-	-	19
	100.0	12.9	9.7	16.1	-	-	61.3
3 組織連携のコツ・技	31	4	4	3	-	-	20
	100.0	12.9	12.9	9.7	-	-	64.5
4 市町村への助言	31	2	4	3	-	-	22
	100.0	6.5	12.9	9.7	-	-	71.0
5 これから取り組んでいただきたいこと	31	2	4	3	-	-	22
	100.0	6.5	12.9	9.7	-	-	71.0

⑤ 「地域連携ネットワーク構築のための工夫」

	調査数	とても役立つ	役立つ	ふつう	あまり役立たない	ほとんど役立たない	無回答
1 地域連携ネットワーク構築の考え方・手法	31	3	4	5	-	-	19
	100.0	9.7	12.9	16.1	-	-	61.3
2 チームでの話し合いについて(個人ワーク)	31	4	4	4	-	-	19
	100.0	12.9	12.9	12.9	-	-	61.3
3 チームでの話し合いについて(グループワーク)	31	5	4	3	-	-	19
	100.0	16.1	12.9	9.7	-	-	61.3
4 グループワークでのアイデアの共有	31	4	7	1	-	-	19
	100.0	12.9	22.6	3.2	-	-	61.3
5 都道府県職員・体制整備アドバイザーが留意すべき点	31	7	3	2	-	-	19
	100.0	22.6	9.7	6.5	-	-	61.3

⑥ 「地域課題解消のための地域連携」

	調査数	とても役立つ	役立つ	ふつう	あまり役立たない	ほとんど役立たない	無回答
1 ネットワークを活用した地域課題解消の方法	31	2	9	1	-	-	19
	100.0	6.5	29.0	3.2	-	-	61.3
2 事例の検討	31	3	7	1	-	-	20
	100.0	9.7	22.6	3.2	-	-	64.5
3 事例におけるポイントと市町村・中核機関における悩みや課題	31	2	8	2	-	-	19
	100.0	6.5	25.8	6.5	-	-	61.3
4 都道府県職員・体制整備アドバイザーが留意すべき点	31	4	6	2	-	-	19
	100.0	12.9	19.4	6.5	-	-	61.3
5 これから取り組んでいただきたいこと	31	3	6	2	-	-	20
	100.0	9.7	19.4	6.5	-	-	64.5

⑦ 「意思決定支援に関わる相談事例への対応」

	調査数	とても役立つ	役立つ	ふつう	あまり役立たない	ほとんど役立たない	無回答
1 意思決定支援における基本的な姿勢	31	5	11	1	-	-	14
	100.0	16.1	35.5	3.2	-	-	45.2
2 事例検討 1 (グループワーク)	31	8	9	-	-	-	14
	100.0	25.8	29.0	-	-	-	45.2
3 事例検討 2 (グループワーク)	31	8	9	-	-	-	14
	100.0	25.8	29.0	-	-	-	45.2
4 まとめ	31	8	7	1	-	-	15
	100.0	25.8	22.6	3.2	-	-	48.4
5 これから取り組んでいただきたいこと	31	7	8	1	-	-	15
	100.0	22.6	25.8	3.2	-	-	48.4

⑧「権利回復支援に関わる相談事例への対応（虐待／生活困窮者支援／セルフネグレクト／消費者被害）」

	調査数	とても役立つ	役立つ	ふつう	あまり役立たない	ほとんど役立たない	無回答
1 権利擁護支援の実態	31	5	11	1	-	-	14
	100.0	16.1	35.5	3.2	-	-	45.2
2 支援者・支援機関の法的位置づけと役割	31	7	9	1	-	-	14
	100.0	22.6	29.0	3.2	-	-	45.2
3 本人の困りごとを適切にアセスメントする視点	31	7	11	-	-	-	13
	100.0	22.6	35.5	-	-	-	41.9
4 支援の広がりや可能性を意識する視点	31	7	10	-	-	-	14
	100.0	22.6	32.3	-	-	-	45.2
5 これから取り組んでいただきたいこと	31	7	8	2	-	-	14
	100.0	22.6	25.8	6.5	-	-	45.2

⑨「ケース会議を通じた多職種連携の実践」

	調査数	とても役立つ	役立つ	ふつう	あまり役立たない	ほとんど役立たない	無回答
1 ケース会議の役割	31	8	9	1	-	-	13
	100.0	25.8	29.0	3.2	-	-	41.9
2 ケースから考える（個人ワーク・グループワーク）	31	9	8	1	-	-	13
	100.0	29.0	25.8	3.2	-	-	41.9
3 自治体アセスメント	31	7	9	2	-	-	13
	100.0	22.6	29.0	6.5	-	-	41.9
4 これから取り組んでいただきたいこと	31	9	7	1	-	-	14
	100.0	29.0	22.6	3.2	-	-	45.2

⑩「権利擁護支援の総合演習①（前半）」

	調査数	とても役立つ	役立つ	ふつう	あまり役立たない	ほとんど役立たない	無回答
1 事例検討 1 (グループワーク)	31	10	17	1	1	-	2
	100.0	32.3	54.8	3.2	3.2	-	6.5
2 事例検討 2 (グループワーク)	31	9	16	1	1	-	4
	100.0	29.0	51.6	3.2	3.2	-	12.9

⑪「権利擁護支援の総合演習①(後半)」

	調査数	とても役立つ	役立つ	ふつう	あまり役立たない	ほとんど役立たない	無回答
1 事例検討 1 (グループワーク)	31	10	18	1	1	-	1
	100.0	32.3	58.1	3.2	3.2	-	3.2
2 事例検討 2 (グループワーク)	31	9	16	1	1	-	4
	100.0	29.0	51.6	3.2	3.2	-	12.9

⑫「権利擁護支援の総合演習②」

	調査数	とても役立つ	役立つ	ふつう	あまり役立たない	ほとんど役立たない	無回答
1 虐待対応後の成年後見制度活用場面での受任者調整	31	10	15	1	-	-	5
	100.0	32.3	48.4	3.2	-	-	16.1
2 心身の安全が確保された後の意思決定支援におけるチーム支援のあり方 (グループワーク)	31	11	16	-	-	-	4
	100.0	35.5	51.6	-	-	-	12.9
3 地域課題のとらえ方・対応方法の検討 (グループワーク)	31	13	14	1	-	-	3
	100.0	41.9	45.2	3.2	-	-	9.7
4 これから取り組んでいただきたいこと	31	9	15	3	-	-	4
	100.0	29.0	48.4	9.7	-	-	12.9

④任意回答の抜粋

月日	科目	項目	良かった点	改善すべき点
3月1日	都道府県による市町村支援	1 都道府県と市町村の関係性	・各法律を抜粋し、法的根拠を示されており、都道府県の役割がよく理解できた。	
		2 市町村間の広域連携と都道府県による補完・協働について	・他の事業の例も示していただき、定型的なイメージも理解できた。	
		3 市町村支援の解説等	・取組の流れについて段階的に説明をしていただき、具体的に理解できた。他県でも取り組みやすい内容であると感じた。	・担当者が成年後見制度についてよく知らないために困ったこと、困っていることなどを、さらにお話していただくと参考になると思った。
		4 各市町村の現状を踏まえた支援の方向性	・事業評価についても解説があり参考になった。	・取組を進めていく中で、調整役として難しかったことなども教えていただければ、これから取り組む都道府県の参考になるかと思いました。おそらく、困ることは共通していると思った。
		5 これから取り組んでいただきたいこと	・財源や業務量の面から事業の内容を検討する視点は、行政の人にとっては理解しやすい。	・権利擁護支援（権利擁護人材育成も含めて）のために財源や業務量（業務分担）の在り方を見直すということをここで再度、触れていただけると、設定した目標とつながっていることがよりわかりやすくなる。
3月1日	ニーズ調査等の手法	1 権利擁護支援・成年後見に関する地域ニーズ把握の必要性	・ニーズ調査をする背景を知るために議事録なども活用するという点は参考になった。	
		2 調査の種類と実施手法	・新潟県の実数調査の例については、ニーズ把握の方法の一つとして参考になった。	・実際の調査票の例を示してもらえれば、アドバイスする際の参考にできると思われる。
		3 調査結果の分析手法・分析結果を体制整備に活かした事例	・課題を明らかにするだけでなく、どう活用するかを想定した調査の必要性を実感しました。	
		4 ネットワークを活用した調査実施の意義と効果	・ニーズ把握が体制整備のプロセスの一部であることをまとめていたのはよかった。	・全国的に統一的な調査があってもよいのではと思いました。講師の言葉にもあったとおり、資料を追加してもらえれば、よりわかりやすい。
		5 これから取り組んでいただきたいこと	・全体の内容を踏まえ、最後に体制整備におけるニーズ調査の位置づけが確認できる。	
3月1日	都道府県・都道府県社協が実施する研修企画（演習）	1 研修の意義と目的	・期待される効果が明確になると感じました。	・相談をしたら、きちんと対応してくれたという成功体験や口コミが、さらに相談件数の増加につながると思います。
		2 研修企画における研修デザインと運営	・戦略的な取組みという考え方が大事であると思った。たまたま、費用対効果については、数字にしにくく、財政的に厳しい市町村では予算の削減になりやすい。検討委員会の意見を上げることが大事だと思った。	・市民後見推進について、市町や市町社協の巻き込み方やアプローチをしていくための取り組み部分をもう少し具体的にきいてみたかった。
		3 事前課題の発表・意見交換	・情報の交換ができてよかった。	
		4 これから取り組んでいただきたいこと	・対象者のニーズなどを事前に把握するなど、研修を企画するときのポイントに具体的な大変参考になった。	
3月1日	ネットワークと組織連携	1 ネットワークを構成する組織・人・職種などの検討（個人ワーク）	・自分事のネットワークから考えるワークでとても親近感があり、イメージもしやすかった。	・設定する年齢や困りごとによってどのような団体を選択するか迷った（固く考える必要はないのですが。）。
		2 ネットワークを広げる（グループワーク）		・必要なポイントを考えるときに、ついつい、支援者目線になってしまった。
		3 組織連携のコツ・技	・中核機関が地域連携ネットワークを運営する上で、ポイントとなる部分などの具体的な説明があった。	
		4 市町村への助言	・助言の前に丁寧に各市町村の状況を聞き取りたい。状況にあわせた発言を心掛けたい。	

月日	科目	項目	良かった点	改善すべき点
3月1日	地域連携ネットワーク構築のための工夫	1 地域連携ネットワーク構築の考え方・手法		
		2 チームでの話し合いについて（個人ワーク）	・個人ワークに入る前に講師に振って、どのようなことを考えるのか明確にしたのはよかった。	
		3 チームでの話し合いについて（グループワーク）	・ワークのやり方や時間配分が明確で、ジャムボードによる可視化の手法も有効と思われる。	・ジャムボード機能はよいが、使用するのであれば、もう少し時間が必要。
		4 グループワークでのアイデアの共有	・全体発表の役割がなかったので、グループワークに集中できた。時間的にもちょうどよかったです。	
		5 都道府県職員・体制整備アドバイザーが留意すべき点	・話し合いにはステージがあるということ。関係構築を丁寧にし、協議につなげられるよう努力したい。	
3月1日	地域課題解消のための地域連携	1 ネットワークを活用した地域課題解消の方法	・第二期計画ではさらに地域連携ネットワークを機能させようとしているポイントがよくわかりました。	
		2 事例の検討	・都道府県域だけではなく、より狭い範囲のネットワークについても、アドバイザーとして参考になる部分が多い。	
		3 事例におけるポイントと市町村・中核機関における悩みや課題	・ボトムアップ。市町がつかずいている、不安に感じている要素を明らかにする必要性やその上で関わることの重要性を感じた。	・第二期計画にも対応させると、3つの場面や家庭裁判所との連携においてどのように動くのか見えてくると思う。
		4 都道府県職員・体制整備アドバイザーが留意すべき点	・ニュースレターや法人後見業務の手引きなど、要所まできちんとまとめられており、参考にしたいと思った。 ・ポイントが押さえられていて、受講者が知りたい内容が引き出されていた。	
		5 これから取り組んでいただきたいこと	・各市町の蓄積があるということ、これまでやってきたことに目を向けて、関わっていききたい。	
3月4日	意思決定支援に関わる相談事例への対応	1 意思決定支援における基本的な姿勢	・スタートのビジョンが見え、事例検討1に入りやすかった。	・「アドバイザー」としての位置づけについて、簡単にふれていただけるとよい。
		2 事例検討1（グループワーク）	・グループ内での役割を予め機械的に割り振るという工夫がなされていたおかげで、初対面かつzoomでも、ワークがスムーズに進んだ。	・ケースの支援者としての視点での議論があったので、立ち位置が体制整備支援アドバイザーとしての助言であることを明確にする必要があると思った。
		3 事例検討2（グループワーク）	・本人の意思確認・決定支援の大切さを痛感。	・他のグループの話し合いの結果をそれぞれのグループから聞いたほうが良いのではないかと。
		4 まとめ	・それぞれ専門職の違う意見が解って良かった。 ・一対一のリスクについて、あらためて確認できた。	・事前に視聴しておいた研修と同じ内容の話があった。全部視聴する前提だったと思うので、別の話のほうがよかった。
		5 これから取り組んでいただきたいこと	・アドバイザーとして必要な点はもちろんだが、専門職として相談に応じる際にも必要な視点を学んだ。	

月日	科目	項目	良かった点	改善すべき点
3月4日	権利回復支援に関する相談事例への対応 (虐待/生活困窮者支援/セルフネグレクト/消費者被害)	1 権利擁護支援の実態		
		2 支援者・支援機関の法的位置づけと役割		
		3 本人の困りごとを適切にアセスメントする視点	・アセスメントの重要性について認識が足りていないと自覚した。	・アセスメントの視点は本当に大切だと思うので時間を取って頂きたい。
		4 支援の広がりや可能性を意識する視点	・俯瞰的に見て支援の組み立てを考えると理解できた。	
		5 これから取り組んでいただきたいこと		・虐待の際の本人の想いについては把握する視点を持つ事は大切だと思うが、虐待の状態でそこを言ってもらえない事があり大きなストレスになる事も理解して欲しい。
3月4日	ケース会議を通じた多職種連携の実践	1 ケース会議の役割	・会議を行う事で見える化されるので大切だと思った。	
		2 ケースから考える(個人ワーク・グループワーク)	・ホワイトボードの利用については紙面で行うより良い方法だと思った。	
		3 自治体アセスメント	・事実を整理する方法について理解できた。	・模擬会議などがあつたら、もっとわかりやすかつたかもしれない。
		4 これから取り組んでいただきたいこと	・ライブならではの、掛け合いが楽しかった。	
3月9日	権利擁護支援の総合演習①(前半)	1 事例検討1(グループワーク)	・グループワークはそれぞれ立場のバランスが取れていてとても良かった。	・講師の補足的な説明の部分の資料もあればよかった。 ・虐待の講義については、オンデマンド部分と若干かぶり感があった。
	権利擁護支援の総合演習①(後半)	1 事例検討1(グループワーク)	・一つの事例を時系列で追うものであり、事例の設定もかなり詳細であったため、グループワークでも具体的な意見が出され、有意義なワークとなった。	・事例情報だけでも早めにいただくと演習は取り組みやすい。
		2 事例検討2(グループワーク)	・介入の際の法的根拠を踏まえること、権限を活かすことなど、学びが多くあった。	・事例の読み込みの時間が短く、時間がほしかった。
3月9日	権利擁護支援の総合演習②	1 虐待対応後の成年後見制度活用場面での受任者調整	・保護的介入から意思決定支援につなげることの必要性と、そこに成年後見制度が担う役割ということが整理されてよかった。	・事例に慣れていない場合は、未だ措置対応が継続していることから「弁護士」という選択が適切だという判断ができないかもしれないと思ったので、少し解説がほしい。
		2 心身の安全が確保された後の意思決定支援におけるチーム支援のあり方(グループワーク)	・虐待事例のその後においても意思決定支援のプロセスの重要性であるとの認識に至った。 ・本人の希望が所々に散りばめられていて、とても作り込まれた事例だと感じる。講師陣の解説も参考になる。	・意思決定支援の段階(表明、形成、実現)に応じて場・参加者は変えることを明確にしたらどうか。
		3 地域課題のとらえ方・対応方法の検討(グループワーク)	・個別課題から地域課題を抽出し、どこにどのように持って行くのかについて、県職員や社協の方から具体的な指摘があり、大変勉強になった。	・事例から地域課題を考えること(マイクロメソ)はとてもよかったが、その中でマクロの課題を浮かび上がらせることも重要ではないか。
		4 これから取り組んでいただきたいこと	・具体的事例を共有し、地域で共有する機会づくりから始めたい。	・もう少し時間を取って説明してほしい。

II 追加すべき科目や項目があれば記入してください。

・首長申立ては最後の手段なので、本人が保佐・補助類型の場合に本人に意思で申し立てできないか、親族に申立ての協力が得られないかにつきまず検討すべきこと、その際、法テラスの民事扶助制度が使えることを盛り込んでほしい。
 ・アドバイザーとして役割を果たすために事例を把握するための知識は必要だが、アドバイザーの立場、役割を意識した有効な助言の実際について、コメントがあるとよい。またチームが機能するための助言の視点や具体的な助言方法、言葉かけなどのスキルを磨く必要がある。
 ・そもそも「中核機関のアドバイザー」とは何か、どのようなことが期待されるのか、の説明が必要だと思った。

第4章 「地域連携ネットワーク強化に向けた都道府県の支援体制等に関するアンケート等調査」結果

第1節 調査の目的と概要

1 調査の目的

権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化に向けて、各地域の自治体や中核機関等を支援できる人材として、権利擁護支援総合アドバイザー、体制整備アドバイザー、都道府県等担当職員の養成が必要であると考えられている。そこで、成年後見制度利用促進、権利擁護支援に係る活動等から、連携ネットワーク強化等に関する課題を把握し、前記アドバイザー等を効果的に養成するための研修プログラム策定に活用することを目的として本調査を実施した。

2 調査の概要

【中核機関の機能を果たすうえで、困難さを感じる（感じた）場面】

- 「中核機関の機能を果たすうえで、困難さを感じる（感じた）場面」では、「市民後見人の育成や活用」が 58.3%で最も多く、次いで、「意思決定支援を重視した後見活動の支援」が 54.0%、「被後見人等本人が専門職の支援を受けられる仕組みづくり」が 43.3%、「専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）による後見人候補者名簿の整備や後見人候補者の調整」と「法人後見の担い手の育成や活動支援」がともに 42.9%であった。

【中核機関として、適切に対応・回答できるようにするために、継続的な情報提供・アドバイス等を受けたい項目】

- 「非常に必要」と「必要」の合計が多い順にみると、「複雑・困難ケースへの総合的対応」では、合計が 92.9%で最も多く、次いで、「意思決定支援に関わる相談事例への対応」では、合計が 88.5%、「福祉・法律専門職との連携」では、合計が 88.1%、「家庭裁判所との連携」では、合計が 86.9%、「ネットワークと組織・多職種連携」では、合計が 86.5%であった。

【中核機関として、法テラスで知っている業務内容】

- 「法テラスで知っている業務内容」では、「民事法律扶助①（無料法律相談）」が 98.4%で最も多く、次いで、「情報提供（法制度や相談窓口の紹介）」が 96.4%、「民事法律扶助②（弁護士・司法書士費用の立て替え）」が 93.3%、「特定援助対象者法律相談援助（認知能力が十分でない方のための法律相談）」が 74.6%であった。

【都道府県・社協としての、権利擁護支援や成年後見制度利用促進における取組状況】

- 都道府県の中で、「十分に取り組んでいる」と「取り組んでいる」の合計では、「市町村向けの研修の実施」「国の取組状況調査の管内市町村の回答の集計・分析」「利用促進に関する国の動向、国研修の様子等の市町村への情報提供」「専門職団体や家庭裁判所等の関係団体・機関と都道府県レベルでの連携」「市町村の担当者から相談に応じること」「必要、ニーズに応じて個別の市町村との相談会、意見交換会等の実施」がそれぞれ8件で最も多かった。
- 社協の中で、「十分に取り組んでいる」と「取り組んでいる」の合計が多い順にみると、「専門職団体や家庭裁判所等の関係団体・機関と都道府県レベルでの連携」が22件で最も多く、次いで、「市町村向けの研修の実施」「利用促進に関する国の動向、国研修の様子等の市町村への情報提供」「管内各地域の担い手の状況の把握（法人後見、市民後見人等）」「市町村の担当者から相談に応じること」がともに21件であった。

【都道府県・社協としての、権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化に向けて、権利擁護支援総合アドバイザーに求める知見】

- 都道府県の中で、「必須の知見」では、「成年後見制度利用促進法・基本計画」が6件で最も多く、次いで、「複雑・困難ケースへの総合的対応」が4件、「高齢者虐待への対応」「福祉・法律専門職との連携」「家庭裁判所との連携」「市町村間の広域連携」がともに3件であった。
- 社協の中で、「必須の知見」では、「成年後見制度利用促進法・基本計画」が16件で最も多く、次いで、「複雑・困難ケースへの総合的対応」が12件、「福祉・法律専門職との連携」が11件、「意思決定支援に関わる相談事例への対応」が9件、「地域共生社会・重層的支援体制」が8件であった。

【都道府県・社協としての、権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化に向けて、自身が受けた方がいいと思う研修】

- 都道府県の中で、「必須の研修」では、「都道府県による市町村支援」が7件で最も多く、次いで、「成年後見制度利用促進法・基本計画」が4件、「高齢者虐待への対応」「市民後見人の育成と活動支援」「権利擁護支援、成年後見に関する地域ニーズの把握方法」がともに3件であった。
- 社協の中で、「必須の研修」では、「法人後見の実施体制と活動支援」が12件で最も多く、次いで、「地域共生社会・重層的支援体制」が11件、「日常生活自立支援事業との連携」が10件、「成年後見制度利用促進法・基本計画」が9件、「研修企画の立案と戦略的な取組」が7件であった。

【都道府県・社協として、法テラスで知っている業務内容】

- 都道府県の中で、「法テラスで知っている業務内容」では、「情報提供（法制度や相談窓口の紹介）」が8件で最も多く、次いで、「民事法律扶助①（無料法律相談）」が7件、「犯罪被害者支援①（法制度や相談窓口の紹介）」が5件であった。
- 社協の中で、「法テラスで知っている業務内容」では、「民事法律扶助①（無料

法律相談)」が 23 件で最も多く、次いで、「情報提供（法制度や相談窓口の紹介）」「民事法律扶助②（弁護士・司法書士費用の立て替え）」がともに 21 件、「特定援助対象者法律相談援助（認知能力が十分でない方のための法律相談）」が 13 件であった。

3 調査結果の見方

- 次節の調査結果では、都道府県社会福祉協議会のことを「社協」と表記する。
- 表 2-1-1～2-1-25 では、上段が件数、下段が全体に対するパーセンテージ（%）を示している。
- 都道府県、社協の調査では、回収件数が少なかったため、件数を用いてコメントしており、パーセンテージ（%）は参考としていただきたい。

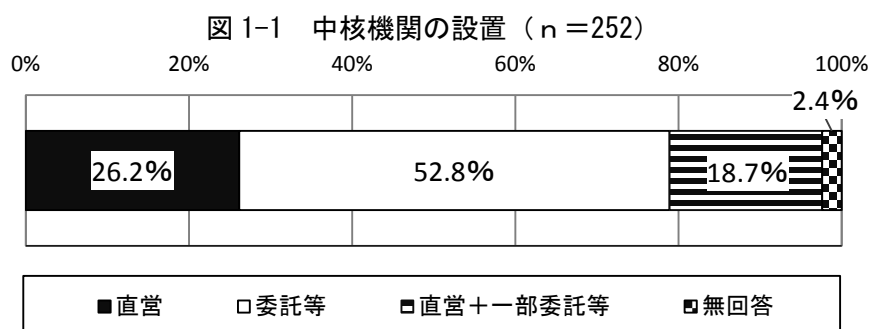
第2節 調査結果

1 中核機関

(1) 中核機関の設置形態と運営

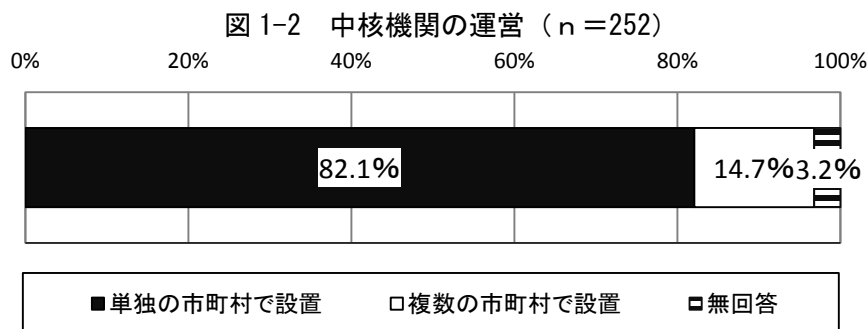
①中核機関の設置

「中核機関の設置」では、「委託等」が52.8%で最も多く、次いで、「直営」が26.2%、「直営+一部委託等」が18.7%であった。



②中核機関の運営

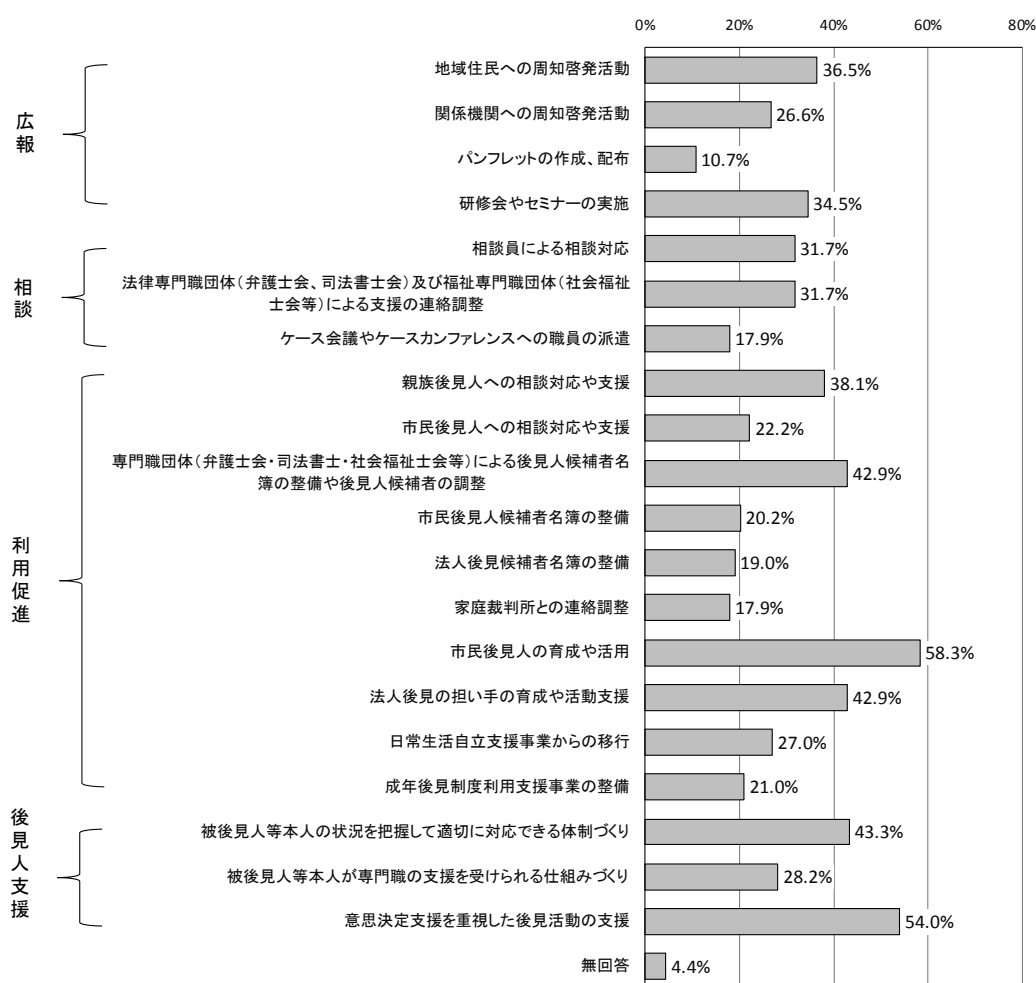
「中核機関の運営」では、「単独の市町村で設置」が82.1%、「複数の市町村で設置」が14.7%であった。



(2) 中核機関の機能を果たすうえで、困難さを感じる（感じた）場面

「中核機関の機能を果たすうえで、困難さを感じる（感じた）場面」では、「市民後見人の育成や活用」が58.3%で最も多く、次いで、「意思決定支援を重視した後見活動の支援」が54.0%、「被後見人等本人の状況を把握して適切に対応できる体制づくり」が43.3%、「専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）による後見人候補者名簿の整備や後見人候補者の調整」と「法人後見の担い手の育成や活動支援」がともに42.9%であった。

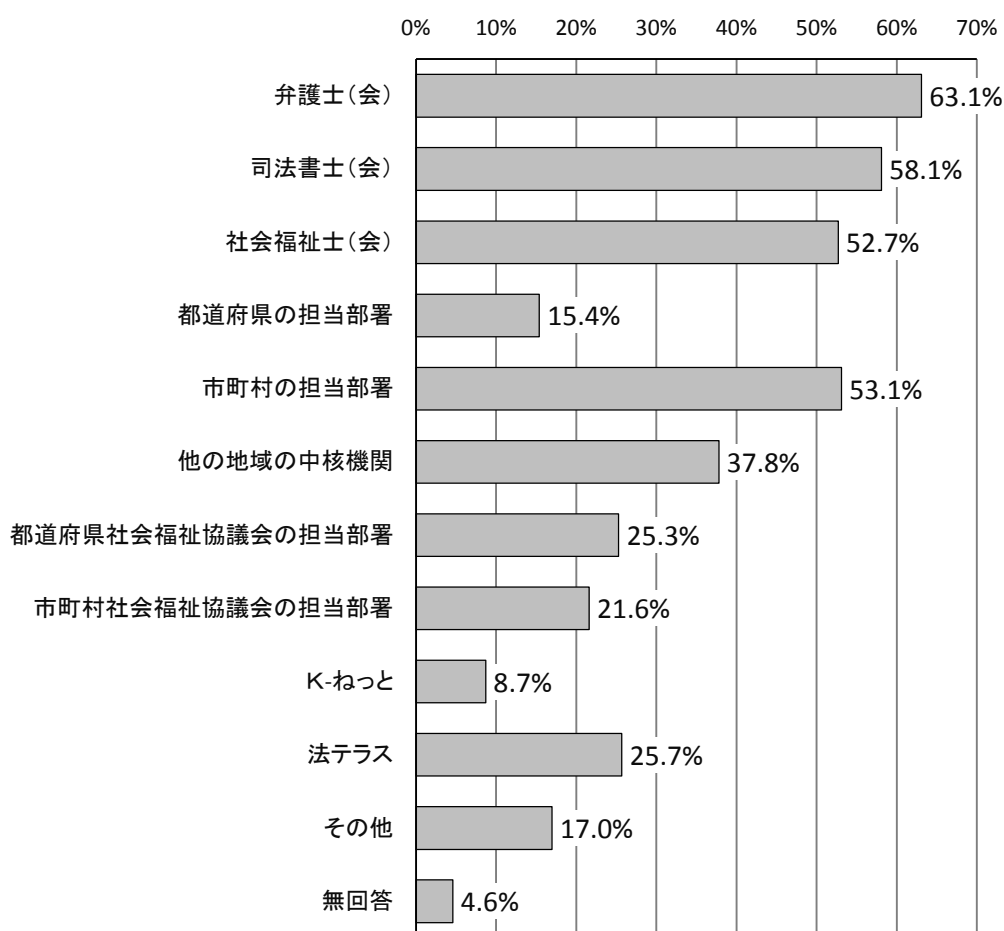
図2 中核機関の機能を果たすうえで、困難さを感じる（感じた）場面
(n=252)



(3) 「困難さを感じた」項目が1つでもある場合、過去に相談したことがある専門職や相談機関

「困難さを感じた」項目が1つでもある場合、過去に相談したことがある専門職や相談機関」では、「弁護士(会)」が63.1%で最も多く、次いで、「司法書士(会)」が58.1%、「市町村の担当部署」が53.1%、「社会福祉士(会)」が52.7%であった。

図3 「困難さを感じた」項目が1つでもある場合、過去に相談したことがある専門職や相談機関 (n=241)



①その他

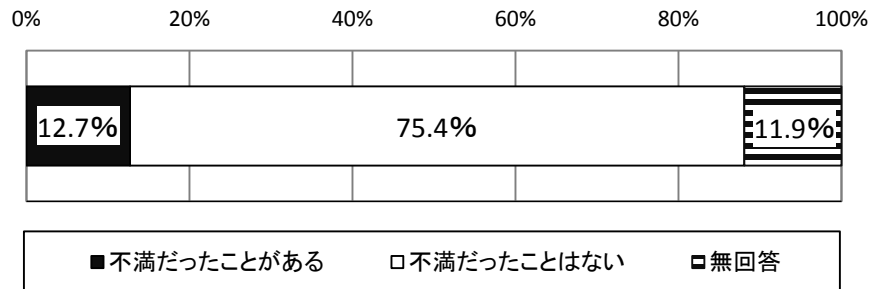
「その他」では、以下のような回答が挙げられた。

その他（専門職・機関）
家庭裁判所
行政書士
精神保健福祉士
税理士
地域包括支援センター
医師会

(4) 相談先の対応や回答に関する不満の有無

「相談先の対応や回答に関する不満の有無」では、「不満だったことがある」が12.7%、「不満だったことはない」が75.4%であった。

図4 相談先の対応や回答に関する不満の有無（n=252）



(5) 不満だった理由と、どのようなアドバイスやサービスがあれば良かったか

① 不満だった理由

「不満だった理由」では、以下のような回答が挙げられた。

回答内容
日常生活自立支援事業のこともあり、重層的支援体制としても町社協と連携したいが、町社協は後見業務が中核機関に前向きではない。アドバイザーとして参画はしてもらっているが、消極的である。
任意後見契約について親族後見人が不正していると思われる相談があった際に、任意後見契約の書類もなく、状況がわからなかった為、家庭裁判所や公証人役場へ問い合わせたが、後見監督人へ問い合わせるように指示を受けた。監督人も誰かわからない状況。問い合わせても法務局で書類を取得するように追われたが、本人では対応できず対応に苦慮した。
相談先によったのかも知れないが、実践例に乏しく、一般的なアドバイスしかもらえなかった。
不満という程ではないが説明内容が難しい、助言を理解するのに追いつけない。苦勞する。
専門性が高い内容の場合は、専門職へ依頼をしたいが、未成年後見など窓口がわからない事や、予算や本人の資力（法テラス利用ぎりぎり）の問題により利用に困難を感じた。後見人への苦情などについても前例がないものに対するの協力がおおぎにくい。

② どのようなアドバイスやサービスがあれば良かったか

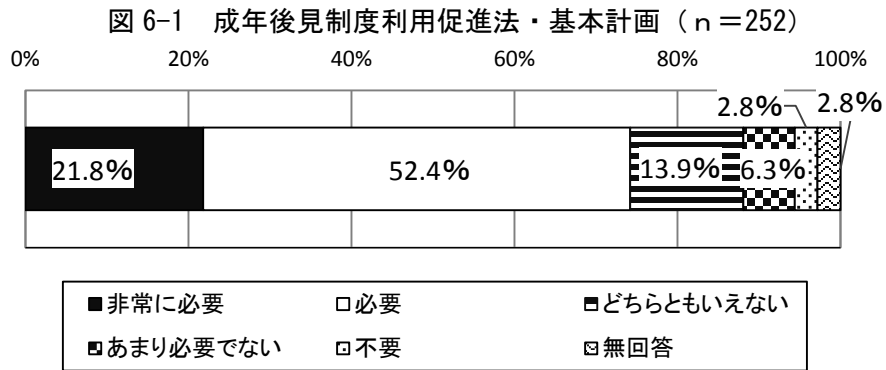
「どのようなアドバイスやサービスがあれば良かったか」では、以下のような回答が挙げられた。

回答内容
地方では専門職の数も限られ、どうしても専門職が主動となり、チームとしての意見になりにくい。弁護士、司法書士がいても、平等に意見を発言でき、また、参加している弁護士、司法書士もそのような環境になるように努めてほしい。家裁がもっと介入してくださると良いのではないかと思う。
現状に即した実現可能性を考慮に入れた話し合いができれば良かった。
法テラスに相談をしたくても、法テラスまで出向くことができない方はたくさんいます。支援者が本人と一緒に電話相談をしたりはしていますが、この出張相談がもう少し意義あるサポートになるといいと感じています。
親族同意がとりづらい状況があるからこそその成年後見申立てであることが多いので、事情を考慮した柔軟な対応があるとありがたい。

(6) 中核機関として適切に対応・回答できるようにするために、
継続的な情報提供・アドバイス等を受けたい項目

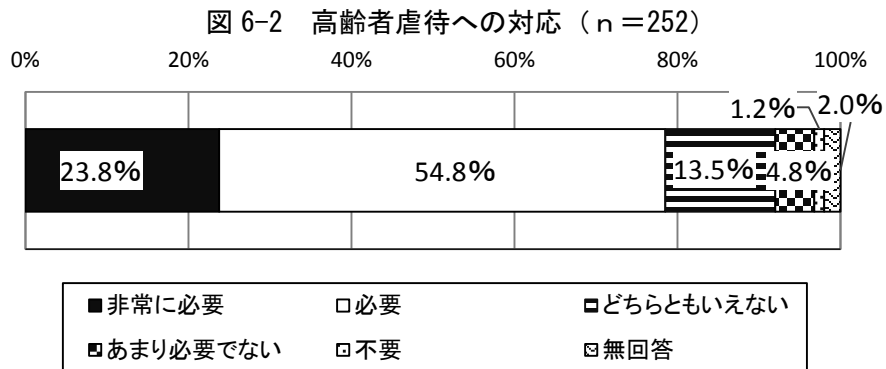
① 成年後見制度利用促進法・基本計画

「成年後見制度利用促進法・基本計画」では、「非常に必要」が21.8%、「必要」が52.4%、合計が74.2%であった。



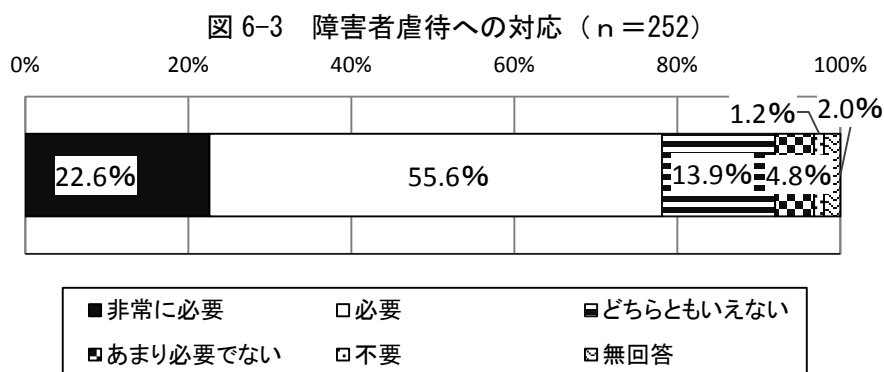
② 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待への対応」では、「非常に必要」が23.8%、「必要」が54.8%、合計が78.6%であった。



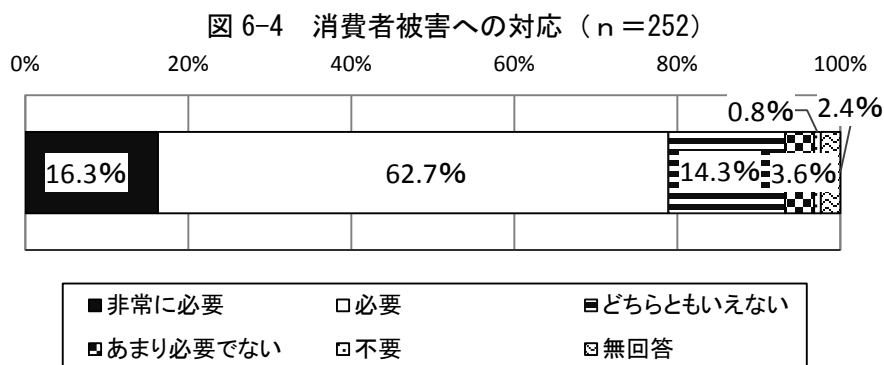
③障害者虐待への対応

「障害者虐待への対応」では、「非常に必要」が22.6%、「必要」が55.6%、合計が78.2%であった。



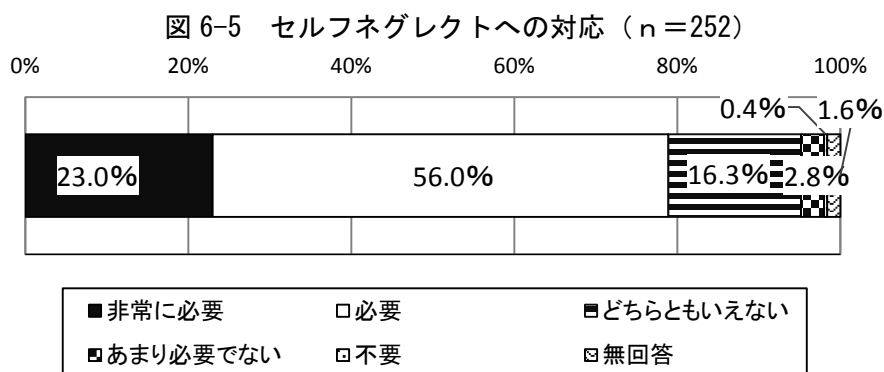
④消費者被害への対応

「消費者被害への対応」では、「非常に必要」が16.3%、「必要」が62.7%、合計が79.0%であった。



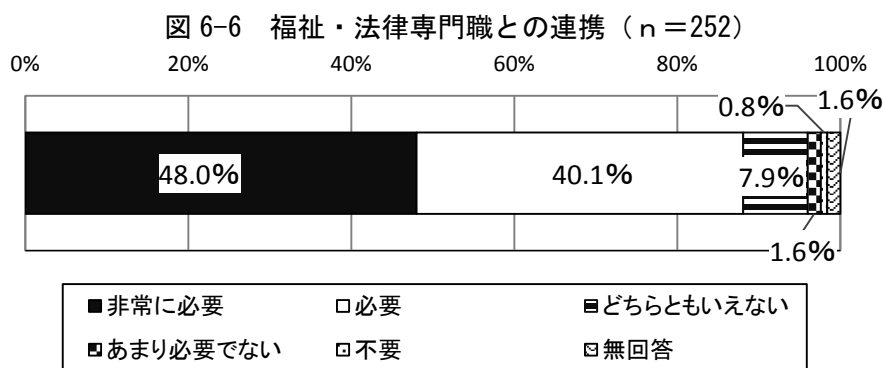
⑤セルフネグレクトへの対応

「セルフネグレクトへの対応」では、「非常に必要」が23.0%、「必要」が56.0%、合計が79.0%であった。



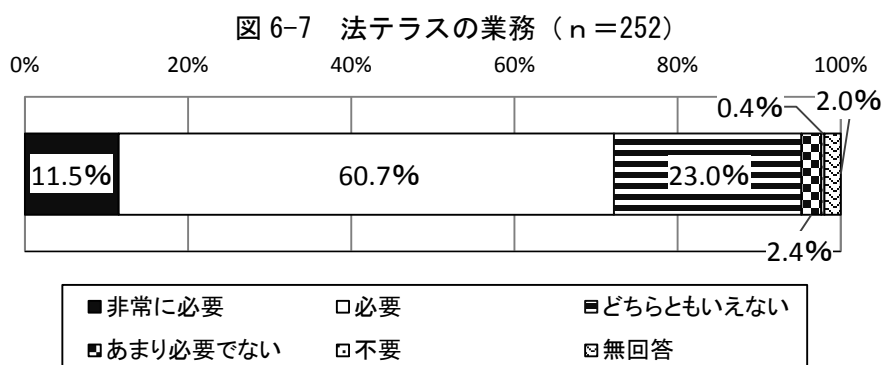
⑥福祉・法律専門職との連携

「福祉・法律専門職との連携」では、「非常に必要」が48.0%、「必要」が40.1%、合計が88.1%であった。



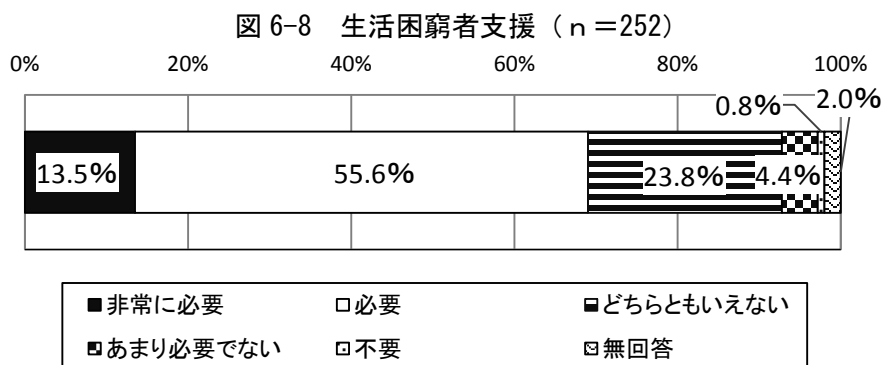
⑦法テラスの業務

「法テラスの業務」では、「非常に必要」が11.5%、「必要」が60.7%、合計が72.2%であった。



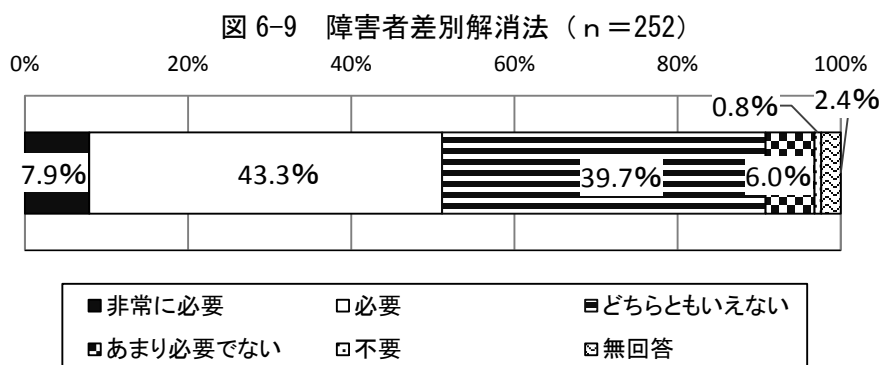
⑧生活困窮者支援

「生活困窮者支援」では、「非常に必要」が13.5%、「必要」が55.6%、合計が69.1%であった。



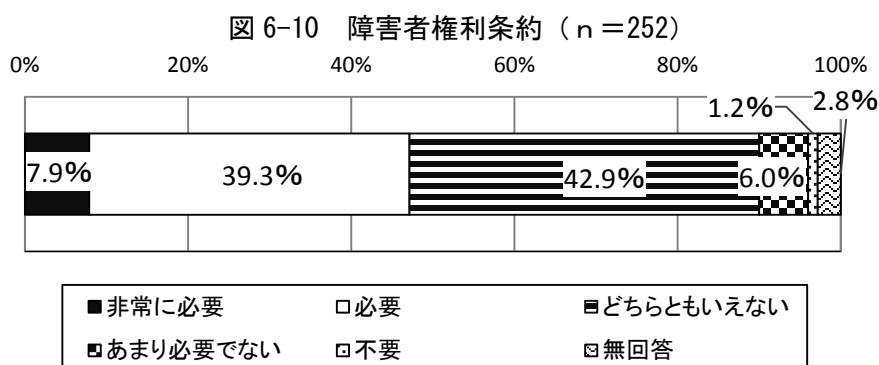
⑨障害者差別解消法

「障害者差別解消法」では、「非常に必要」が7.9%、「必要」が43.3%、合計が51.2%であった。



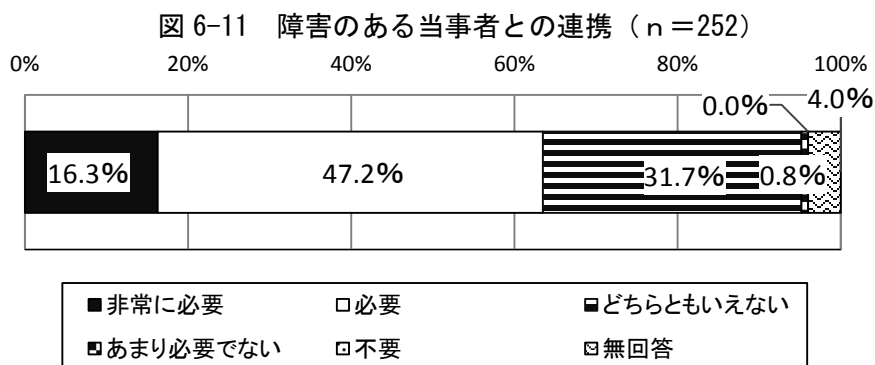
⑩障害者権利条約

「障害者権利条約」では、「非常に必要」が7.9%、「必要」が39.3%、合計が47.2%であった。



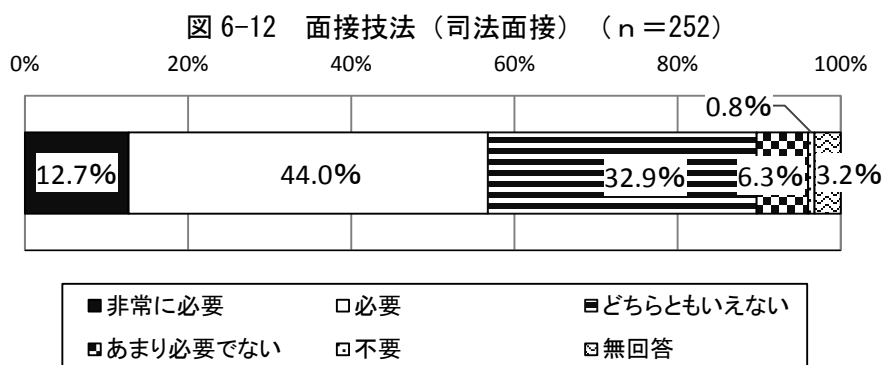
⑪障害のある当事者との連携

「障害のある当事者との連携」では、「非常に必要」が16.3%、「必要」が47.2%、合計が63.5%であった。



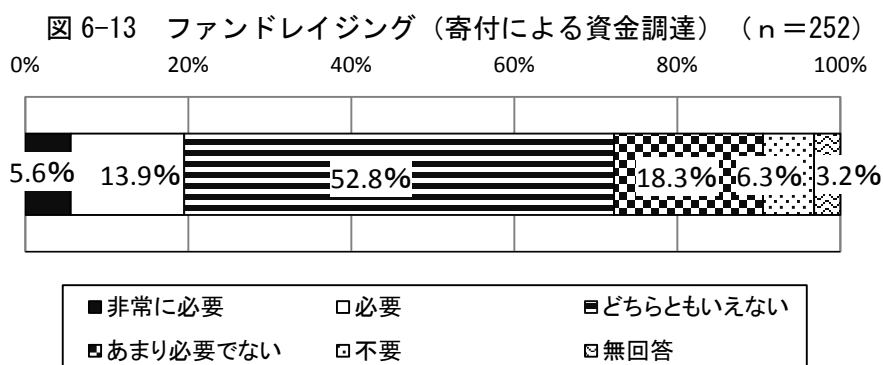
⑫面接技法（司法面接）

「面接技法（司法面接）」では、「非常に必要」が12.7%、「必要」が44.0%、合計が56.7%であった。



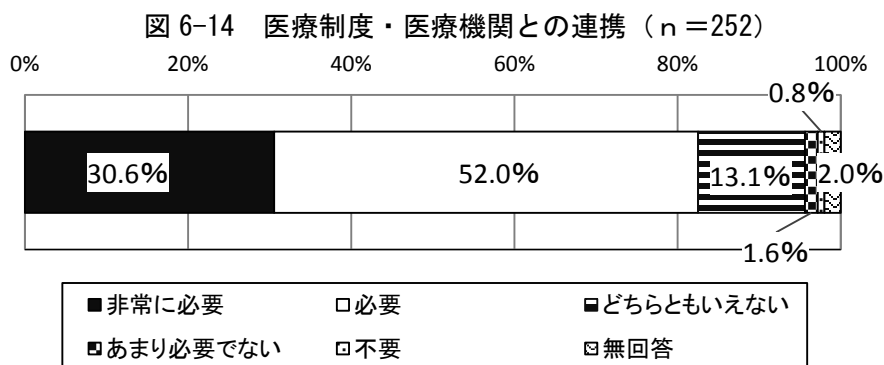
⑬ファンドレイジング（寄付による資金調達）

「ファンドレイジング（寄付による資金調達）」では、「非常に必要」が5.6%、「必要」が13.9%、合計が19.5%であった。



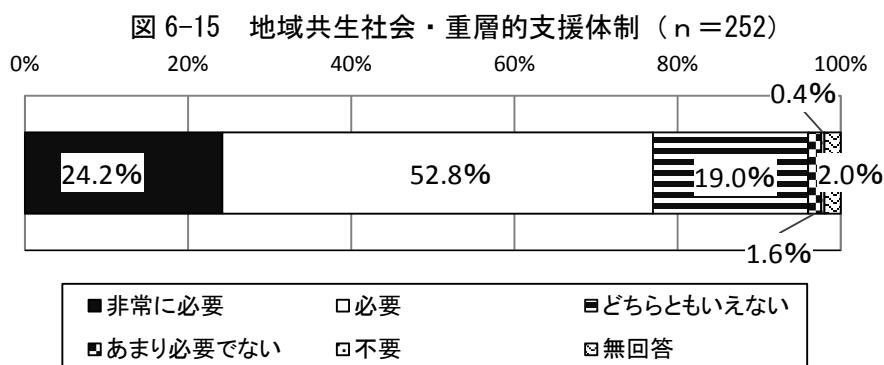
⑭医療制度・医療機関との連携

「医療制度・医療機関との連携」では、「非常に必要」が30.6%、「必要」が52.0%、合計が82.6%であった。



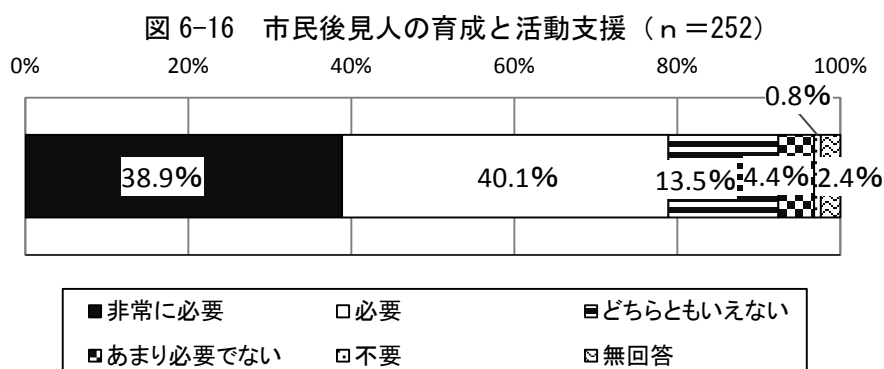
⑮地域共生社会・重層的支援体制

「地域共生社会・重層的支援体制」では、「非常に必要」が24.2%、「必要」が52.8%、合計が77.0%であった。



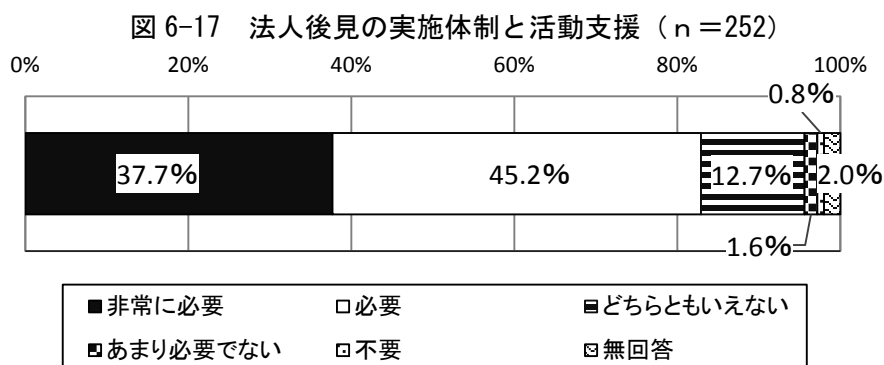
⑯市民後見人の育成と活動支援

「市民後見人の育成と活動支援」では、「非常に必要」が38.9%、「必要」が40.1%、合計が79.0%であった。



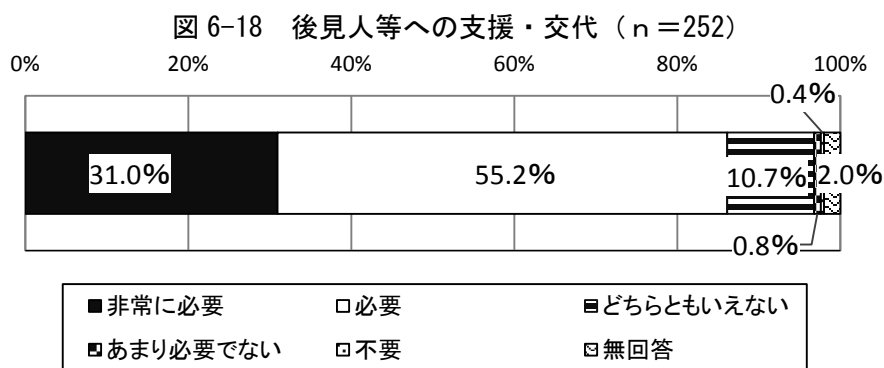
⑰法人後見の実施体制と活動支援

「法人後見の実施体制と活動支援」では、「非常に必要」が37.7%、「必要」が45.2%、合計が82.9%であった。



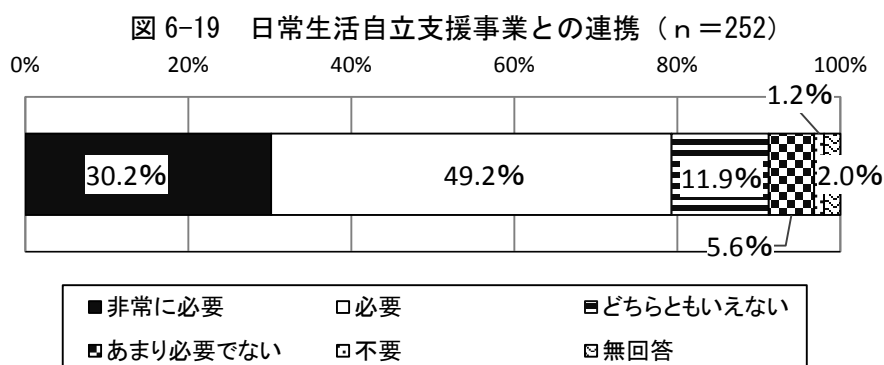
⑩後見人等への支援・交代

「後見人等への支援・交代」では、「非常に必要」が31.0%、「必要」が55.2%、合計が86.2%であった。



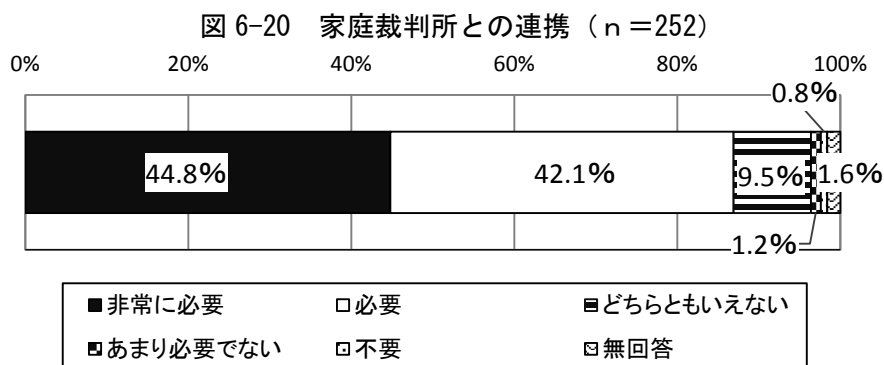
⑪日常生活自立支援事業との連携

「日常生活自立支援事業との連携」では、「非常に必要」が30.2%、「必要」が49.2%、合計が79.4%であった。



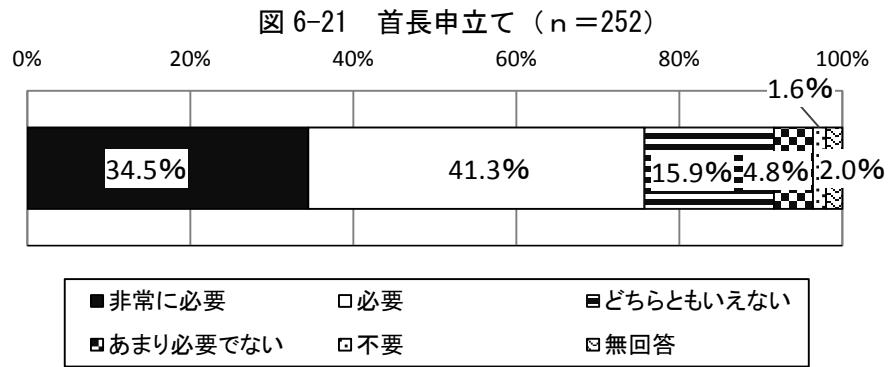
⑫家庭裁判所との連携

「家庭裁判所との連携」では、「非常に必要」が44.8%、「必要」が42.1%、合計が86.9%であった。



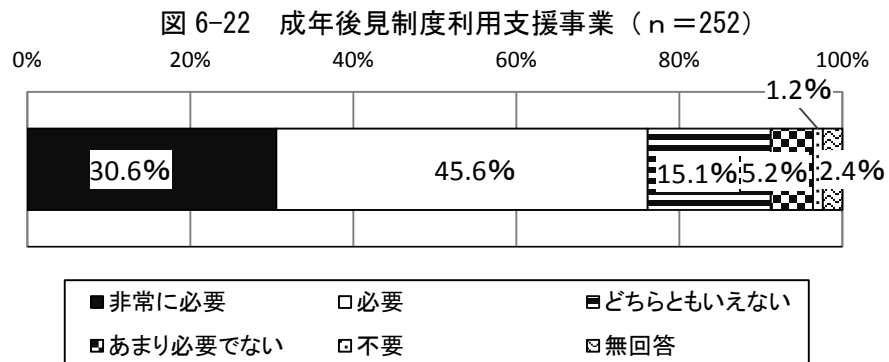
②①首長申立て

「首長申立て」では、「非常に必要」が34.5%、「必要」が41.3%、合計が75.8%であった。



②②成年後見制度利用支援事業

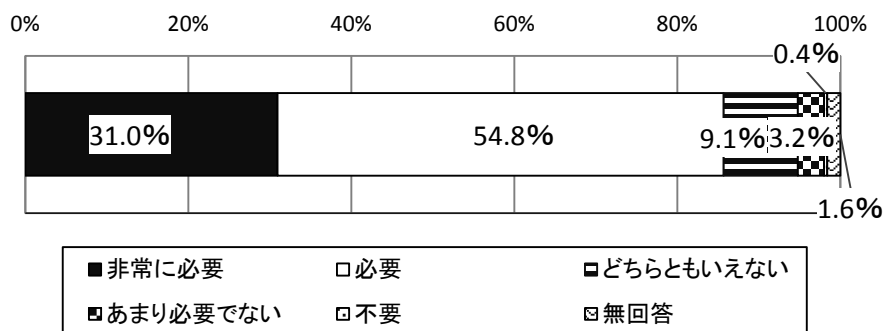
「成年後見制度利用支援事業」では、「非常に必要」が30.6%、「必要」が45.6%、合計が76.2%であった。



②③ 権利擁護支援、成年後見に関する地域ニーズの把握方法

「権利擁護支援、成年後見に関する地域ニーズの把握方法」では、「非常に必要」が31.0%、「必要」が54.8%、合計が85.8%であった。

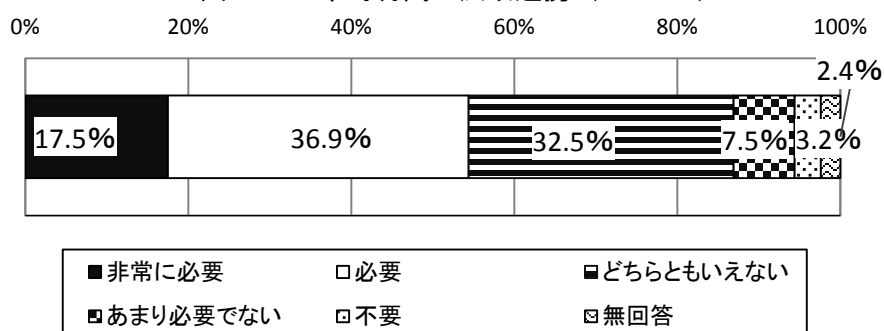
図 6-23 権利擁護支援、成年後見に関する地域ニーズの把握方法 (n=252)



②④ 市町村間の広域連携

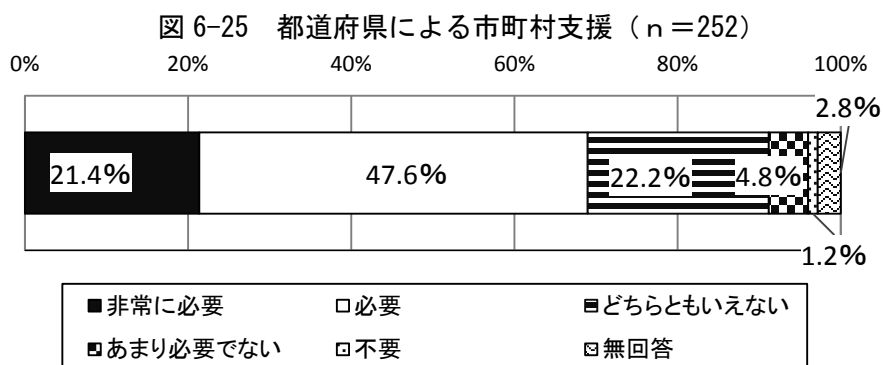
「市町村間の広域連携」では、「非常に必要」が17.5%、「必要」が36.9%、合計が54.4%であった。

図 6-24 市町村間の広域連携 (n=252)



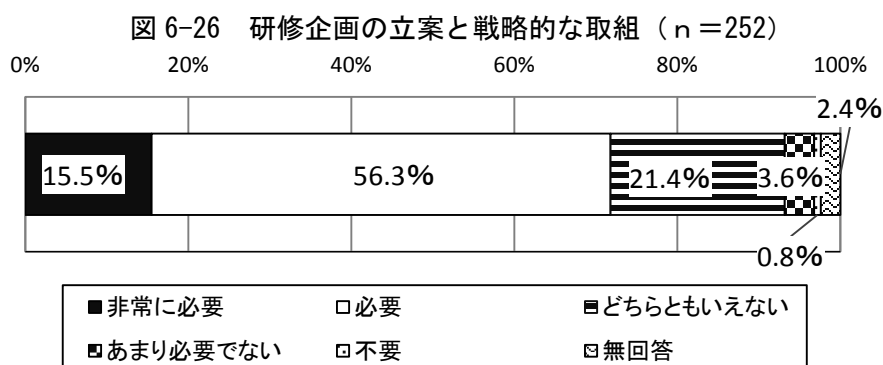
②⑤ 都道府県による市町村支援

「都道府県による市町村支援」では、「非常に必要」が21.4%、「必要」が47.6%、合計が69.0%であった。



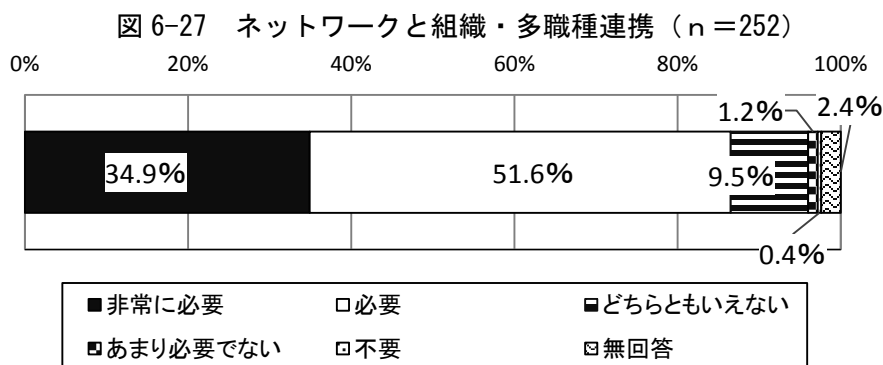
②⑥ 研修企画の立案と戦略的な取組

「研修企画の立案と戦略的な取組」では、「非常に必要」が15.5%、「必要」が56.3%、合計が71.8%であった。



②⑦ ネットワークと組織・多職種連携

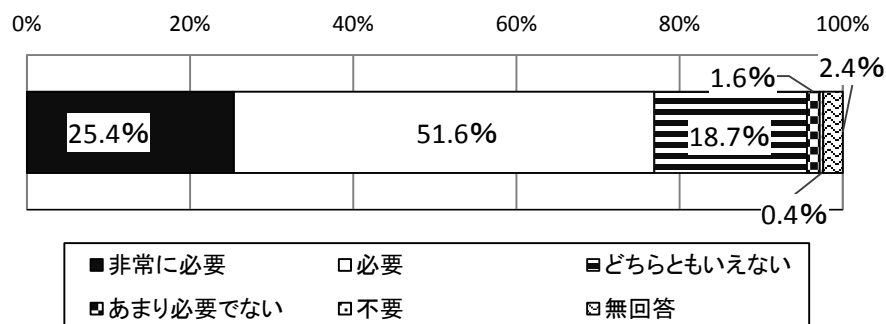
「ネットワークと組織・多職種連携」では、「非常に必要」が34.9%、「必要」が51.6%、合計が86.5%であった。



⑳地域連携ネットワークの構築のためのファシリテーション

「地域連携ネットワークの構築のためのファシリテーション」では、「非常に必要」が25.4%、「必要」が51.6%、合計が77.0%であった。

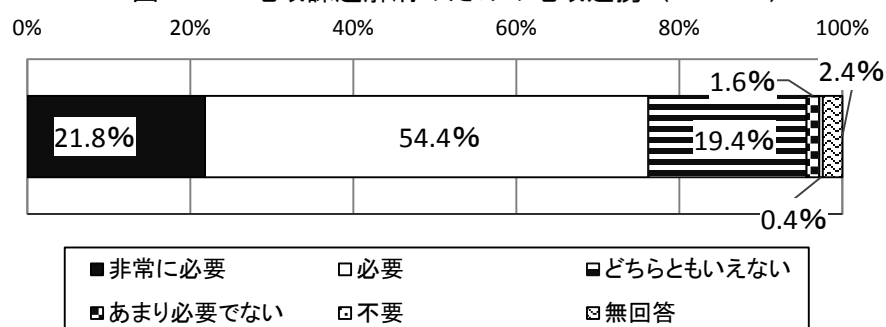
図 6-28 地域連携ネットワークの構築のためのファシリテーション (n=252)



㉑地域課題解消のための地域連携

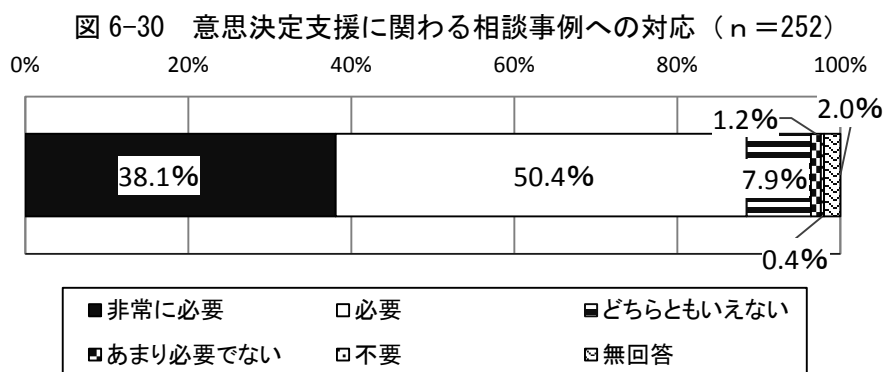
「地域課題解消のための地域連携」では、「非常に必要」が21.8%、「必要」が54.4%、合計が76.2%であった。

図 6-29 地域課題解消のための地域連携 (n=252)



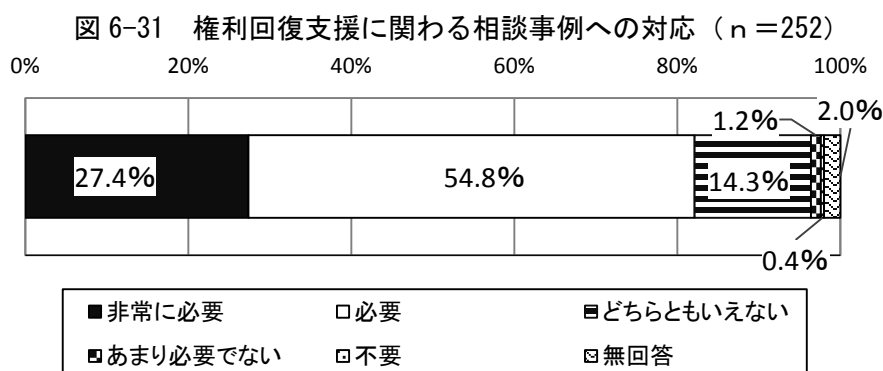
③⑩意思決定支援に関わる相談事例への対応

「意思決定支援に関わる相談事例への対応」では、「非常に必要」が38.1%、「必要」が50.4%、合計が88.5%であった。



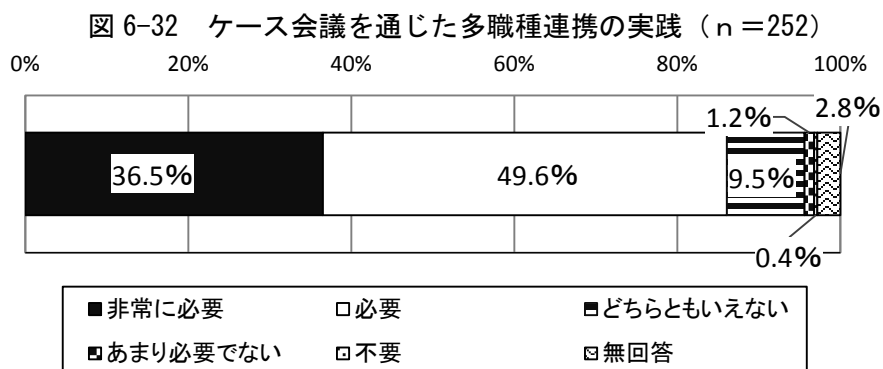
③⑪権利回復支援に関わる相談事例への対応

「権利回復支援に関わる相談事例への対応」では、「非常に必要」が27.4%、「必要」が54.8%、合計が82.2%であった。



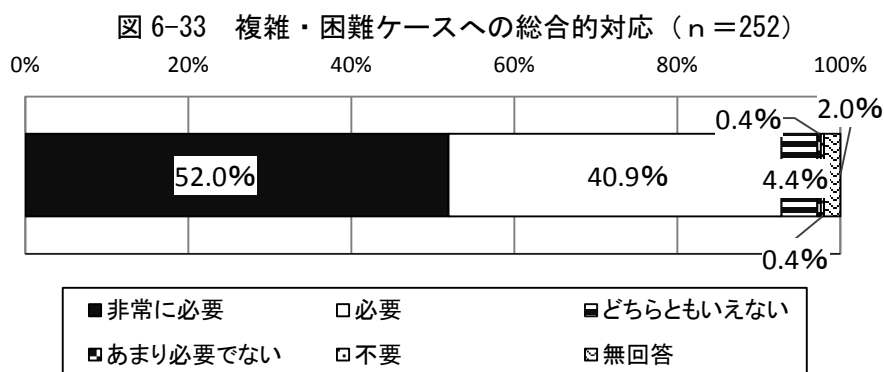
③⑫ケース会議を通じた多職種連携の実践

「ケース会議を通じた多職種連携の実践」では、「非常に必要」が36.5%、「必要」が49.6%、合計が86.1%であった。



③③ 複雑・困難ケースへの総合的対応

「複雑・困難ケースへの総合的対応」では、「非常に必要」が52.0%、「必要」が40.9%、合計が92.9%であった。



③④ その他（具体例）

「その他（具体例）」では、以下のような回答が挙げられた。

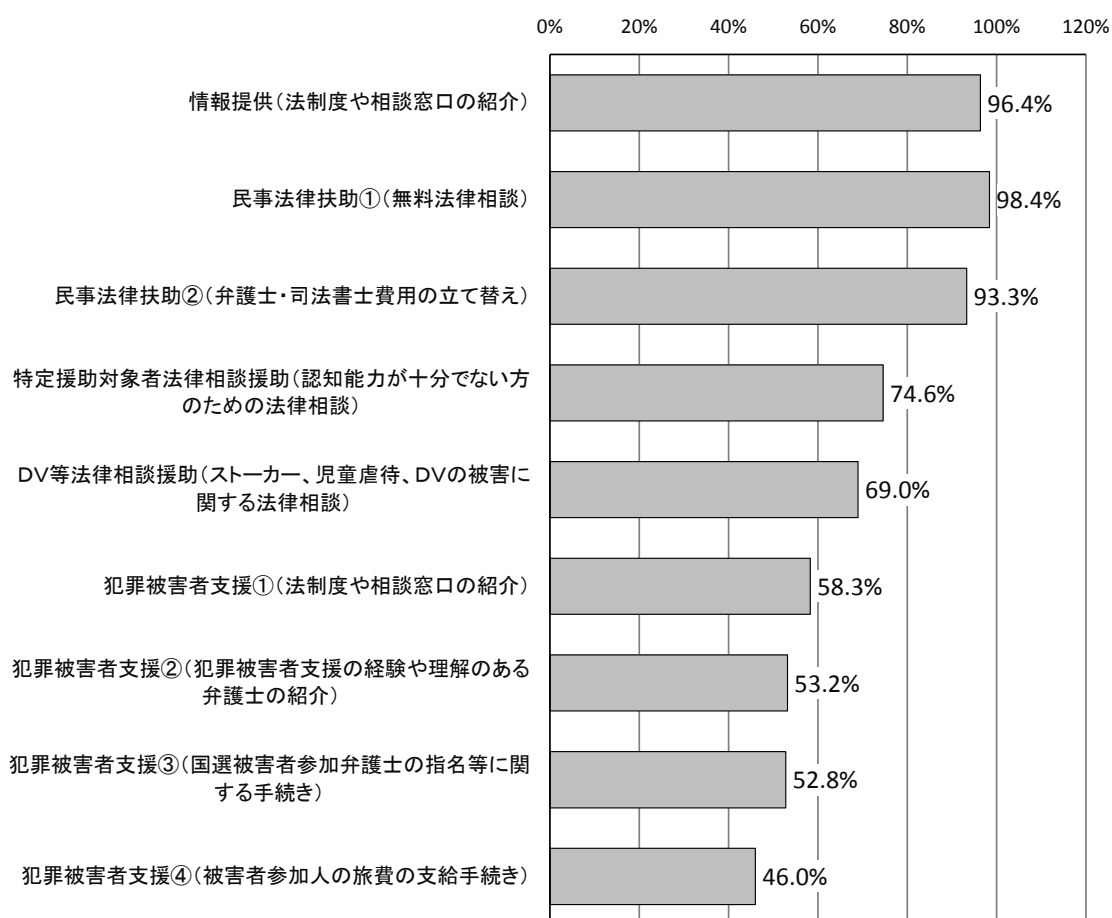
その他（具体例）
困難ケースを対応する職員の精神的支援。
身寄りのない方の支援・死後の対応等。
身元保証、更生支援に関わる相談事例への対応。
都道府県の支援は今以上に必要。もっと市町村に入りこんで欲しい。ただ研修を企画して終了では困る。個別に対応して欲しい。

(7) 法テラスの業務内容や利用

①知っている業務

「知っている業務」では、「民事法律扶助①（無料法律相談）」が98.4%で最も多く、次いで、「情報提供（法制度や相談窓口の紹介）」が96.4%、「民事法律扶助②（弁護士・司法書士費用の立て替え）」が93.3%、「特定援助対象者法律相談援助（認知能力が十分でない方のための法律相談）」が74.6%であった。

図 7-1 法テラスの知っている業務（n=252）

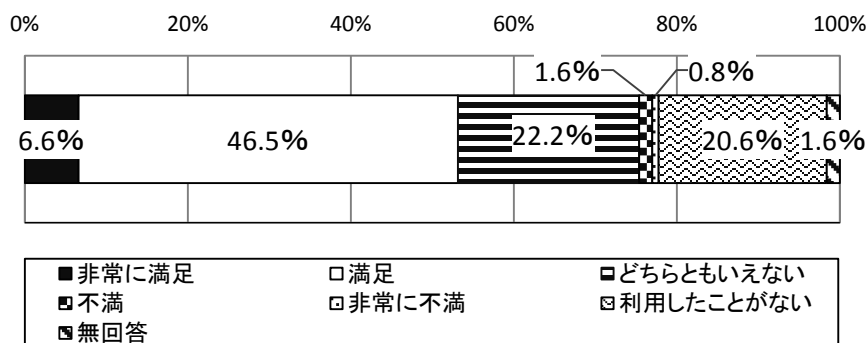


②各業務内容の満足度

1) 情報提供（法制度や相談窓口の紹介）

「情報提供（法制度や相談窓口の紹介）」では、「非常に満足」が6.6%、「満足」が46.5%、合計が53.1%であった。

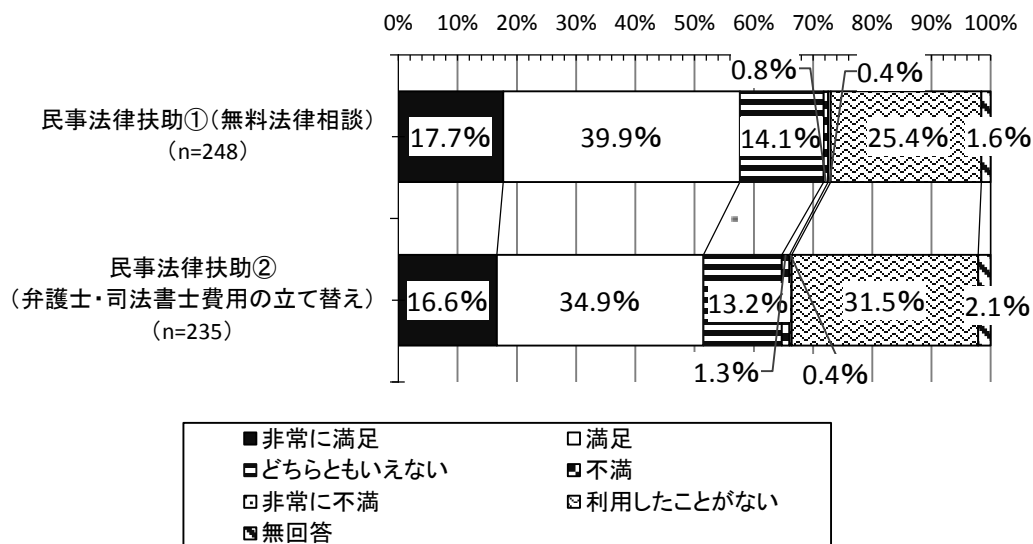
図 7-2-1 情報提供（法制度や相談窓口の紹介）（n=243）



2) 民事法律扶助

「民事法律扶助①（無料法律相談）」では、「非常に満足」が17.7%、「満足」が39.9%、合計が57.6%であった。「民事法律扶助②（弁護士・司法書士費用の立て替え）」では、「非常に満足」が16.6%、「満足」が34.9%、合計が51.5%であった。

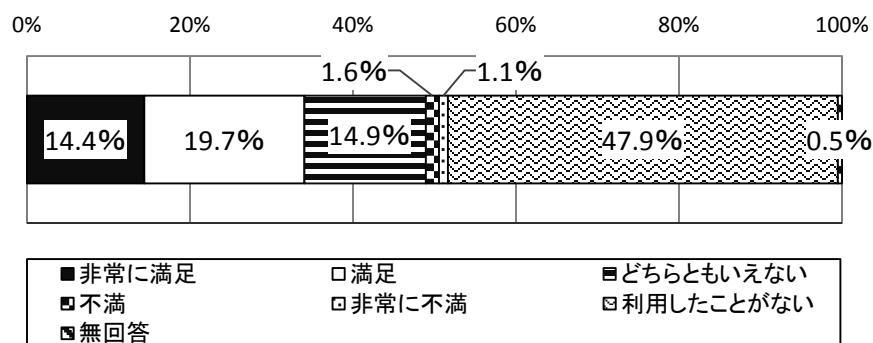
図 7-2-2 民事法律扶助



3) 特定援助対象者法律相談扶助（認知能力が十分でない方のための法律相談）

「特定援助対象者法律相談扶助（認知能力が十分でない方のための法律相談）」では、「非常に満足」が14.4%、「満足」が19.7%、合計が34.1%であった。

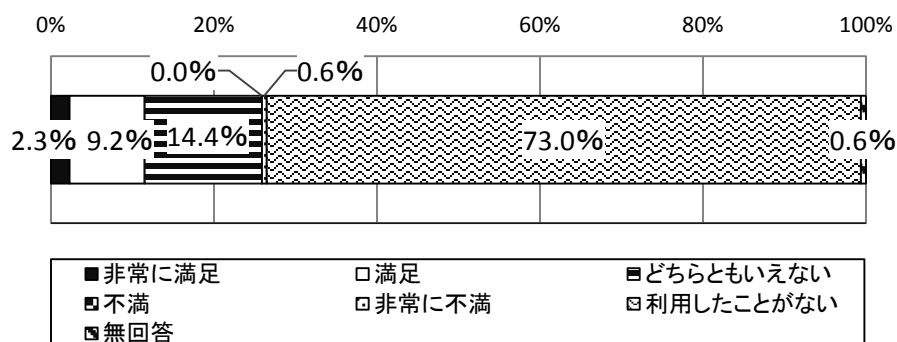
図 7-2-3 特定援助対象者法律相談扶助（認知能力が十分でない方のための法律相談）（n=188）



4) DV等法律相談扶助（ストーカー、児童虐待、DVの被害に関する法律相談）

「DV等法律相談扶助（ストーカー、児童虐待、DVの被害に関する法律相談）」では、「非常に満足」が2.3%、「満足」が9.2%、合計が11.5%であった。

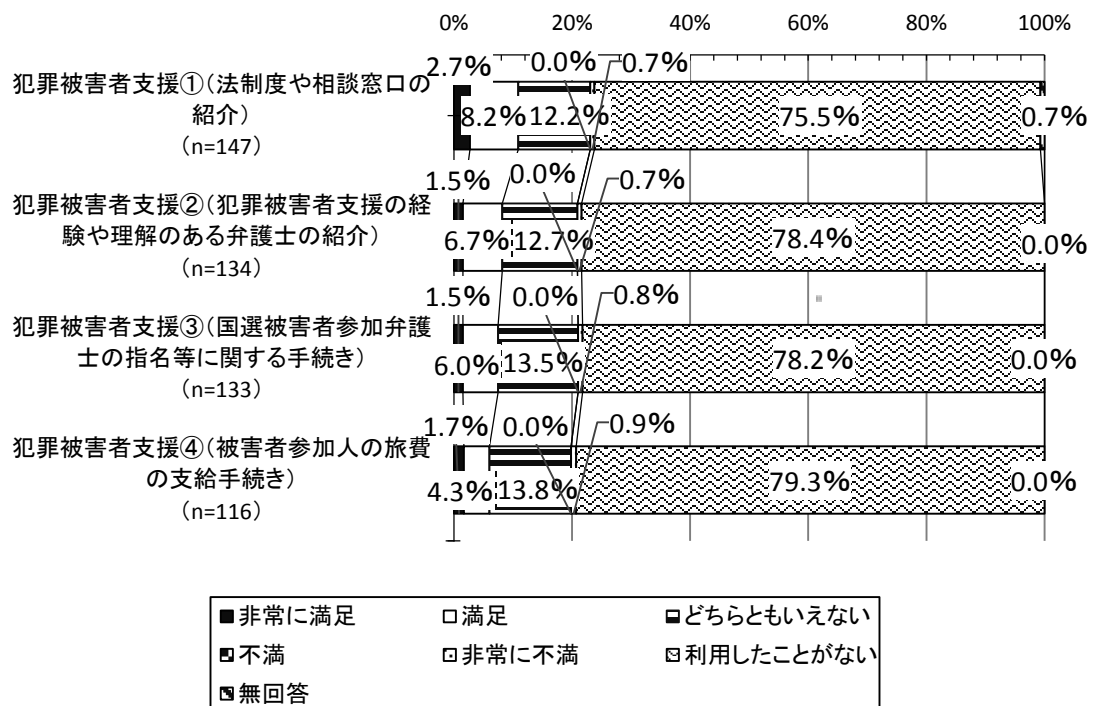
図 7-2-4 DV等法律相談扶助（ストーカー、児童虐待、DVの被害に関する法律相談）（n=174）



5) 犯罪被害者支援

「犯罪被害者支援①（法制度や相談窓口の紹介）」では、「非常に満足」が2.7%、「満足」が8.2%、合計が10.9%であった。「犯罪被害者支援②（犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介）」では、「非常に満足」が1.5%、「満足」が6.7%、合計が8.2%であった。「犯罪被害者支援③（国選被害者参加弁護士の指名等に関する手続き）」では、「非常に満足」が1.5%、「満足」が6.0%、合計が7.5%であった。「犯罪被害者支援④（被害者参加人の旅費の支給手続き）」では、「非常に満足」が1.7%、「満足」が4.3%、合計が6.0%であった。

図 7-2-5 犯罪被害者支援



(8) 権利擁護支援や成年後見に関する事で、法テラス（日本司法支援センター）に期待すること

「権利擁護支援や成年後見に関する事で、法テラス（日本司法支援センター）に期待すること」では、以下のような回答が挙げられた。

回答内容
開業されている弁護士が当番制で法テラスを通して無料相談日を開設して下さる事は非常に助かることではありますが、支援の継続性を確保するために地域に常設した法テラス事務所が存在することが望ましい。
中核機関と法テラスで連携し対応した事例を教えていただき、今後の参考にしたい。
法テラススタッフ弁護士が権利擁護支援アドバイザーとしてケース会議に参加してもらいやすいよう、派遣依頼しやすい仕組み作りや広報をして頂ければありがたいです。“支援者のための支援”にならないためには、外部有識者の視座が必要と日々、痛感しております。
権利擁護支援や成年後見制度に関する専門職や市民向けの研修会の開催。例えば虐待対応における行政対応力を向上させる研修など。
法テラスの存在や業務内容について、もう少し積極的に広報を行ってほしい。

2 都道府県・都道府県社会福祉協議会

(1) 権利擁護支援や成年後見制度利用促進における取り組み状況

①市町村向けの研修の実施

都道府県では、「十分に取り組めている」が2件、「取り組めている」が6件であった。社協では、「十分に取り組めている」が3件、「取り組めている」が18件であった。

表 2-1-1 市町村向けの研修の実施		調査数	十分に取り組めている	取り組めている	取り組めていない
全 体		32 100.0	5 15.6	24 75.0	3 9.4
区分	都道府県	8 100.0	2 25.0	6 75.0	0 0.0
	社協	24 100.0	3 12.5	18 75.0	3 12.5

②研修等において、権利擁護支援や地域共生社会の構築との関係の説明

都道府県では、「十分に取り組めている」が1件、「取り組めている」が5件であった。社協では、「十分に取り組めている」が1件、「取り組めている」が15件であった。

表 2-1-2 研修等において、権利擁護支援や地域共生社会の構築との関係の説明		調査数	十分に取り組めている	取り組めている	取り組めていない
全 体		32 100.0	2 6.3	20 62.5	10 31.3
区分	都道府県	8 100.0	1 12.5	5 62.5	2 25.0
	社協	24 100.0	1 4.2	15 62.5	8 33.3

③市町村長申立て事務の理解を図るためのマニュアルの作成・配布

都道府県では、「十分に取り組めている」が3件、「取り組めている」が1件であった。社協では、「十分に取り組めている」が4件、「取り組めている」が3件であった。

表 2-1-3 市町村長申立て事務の理解を図るためのマニュアルの作成・配布		調査数	十分に取り組めている	取り組めている	取り組めていない	無回答
全 体		32 100.0	7 21.9	4 12.5	20 62.5	1 3.1
区分	都道府県	8 100.0	3 37.5	1 12.5	4 50.0	0 0.0
	社協	24 100.0	4 16.7	3 12.5	16 66.7	1 4.2

④管内市町村の成年後見制度利用促進事業の要綱の収集・整理・比較

都道府県では、「十分に取り組めている」が0件、「取り組めている」が3件であった。社協では、「十分に取り組めている」が1件、「取り組めている」が2件であった。

表 2-1-4 管内市町村の成年後見制度利用促進事業の要綱の収集・整理・比較		調査数	十分に取り組めている	取り組めている	取り組めていない
全 体		32 100.0	1 3.1	5 15.6	26 81.3
区分	都道府県	8 100.0	0 0.0	3 37.5	5 62.5
	社協	24 100.0	1 4.2	2 8.3	21 87.5

⑤国の取組状況調査の管内市町村の回答の集計・分析

都道府県では、「十分に取り組んでいる」が2件、「取り組んでいる」が6件であった。社協では、「十分に取り組んでいる」が0件、「取り組んでいる」が7件であった。

表 2-1-5 国の取組状況調査の管内市町村の回答の集計・分析		調査数	十分に取り組んでいる	取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全 体		32 100.0	2 6.3	13 40.6	16 50.0	1 3.1
区分	都道府県	8 100.0	2 25.0	6 75.0	0 0.0	0 0.0
	社協	24 100.0	0 0.0	7 29.2	16 66.7	1 4.2

⑥国の取組状況調査とは別に、独自に市町村にアンケート等を実施

都道府県では、「十分に取り組んでいる」が0件、「取り組んでいる」が7件であった。社協では、「十分に取り組んでいる」が3件、「取り組んでいる」が5件であった。

表 2-1-6 国の取組状況調査とは別に、独自に市町村にアンケート等を実施		調査数	十分に取り組んでいる	取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全 体		32 100.0	3 9.4	12 37.5	16 50.0	1 3.1
区分	都道府県	8 100.0	0 0.0	7 87.5	1 12.5	0 0.0
	社協	24 100.0	3 12.5	5 20.8	15 62.5	1 4.2

⑦管内の成年後見制度利用ニーズの見込みの推計

都道府県では、「十分に取り組んでいる」が1件、「取り組んでいる」が4件であった。社協では、「十分に取り組んでいる」が1件、「取り組んでいる」が5件であった。

表 2-1-7 管内の成年後見制度利用ニーズの見込みの推計		調査数	十分に取り組んでいる	取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全 体		32 100.0	2 6.3	9 28.1	20 62.5	1 3.1
区分	都道府県	8 100.0	1 12.5	4 50.0	3 37.5	0 0.0
	社協	24 100.0	1 4.2	5 20.8	17 70.8	1 4.2

⑧管内市町村の取組好事例（権利擁護支援、地域共生含む）の集積

都道府県では、「十分に取り組んでいる」が1件、「取り組んでいる」が6件であった。社協では、「十分に取り組んでいる」が0件、「取り組んでいる」が10件であった。

表 2-1-8 管内市町村の取組好事例（権利擁護支援、地域共生含む）の集積		調査数	十分に取り組んでいる	取り組んでいる	取り組んでいない
全 体		32 100.0	1 3.1	16 50.0	15 46.9
区分	都道府県	8 100.0	1 12.5	6 75.0	1 12.5
	社協	24 100.0	0 0.0	10 41.7	14 58.3

⑨利用促進に関する国の動向、国研修の様子等の市町村への情報提供

都道府県では、「十分に取り組めている」が2件、「取り組めている」が6件であった。社協では、「十分に取り組めている」が3件、「取り組めている」が18件であった。

表 2-1-9 利用促進に関する国の動向、国研修の様子等の市町村への情報提供		調査数	十分に取り組めている	取り組めている	取り組めていない
全 体		32 100.0	5 15.6	24 75.0	3 9.4
区分	都道府県	8 100.0	2 25.0	6 75.0	0 0.0
	社協	24 100.0	3 12.5	18 75.0	3 12.5

⑩国の取組状況調査等の管内市町村の回答結果の管内自治体における共有

都道府県では、「十分に取り組めている」が2件、「取り組めている」が5件であった。社協では、「十分に取り組めている」が4件、「取り組めている」が11件であった。

表 2-1-10 国の取組状況調査等の管内市町村の回答結果の管内自治体における共有		調査数	十分に取り組めている	取り組めている	取り組めていない	無回答
全 体		32 100.0	6 18.8	16 50.0	9 28.1	1 3.1
区分	都道府県	8 100.0	2 25.0	5 62.5	1 12.5	0 0.0
	社協	24 100.0	4 16.7	11 45.8	8 33.3	1 4.2

⑪ 好事例を管内の自治体間で共有できる仕組みの整備

都道府県では、「十分に取り組んでいる」が1件、「取り組んでいる」が3件であった。社協では、「十分に取り組んでいる」が0件、「取り組んでいる」が11件であった。

表 2-1-11 好事例を管内の自治体間で共有できる仕組みの整備		調査数	十分に取り組んでいる	取り組んでいる	取り組んでいない
全 体		32 100.0	1 3.1	14 43.8	17 53.1
区分	都道府県	8 100.0	1 12.5	3 37.5	4 50.0
	社協	24 100.0	0 0.0	11 45.8	13 54.2

⑫ 様々な方法で自治体同士が情報交換できる仕組みの整備

都道府県では、「十分に取り組んでいる」が1件、「取り組んでいる」が5件であった。社協では、「十分に取り組んでいる」が1件、「取り組んでいる」が14件であった。

表 2-1-12 様々な方法で自治体同士が情報交換できる仕組みの整備		調査数	十分に取り組んでいる	取り組んでいる	取り組んでいない
全 体		32 100.0	2 6.3	19 59.4	11 34.4
区分	都道府県	8 100.0	1 12.5	5 62.5	2 25.0
	社協	24 100.0	1 4.2	14 58.3	9 37.5

⑬広域での取組に向けた自治体間の調整

都道府県では、「十分に取り組んでいる」が1件、「取り組んでいる」が5件であった。社協では、「十分に取り組んでいる」が0件、「取り組んでいる」が10件であった。

表 2-1-13 広域での取組に向けた自治体間の調整		調査数	十分に取り組んでいる	取り組んでいる	取り組んでいない
全 体		32 100.0	1 3.1	15 46.9	16 50.0
区分	都道府県	8 100.0	1 12.5	5 62.5	2 25.0
	社協	24 100.0	0 0.0	10 41.7	14 58.3

⑭専門職団体や家庭裁判所等の関係団体・機関と都道府県レベルでの連携

都道府県では、「十分に取り組んでいる」が3件、「取り組んでいる」が5件であった。社協では、「十分に取り組んでいる」が4件、「取り組んでいる」が18件であった。

表 2-1-14 専門職団体や家庭裁判所等の関係団体・機関と都道府県レベルでの連携		調査数	十分に取り組んでいる	取り組んでいる	取り組んでいない
全 体		32 100.0	7 21.9	23 71.9	2 6.3
区分	都道府県	8 100.0	3 37.5	5 62.5	0 0.0
	社協	24 100.0	4 16.7	18 75.0	2 8.3

⑮管内各地域の担い手の状況の把握（法人後見、市民後見人等）

都道府県では、「十分に取り組めている」が1件、「取り組めている」が6件であった。社協では、「十分に取り組めている」が2件、「取り組めている」が19件であった。

表 2-1-15 管内各地域の担い手の状況の把握（法人後見、市民後見人等）		調査数	十分に取り組めている	取り組めている	取り組めていない
全 体		32 100.0	3 9.4	25 78.1	4 12.5
区分	都道府県	8 100.0	1 12.5	6 75.0	1 12.5
	社協	24 100.0	2 8.3	19 79.2	3 12.5

⑯専門職不在の自治体等への専門職団体を通じた専門職の紹介（橋渡し）

都道府県では、「十分に取り組めている」が1件、「取り組めている」が3件であった。社協では、「十分に取り組めている」が1件、「取り組めている」が11件であった。

表 2-1-16 専門職不在の自治体等への専門職団体を通じた専門職の紹介（橋渡し）		調査数	十分に取り組めている	取り組めている	取り組めていない	無回答
全 体		32 100.0	2 6.3	14 43.8	15 46.9	1 3.1
区分	都道府県	8 100.0	1 12.5	3 37.5	4 50.0	0 0.0
	社協	24 100.0	1 4.2	11 45.8	11 45.8	1 4.2

⑰市町村の担当者から相談に応じること

都道府県では、「十分に取り組めている」が1件、「取り組めている」が7件であった。社協では、「十分に取り組めている」が4件、「取り組めている」が17件であった。

表 2-1-17 市町村の担当者から相談に応じること		調査数	十分に取り組めている	取り組めている	取り組めていない
全 体		32 100.0	5 15.6	24 75.0	3 9.4
区分	都道府県	8 100.0	1 12.5	7 87.5	0 0.0
	社協	24 100.0	4 16.7	17 70.8	3 12.5

⑱必要、ニーズに応じて個別の市町村との相談会、意見交換会等の実施

都道府県では、「十分に取り組めている」が4件、「取り組めている」が4件であった。社協では、「十分に取り組めている」が4件、「取り組めている」が10件であった。

表 2-1-18 必要、ニーズに応じて個別の市町村との相談会、意見交換会等の実施		調査数	十分に取り組めている	取り組めている	取り組めていない
全 体		32 100.0	8 25.0	14 43.8	10 31.3
区分	都道府県	8 100.0	4 50.0	4 50.0	0 0.0
	社協	24 100.0	4 16.7	10 41.7	10 41.7

⑱ブロック別に、市町村との相談会、意見交換会等を実施している

都道府県では、「十分に取り組めている」が2件、「取り組めている」が4件であった。社協では、「十分に取り組めている」が1件、「取り組めている」が8件であった。

表 2-1-19 ブロック別に、市町村との相談会、意見交換会等を実施している		調査数	十分に取り組めている	取り組めている	取り組めていない
全 体		32 100.0	3 9.4	12 37.5	17 53.1
区分	都道府県	8 100.0	2 25.0	4 50.0	2 25.0
	社協	24 100.0	1 4.2	8 33.3	15 62.5

⑳専門職団体等と連携して、専門職が随時市町村の相談に乗れるような体制ができている

都道府県では、「十分に取り組めている」が2件、「取り組めている」が5件であった。社協では、「十分に取り組めている」が2件、「取り組めている」が12件であった。

表 2-1-20 専門職団体等と連携して、専門職が随時市町村の相談に乗れるような体制ができている		調査数	十分に取り組めている	取り組めている	取り組めていない
全 体		32 100.0	4 12.5	17 53.1	11 34.4
区分	都道府県	8 100.0	2 25.0	5 62.5	1 12.5
	社協	24 100.0	2 8.3	12 50.0	10 41.7

㉑体制準備推進のための、基礎自治体管理職等の理解促進に向けた研修を実施

都道府県では、「十分に取り組めている」が0件、「取り組めている」が7件であった。社協では、「十分に取り組めている」が0件、「取り組めている」が10件であった。

表 2-1-21 体制整備推進のための、基礎自治体管理職等の理解促進に向けた研修を実施		調査数	十分に取り組めている	取り組めている	取り組めていない	無回答
全 体		32 100.0	0 0.0	17 53.1	14 43.8	1 3.1
区分	都道府県	8 100.0	0 0.0	7 87.5	1 12.5	0 0.0
	社協	24 100.0	0 0.0	10 41.7	13 54.2	1 4.2

㉒市町村における相談支援の基盤づくりのための継続的な研修機会を提供

都道府県では、「十分に取り組めている」が2件、「取り組めている」が4件であった。社協では、「十分に取り組めている」が2件、「取り組めている」が11件であった。

表 2-1-22 市町村における相談支援の基盤づくりのための継続的な研修機会を提供		調査数	十分に取り組めている	取り組めている	取り組めていない
全 体		32 100.0	4 12.5	15 46.9	13 40.6
区分	都道府県	8 100.0	2 25.0	4 50.0	2 25.0
	社協	24 100.0	2 8.3	11 45.8	11 45.8

⑳ ケアマネ、医療機関等「チーム」構成員の理解促進のための研修機会を提供

都道府県では、「十分に取り組めている」と「取り組めている」がともに0件であった。社協では、「十分に取り組めている」が0件、「取り組めている」が6件であった。

表 2-1-23 ケアマネ、医療機関等「チーム」構成員の理解促進のための研修機会を提供		調査数	十分に取り組めている	取り組めている	取り組めていない
全 体		32 100.0	0 0.0	6 18.8	26 81.3
区分	都道府県	8 100.0	0 0.0	0 0.0	8 100.0
	社協	24 100.0	0 0.0	6 25.0	18 75.0

㉑ 市民後見人等担い手の基盤拡大に向けた養成・フォローアップの実施

都道府県では、「十分に取り組めている」が1件、「取り組めている」が6件であった。社協では、「十分に取り組めている」が1件、「取り組めている」が6件であった。

表 2-1-24 市民後見人等担い手の基盤拡大に向けた養成・フォローアップの実施		調査数	十分に取り組めている	取り組めている	取り組めていない
全 体		32 100.0	2 6.3	12 37.5	18 56.3
区分	都道府県	8 100.0	1 12.5	6 75.0	1 12.5
	社協	24 100.0	1 4.2	6 25.0	17 70.8

⑤権利擁護支援総合アドバイザーの設置

都道府県では、「十分に取り組めている」が0件、「取り組めている」が1件であった。社協では、「十分に取り組めている」が1件、「取り組めている」が2件であった。

表 2-1-25 権利擁護支援総合アドバイザーの設置		調査数	十分に取り組 組めて いる	取り組 め て い る	取り組 め て い な い	無回 答
全 体		32 100.0	1 3.1	3 9.4	27 84.4	1 3.1
区分	都道府県	8 100.0	0 0.0	1 12.5	7 87.5	0 0.0
	社協	24 100.0	1 4.2	2 8.3	20 83.3	1 4.2

1) 権利擁護支援や成年後見制度利用促進において、市町村の支援のために最優先に取り組みたいと思うもの

「権利擁護支援や成年後見制度利用促進において、市町村の支援のために最優先に取り組みたいと思うもの」では、以下のとおり。

最優先に取り組みたいと思うもの	都道府県 (n=8)		社協 (n=24)	
	回答数	構成比	回答数	構成比
市町村向けの研修の実施	1	12.5	2	8.3
研修等において、権利擁護支援や地域共生社会の構築との関係の説明	1	12.5	3	12.5
市町村長申立て事務の理解を図るためのマニュアルの作成・配布	0	0.0	1	4.2
管内市町村の成年後見制度利用促進事業の要綱の収集・整理・比較	0	0.0	0	0.0
国の取組状況調査の管内市町村の回答の集計・分析	0	0.0	1	4.2
国の取組状況調査とは別に、独自に市町村にアンケート等を実施	0	0.0	0	0.0
管内の成年後見制度利用ニーズの見込みの推計	0	0.0	0	0.0
管内市町村の取組好事例（権利擁護支援、地域共生含む）の集積	0	0.0	1	4.2
利用促進に関する国の動向、国研修の様子等の市町村への情報提供	0	0.0	1	4.2
国の取組状況調査等の管内市町村の回答結果の管内自治体における共有	0	0.0	0	0.0
好事例を管内の自治体間で共有できる仕組みの整備	0	0.0	2	8.3
様々な方法で自治体同士が情報交換できる仕組みの整備	0	0.0	3	12.5
広域での取組に向けた自治体間の調整	1	12.5	2	8.3
専門職団体や家庭裁判所等の関係団体・機関と都道府県レベルでの連携	1	12.5	2	8.3
管内各地域の担い手の状況の把握（法人後見、市民後見人等）	0	0.0	0	0.0
専門職不在の自治体等への専門職団体を通じた専門職の紹介（橋渡し）	0	0.0	0	0.0
市町村の担当者から相談に応じること	0	0.0	1	4.2
必要、ニーズに応じて個別の市町村との相談会、意見交換会等の実施	2	25.0	1	4.2
ブロック別に、市町村との相談会、意見交換会等を実施している	1	12.5	0	0.0
専門職団体等と連携して、専門職が随時市町村の相談に乗れるような体制ができている	0	0.0	0	0.0

最優先に取り組みたいと思うもの	都道府県 (n=8)		社協 (n=24)	
	回答数	構成比	回答数	構成比
体制整備推進のための、基礎自治体管理職等の理解促進に向けた研修を実施	1	12.5	0	0.0
市町村における相談支援の基盤づくりのための継続的な研修機会を提供	0	0.0	1	4.2
ケアマネ、医療機関等「チーム」構成員の理解促進のための研修機会を提供	0	0.0	0	0.0
市民後見人等担い手の基盤拡大に向けた養成・フォローアップの実施	0	0.0	3	12.5
権利擁護支援総合アドバイザーの設置	0	0.0	0	0.0

2) 権利擁護支援や成年後見制度利用促進において、市町村の支援のために優先して取り組みたいと思うもの

「権利擁護支援や成年後見制度利用促進において、市町村の支援のために優先して取り組みたいと思うもの」では、以下のとおり。

優先して取り組みたいと思うもの	都道府県 (n=8)		社協 (n=24)	
	回答数	構成比	回答数	構成比
市町村向けの研修の実施	0	0.0	1	4.2
研修等において、権利擁護支援や地域共生社会の構築との関係の説明	0	0.0	1	4.2
市町村長申立て事務の理解を図るためのマニュアルの作成・配布	0	0.0	0	0.0
管内市町村の成年後見制度利用促進事業の要綱の収集・整理・比較	0	0.0	0	0.0
国の取組状況調査の管内市町村の回答の集計・分析	0	0.0	0	0.0
国の取組状況調査とは別に、独自に市町村にアンケート等を実施	0	0.0	0	0.0
管内の成年後見制度利用ニーズの見込みの推計	0	0.0	0	0.0
管内市町村の取組好事例（権利擁護支援、地域共生含む）の集積	1	12.5	2	8.3
利用促進に関する国の動向、国研修の様子等の市町村への情報提供	0	0.0	1	4.2
国の取組状況調査等の管内市町村の回答結果の管内自治体における共有	0	0.0	0	0.0
好事例を管内の自治体間で共有できる仕組みの整備	0	0.0	1	4.2
様々な方法で自治体同士が情報交換できる仕組みの整備	2	25.0	3	12.5
広域での取組に向けた自治体間の調整	1	12.5	1	4.2

優先して取り組みたいと思うもの	都道府県 (n=8)		社協 (n=24)	
	回答数	構成比	回答数	構成比
専門職団体や家庭裁判所等の関係団体・機関と都道府県レベルでの連携	1	12.5	2	8.3
管内各地域の担い手の状況の把握（法人後見、市民後見人等）	0	0.0	1	4.2
専門職不在の自治体等への専門職団体を通じた専門職の紹介（橋渡し）	0	0.0	0	0.0
市町村の担当者から相談に応じること	0	0.0	2	8.3
必要、ニーズに応じて個別の市町村との相談会、意見交換会等の実施	0	0.0	1	4.2
ブロック別に、市町村との相談会、意見交換会等を実施している	1	12.5	0	0.0
専門職団体等と連携して、専門職が随時市町村の相談に乗れるような体制ができている	0	0.0	2	8.3
体制整備推進のための、基礎自治体管理職等の理解促進に向けた研修を実施	1	12.5	0	0.0
市町村における相談支援の基盤づくりのための継続的な研修機会を提供	0	0.0	3	12.5
ケアマネ、医療機関等「チーム」構成員の理解促進のための研修機会を提供	0	0.0	1	4.2
市民後見人等担い手の基盤拡大に向けた養成・フォローアップの実施	1	12.5	2	8.3
権利擁護支援総合アドバイザーの設置	0	0.0	0	0.0

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化に向けて、権利擁護支援総合アドバイザーに求める知見と、回答者が受けた方がいいと思う研修

「権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化に向けて、権利擁護支援総合アドバイザーに求める知見と、回答者が受けた方がいいと思う研修」では、以下のとおり。

①権利擁護支援総合アドバイザーに求める知見

①-1 必須と思われるもの

権利擁護支援総合アドバイザーに求める知見（必須と思われるもの）	都道府県（n=8）		社協（n=24）	
	回答数	構成比	回答数	構成比
成年後見制度利用促進法・基本計画	6	75.0	16	66.7
高齢者虐待への対応	3	37.5	4	16.7
障害者虐待への対応	2	25.0	4	16.7
消費者被害への対応	0	0.0	1	4.2
セルフネグレクトへの対応	0	0.0	3	12.5
福祉・法律専門職との連携	3	37.5	11	45.8
法テラスの業務	0	0.0	0	0.0
生活困窮者支援	0	0.0	4	16.7
障害者差別解消法	0	0.0	0	0.0
障害者権利条約	0	0.0	0	0.0
障害のある当事者との連携	0	0.0	1	4.2
面接技法（司法面接）	0	0.0	1	4.2
ファンドレイジング（寄付による資金調達）	0	0.0	0	0.0
医療制度・医療機関との連携	1	12.5	1	4.2
地域共生社会・重層的支援体制	0	0.0	8	33.3
市民後見人の育成と活動支援	1	12.5	3	12.5
法人後見の実施体制と活動支援	1	12.5	5	20.8
後見人等への支援・交代	1	12.5	2	8.3
日常生活自立支援事業との連携	2	25.0	4	16.7
家庭裁判所との連携	3	37.5	4	16.7
首長申立て	2	25.0	4	16.7
成年後見制度利用支援事業	0	0.0	2	8.3
権利擁護支援、成年後見に関する地域ニーズの把握方法	2	25.0	3	12.5
市町村間の広域連携	3	37.5	4	16.7
都道府県による市町村支援	0	0.0	0	0.0
研修企画の立案と戦略的な取組	0	0.0	1	4.2
ネットワークと組織・多職種連携	1	12.5	2	8.3
地域連携ネットワークの構築のためのファシリテーション	2	25.0	4	16.7
地域課題解消のための地域連携	0	0.0	1	4.2
意思決定支援に関わる相談事例への対応	1	12.5	9	37.5

権利擁護支援総合アドバイザーに求める知見（必須と思われるもの）	都道府県（n=8）		社協（n=24）	
	回答数	構成比	回答数	構成比
権利回復支援に関わる相談事例への対応	0	0.0	2	8.3
ケース会議を通じた多職種連携の実践	1	12.5	4	16.7
複雑・困難ケースへの総合的対応	4	50.0	12	50.0

①-2 望ましいと思われるもの

権利擁護支援総合アドバイザーに求める知見（望ましいと思われるもの）	都道府県（n=8）		社協（n=24）	
	回答数	構成比	回答数	構成比
成年後見制度利用促進法・基本計画	1	12.5	2	8.3
高齢者虐待への対応	0	0.0	4	16.7
障害者虐待への対応	0	0.0	3	12.5
消費者被害への対応	0	0.0	2	8.3
セルフネグレクトへの対応	0	0.0	3	12.5
福祉・法律専門職との連携	2	25.0	4	16.7
法テラスの業務	0	0.0	0	0.0
生活困窮者支援	0	0.0	1	4.2
障害者差別解消法	0	0.0	0	0.0
障害者権利条約	0	0.0	2	8.3
障害のある当事者との連携	0	0.0	3	12.5
面接技法（司法面接）	0	0.0	3	12.5
ファンドレイジング（寄付による資金調達）	0	0.0	2	8.3
医療制度・医療機関との連携	2	25.0	4	16.7
地域共生社会・重層的支援体制	1	12.5	6	25.0
市民後見人の育成と活動支援	5	62.5	6	25.0
法人後見の実施体制と活動支援	3	37.5	4	16.7
後見人等への支援・交代	2	25.0	3	12.5
日常生活自立支援事業との連携	0	0.0	8	33.3
家庭裁判所との連携	0	0.0	2	8.3
首長申立て	4	50.0	2	8.3
成年後見制度利用支援事業	1	12.5	3	12.5
権利擁護支援、成年後見に関する地域ニーズの把握方法	2	25.0	5	20.8
市町村間の広域連携	2	25.0	4	16.7
都道府県による市町村支援	3	37.5	3	12.5
研修企画の立案と戦略的な取組	0	0.0	4	16.7
ネットワークと組織・多職種連携	1	12.5	5	20.8
地域連携ネットワークの構築のためのファシリテーション	1	12.5	3	12.5
地域課題解消のための地域連携	0	0.0	4	16.7

権利擁護支援総合アドバイザーに求める知見（望ましいと思われるもの）	都道府県（n=8）		社協（n=24）	
	回答数	構成比	回答数	構成比
意思決定支援に関わる相談事例への対応	2	25.0	5	20.8
権利回復支援に関わる相談事例への対応	0	0.0	5	20.8
ケース会議を通じた多職種連携の実践	1	12.5	8	33.3
複雑・困難ケースへの総合的対応	2	25.0	7	29.2
無回答	1	12.5	0	0.0

②自分が受けた研修

②-1 必須と思われるもの

自分が受けた研修 （必須と思われるもの）	都道府県（n=8）		社協（n=24）	
	回答数	構成比	回答数	構成比
成年後見制度利用促進法・基本計画	4	50.0	9	37.5
高齢者虐待への対応	3	37.5	2	8.3
障害者虐待への対応	0	0.0	2	8.3
消費者被害への対応	0	0.0	1	4.2
セルフネグレクトへの対応	0	0.0	1	4.2
福祉・法律専門職との連携	2	25.0	6	25.0
法テラスの業務	0	0.0	0	0.0
生活困窮者支援	0	0.0	3	12.5
障害者差別解消法	0	0.0	0	0.0
障害者権利条約	0	0.0	1	4.2
障害のある当事者との連携	0	0.0	0	0.0
面接技法（司法面接）	0	0.0	0	0.0
ファンドレイジング（寄付による資金調達）	0	0.0	0	0.0
医療制度・医療機関との連携	0	0.0	1	4.2
地域共生社会・重層的支援体制	2	25.0	11	45.8
市民後見人の育成と活動支援	3	37.5	6	25.0
法人後見の実施体制と活動支援	2	25.0	12	50.0
後見人等への支援・交代	0	0.0	0	0.0
日常生活自立支援事業との連携	1	12.5	10	41.7
家庭裁判所との連携	1	12.5	3	12.5
首長申立て	1	12.5	2	8.3
成年後見制度利用支援事業	1	12.5	4	16.7
権利擁護支援、成年後見に関する地域ニーズの把握方法	3	37.5	5	20.8
市町村間の広域連携	1	12.5	1	4.2
都道府県による市町村支援	7	87.5	3	12.5

自分が受けた研修 (必須と思われるもの)	都道府県 (n=8)		社協 (n=24)	
	回答数	構成比	回答数	構成比
研修企画の立案と戦略的な取組	3	37.5	7	29.2
ネットワークと組織・多職種連携	1	12.5	4	16.7
地域連携ネットワークの構築のための ファシリテーション	1	12.5	5	20.8
地域課題解消のための地域連携	1	12.5	3	12.5
意思決定支援に関わる相談事例への 対応	1	12.5	6	25.0
権利回復支援に関わる相談事例への 対応	0	0.0	1	4.2
ケース会議を通じた多職種連携の実 践	0	0.0	5	20.8
複雑・困難ケースへの総合的対応	1	12.5	5	20.8

②-2 望ましいと思われるもの

自分が受けた研修 (望ましいと思われるもの)	都道府県 (n=8)		社協 (n=24)	
	回答数	構成比	回答数	構成比
成年後見制度利用促進法・基本計画	3	37.5	2	8.3
高齢者虐待への対応	1	12.5	0	0.0
障害者虐待への対応	2	25.0	0	0.0
消費者被害への対応	0	0.0	1	4.2
セルフネグレクトへの対応	0	0.0	3	12.5
福祉・法律専門職との連携	1	12.5	10	41.7
法テラスの業務	0	0.0	5	20.8
生活困窮者支援	0	0.0	2	8.3
障害者差別解消法	0	0.0	0	0.0
障害者権利条約	0	0.0	0	0.0
障害のある当事者との連携	1	12.5	2	8.3
面接技法（司法面接）	0	0.0	2	8.3
ファンドレイジング（寄付による資金調 達）	0	0.0	2	8.3
医療制度・医療機関との連携	0	0.0	3	12.5
地域共生社会・重層的支援体制	2	25.0	4	16.7
市民後見人の育成と活動支援	2	25.0	5	20.8
法人後見の実施体制と活動支援	4	50.0	3	12.5
後見人等への支援・交代	0	0.0	4	16.7
日常生活自立支援事業との連携	2	25.0	1	4.2
家庭裁判所との連携	0	0.0	0	0.0
首長申立て	0	0.0	3	12.5
成年後見制度利用支援事業	1	12.5	5	20.8
権利擁護支援、成年後見に関する地域ニ ーズの把握方法	1	12.5	7	29.2
市町村間の広域連携	5	62.5	6	25.0

自分が受けた研修 (望ましいと思われるもの)	都道府県 (n=8)		社協 (n=24)	
	回答数	構成比	回答数	構成比
都道府県による市町村支援	0	0.0	5	20.8
研修企画の立案と戦略的な取組	1	12.5	4	16.7
ネットワークと組織・多職種連携	2	25.0	3	12.5
地域連携ネットワークの構築のための ファシリテーション	2	25.0	8	33.3
地域課題解消のための地域連携	2	25.0	5	20.8
意思決定支援に関わる相談事例への対応	0	0.0	7	29.2
権利回復支援に関わる相談事例への対応	0	0.0	3	12.5
ケース会議を通じた多職種連携の実践	2	25.0	5	20.8
複雑・困難ケースへの総合的対応	2	25.0	9	37.5

(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化に向けて、どのようなアドバイスやサポートがあれば良いか

「権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化に向けて、どのようなアドバイスやサポートがあれば良いか」では、以下のような回答が挙げられた。

回答内容
他の地域の取り組み状況の情報提供。研修会の開催。都道府県社協同士で情報交換ができる場の提供。(社協)
他の地域における市町村支援の活動及び地域連携ネットワーク構築の取組等の実際。(社協)
困難事例などに対する総合的なアドバイスをいただける相談機関。全国的に先駆的な事例の紹介。(社協)
体制整備推進のための、基礎自治体管理職等の理解促進に向けた研修の講師養成又は紹介市民後見人養成研修用のオンデマンド教材作成。(都道府県)
継続した研修機会の確保。他の都道府県(または都道府県社協)担当者との情報交換の場の設定。全国各地の好事例の集積及びデータベース化。(都道府県)
他の地域の後見人支援における実施状況の情報提供 複雑困難ケースへの対応。都道府県における地域連携ネットワークの構築。(都道府県)

(4) アドバイザー研修に関する意見

「アドバイザー研修に関する意見」では、以下のような回答が挙げられた。

回答内容
アドバイザー研修の受講者名簿の公表。専門職、都道府県職員、都道府県社協職員の受講科目の差別化。年度中に複数回開催。集合研修やオンライン研修への参加が難しい場合、その後のオンデマンド形式での配信をしてほしい。（社協）
3つのアドバイザーの効果的な連携イメージなどを提示してもらいたい。アドバイザーのスキルアップの場、アドバイザー同士の情報共有の場を設定してもらいたい。（都道府県）
アドバイザー研修で使用した資料を提供していただきたい。（都道府県）

(5) 法テラスの業務内容や利用

①知っている業務

「知っている業務」では、以下のとおり。

法テラスの知っている業務	都道府県 (n=8)		社協 (n=24)	
	回答数	構成比	回答数	構成比
情報提供（法制度や相談窓口の紹介）	8	100.0	21	87.5
民事法律扶助①（無料法律相談）	7	87.5	23	95.8
民事法律扶助②（弁護士司法書士費用の立て替え）	4	50.0	21	87.5
特定援助対象者法律相談援助（認知能力が十分でない方のための法律相談）	3	37.5	13	54.2
DV等法律相談援助（ストーカー、児童虐待、DVの被害に関する法律相談）	3	37.5	11	45.8
犯罪被害者支援①（法制度や相談窓口の紹介）	5	62.5	10	41.7
犯罪被害者支援②（犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介）	1	12.5	6	25.0
犯罪被害者支援③（国選被害者参加弁護士の指名等に関する手続き）	1	12.5	5	20.8
犯罪被害者支援④（被害者参加人の旅費の支給手続き）	1	12.5	4	16.7

②各業務内容の満足度

1) 情報提供（法制度や相談窓口の紹介）

都道府県では、「非常に満足」と「満足」がともに0件であった。
社協では、「非常に満足」が2件、「満足」が5件であった。

表 5-2-1 情報提供 (法制度や相談窓口 の紹介)		調査数	非常に 満足	満足	どちら ともい えない	不満	非常に 不満	利用し たこと がない
全 体		29 100.0	2 6.9	5 17.2	8 27.6	0 0.0	0 0.0	14 48.3
区分	都道府県	8 100.0	0 0.0	0 0.0	1 12.5	0 0.0	0 0.0	7 87.5
	社協	21 100.0	2 9.5	5 23.8	7 33.3	0 0.0	0 0.0	7 33.3

2) 民事法律扶助①（無料法律相談）

都道府県では、「非常に満足」が1件、「満足」が0件であった。社協では、「非常に満足」が3件、「満足」が7件であった。

表 5-2-2 民事法律扶 助①（無料法律相談）		調査数	非常に 満足	満足	どちら ともい えない	不満	非常に 不満	利用し たこと がない
全 体		30 100.0	4 13.3	7 23.3	1 3.3	0 0.0	0 0.0	18 60.0
区分	都道府県	7 100.0	1 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 85.7
	社協	23 100.0	3 13.0	7 30.4	1 4.3	0 0.0	0 0.0	12 52.2

3) 民事法律扶助②（弁護士司法書士費用の立て替え）

都道府県では、「非常に満足」が0件、「満足」が1件であった。社協では、「非常に満足」が2件、「満足」が4件であった。

表 5-2-3 民事法律扶 助②(弁護士司法書士費 用の立て替え)		調査数	非常 に満 足	満足	どちら ともい えない	不満	非常に 不満	利用し たこと がない
全 体		25 100.0	2 8.0	5 20.0	1 4.0	0 0.0	0 0.0	17 68.0
区分	都道府県	4 100.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 75.0
	社協	21 100.0	2 9.5	4 19.0	1 4.8	0 0.0	0 0.0	14 66.7

4) 特定援助対象者法律相談扶助（認知能力が十分でない方のための法律相談）

都道府県では、「非常に満足」と「満足」がともに0件であった。社協では、「非常に満足」が2件、「満足」が3件であった。

表 5-2-4 特定援助対象者法律相談援助（認知能力が十分でない方のための法律相談）		調査数	非常に満足	満足	どちらともいえない	不満	非常に不満	利用したことがない
全 体		16 100.0	2 12.5	3 18.8	1 6.3	0 0.0	0 0.0	10 62.5
区分	都道府県	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0
	社協	13 100.0	2 15.4	3 23.1	1 7.7	0 0.0	0 0.0	7 53.8

5) DV等法律相談扶助（ストーカー、児童虐待、DVの被害に関する法律相談）

都道府県では、「非常に満足」と「満足」がともに0件であった。社協では、「非常に満足」が2件、「満足」が1件であった。

表 5-2-5 DV等法律相談援助（ストーカー、児童虐待、DVの被害に関する法律相談）		調査数	非常に満足	満足	どちらともいえない	不満	非常に不満	利用したことがない
全 体		14 100.0	2 14.3	1 7.1	0 0.0	1 7.1	0 0.0	10 71.4
区分	都道府県	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0
	社協	11 100.0	2 18.2	1 9.1	0 0.0	1 9.1	0 0.0	7 63.6

6) 犯罪被害者支援①（法制度や相談窓口の紹介）

都道府県では、「非常に満足」が0件、「満足」が1件であった。社協では、「非常に満足」が1件、「満足」が2件であった。

表 5-2-6 犯罪被害者支援①（法制度や相談窓口の紹介）		調査数	非常に満足	満足	どちらともいえない	不満	非常に不満	利用したことがない
全 体		15 100.0	1 6.7	3 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	11 73.3
区分	都道府県	5 100.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 80.0
	社協	10 100.0	1 10.0	2 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	7 70.0

7) 犯罪被害者支援②（犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介）

都道府県では、「非常に満足」と「満足」がともに0件であった。社協では、「非常に満足」が1件、「満足」が0件であった。

表 5-2-7 犯罪被害者支援②（犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介）		調査数	非常に満足	満足	どちらともいえない	不満	非常に不満	利用したことがない
全 体		7 100.0	1 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 85.7
区分	都道府県	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
	社協	6 100.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 83.3

8) 犯罪被害者支援③（国選被害者参加弁護士の指名等に関する手続き）

都道府県では、「非常に満足」と「満足」がともに0件であった。
社協では、「非常に満足」が1件、「満足」が0件であった。

表 5-2-8 犯罪被害者支援③（国選被害者参加弁護士の指名等に関する手続き）		調査数	非常に満足	満足	どちらともいえない	不満	非常に不満	利用したことがない
全 体		6 100.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 83.3
区分	都道府県	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
	社協	5 100.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 80.0

9) 犯罪被害者支援④（被害者参加人の旅費の支給手続き）

都道府県では、「非常に満足」と「満足」がともに0件であった。
社協では、「非常に満足」が1件、「満足」が0件であった。

表 5-2-9 犯罪被害者支援④（被害者参加人の旅費の支給手続き）		調査数	非常に満足	満足	どちらともいえない	不満	非常に不満	利用したことがない
全 体		5 100.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 80.0
区分	都道府県	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
	社協	4 100.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 75.0

(6) 権利擁護支援や成年後見に関することで、法テラス（日本司法支援センター）に期待すること

「権利擁護支援や成年後見に関することで、法テラス（日本司法支援センター）に期待すること」では、以下のような回答が挙げられた。

回答内容
組織的、全国的に広範な地域での取り組み事例の収集と、それに基づいた専門的実践的な内容での研修事業の実施。都道府県等の単位での権利擁護支援、成年後見制度利用促進に係る事業への助言。（社協）
地域連携ネットワーク構築、多職種連携に向けての先導役、コントローラー的な役割。（社協）
権利擁護支援に関するケース会議等への法律専門職の参加。法律専門職による後見制度の申立て手続き支援を行う相談支援機関への助言。（社協）
弁護士不在地域における無料出張相談又は定期的なオンラインでの無料相談会の実施。（都道府県）
市町村は年々仕事が増加し、人材不足となっていることから、中核機関を設置することにより相談対応等が増加し、業務を回せなくなることを懸念して、設置を進めて行きにくい状況があるようです。法テラスと市町村との連携など、市町村の負担がいくぶん軽くなるような制度ができればと考えます。（都道府県）

第3節 個別ヒアリング調査結果

1 愛知県／社会福祉法人愛知県社会福祉協議会（令和3年9月3日実施）

(1) ヒアリングの趣旨

市町村との良好な連携関係を構築して、積極的な市町村支援を実施している愛知県及び愛知県社会福祉協議会に対し、取組及びアドバイザー等に関するヒアリング調査を行った。

(2) 取組概要とアドバイザーについて

対象機関	愛知県	愛知県社会福祉協議会
現状の取組等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村との意見交換の機会を作っている。 →意見交換の希望をアンケートで募り、良好な関係構築に務めている。意見交換を希望する市町村が多く、積極的な連絡を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度推進委員会を設置。 →県内市町村の中核機関設置や機能強化を図る。 →広域ブロックの連携支援や研修会の開催を予定。
課題・要望		<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見支援センターの設置は進んでいるが、中核機関の設置は遅れている。 ・とくに、単独設置が難しい町村等は支援が必要。 ・具体的なケースの対応に弱い。 ・中山間地域を広域で担当する場合、NPOでは難しい場合がある。 ・行政圏域と裁判管轄が異なり、担当地域を決めるのも難しい。 <p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域やへき地の基盤強化に取り組むべき。 ・県行政の担当課が複数あり、各種事務手続き等が煩雑。

		<ul style="list-style-type: none"> ・単年度委託のため、中長期的に取り組むことができない。安定した財源確保が必要。
アドバイザーについて	<p>【都道府県等担当職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県職員は異動があるため、継続的に担当することは難しい。委託が可能かどうかも含めて検討を要する。 ・圏域すべてをコーディネートするのは難しいだろう。 <p>【体制整備アドバイザー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の資源を知っている人に担ってもらいたい。中心的な中核機関の職員が担うのも良いのではないか。 <p>【権利擁護支援総合アドバイザー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士、司法書士、社会福祉士がそれぞれ必要。 ・一人で担うのは難しいのではないか。 ・各専門職団体とのつながりがある人が望ましい。 	<p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修を受けただけで、「アドバイザー」になれるのでない。実践が必要。 <p>→【体制整備アドバイザー】 県社協は実践に弱い。</p>
アドバイザー研修について	<ul style="list-style-type: none"> ・先進事例の紹介を取り入れてほしい。 ・実践事例の紹介を取り入れてほしい。 ・ロールプレイ（自分がアドバイザーになったことを仮定した事例検討会）を取り入れてほしい。 	

2 青森市高齢者支援課／弘前圏域権利擁護支援センター（令和3年

9月2日実施）

(1)ヒアリングの趣旨

中核機関の設置や権利擁護支援に関する体制整備を進めている青森市及び広域の市町村からの委託を受けて中核機関を設置した弘前圏域権利擁護支援センターに対し、取組及びアドバイザー等に関するヒアリング調査を行った。

(2) 取組概要とアドバイザーについて

対象機関	青森市高齢者支援課	弘前圏域権利擁護支援センター
<p>現状の取組等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中核機関は未設置。 ・市長申立のケースが多い。 ・市民後見人が選任されたケースは2件。養成は74人。 ・今後、基幹型の地域包括が中核機関を担わざるを得ない状況。他機関との話し合いも未定。 【県】 ・広域の中核機関を設置するよう要請（依頼）あり、県内の中核機関の進捗状況についての情報提供があった。 ・他の地域で青森市のケースを対応しているという情報を伝えられた →裁判所の管轄区域と異なる。 ・中核機関設置について、実務的な援助はない。 ・虐待対応では、県と連絡を取り合っており、連絡することのハードルはない。 ・権利擁護支援連絡会（県、家庭裁判所、専門職団体が参加）を開催している。 【県社協】 ・関わりなし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度から、8市町村の委託を受けて、中核機関を設置。 ・中核機関設置前に、8市町村、三士会、行政書士会と協議。ケース会議への派遣についての協力依頼を行った。 ・立上げの際は、行政の「縦割り」を越えていくことが大変だった。 ・法人後見の受任も多数あり、事業運営の透明性の確保が重要。 【県】 ・関わりなし。 【県社協】 ・県社協が実施している事業（地域定着、日自、生活困窮）との関わりはあるが、市町村社協のフォロー等という点での関わりはない。
<p>課題・要望</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業が厳しい財政状況。 【県】 ・中核機関設置のフォローをしてほしい。予算編成に関するア 	<ul style="list-style-type: none"> 【県】 ・予算要求に係る根拠資料づくりのためのデータへの対応につき、数値だけではなく、実務の

	<p>ドバイスや関係機関との協議等、国が示した内容だけでは、議会对応や関係機関対応が速やかに行えない。</p> <p>【県社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市社協のフォローをしてほしい。 	<p>理解の共有が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用支援事業改定のフォロー。市町村ごとの対応が必要で煩雑。 <p>【専門職】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度や実情を理解しないまま「解任」を勧める法律専門職がいる。 <p>【県・県社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付機関として、県や県社協が機能するためには、具体的なケースに取り組んでもらうことが必要。
アドバイザーについて	<p>【都道府県等担当職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が示した内容から、予算編成や事業実施に向けた取組をフォローしてほしい。 <p>【権利擁護支援総合アドバイザー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各専門職で、特定の人にイメージできる。本人の希望でアドバイザーになるという仕組みでは困る。 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域（地域）ごとに必要となるのではないか。 <p>【都道府県等担当職員・体制整備アドバイザー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算や資金確保のための取り組みが必要。効果的な実績データの積算方法や市町村等への働きかけ等。 ・人事異動等による新任職員へのレクチャー等、人材育成の視点も必要。 <p>【体制整備アドバイザー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体とどのように課題を共有するかが重要。介入しすぎると、衝突する可能性もある。
アドバイザー研修について	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパーバイズの視点が必要。 <p>【権利擁護支援総合アドバイザー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律や制度と実務のバランスが必要。 <p>【都道府県等担当職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の確保に向けた調整と助言。 	

3 K-ねっと（令和4年2月25日実施）

(1) ヒアリングの趣旨

全国各地の権利擁護支援体制の整備を推進することを目的に、市町村や都道府県の担当者、中核機関職員等を対象として相談対応を行うK-ねっとに対し、取組及びアドバイザー等に関するヒアリング調査を行った。

(2) 取組概要とアドバイザーについて

項目	主な内容
相談のあった主な機関	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数が多い順に、「市町村」、「市町村社協」、「都道府県社協」、「都道府県」、「その他」。 ・体制整備が進んでいない地域からの相談が多い印象がある。 ・都道府県に相談しても答えが得られない、都道府県の回答が期待できないということで、相談に至るケースも少なくない。 ・電話という簡便な方法で相談しやすいようだ。地域で専門職に相談する場合には、相談シートの記入や会議の開催などが必要であることが多い。
主な相談内容	<p>「体制整備に関すること」がもっとも多く、次いで、「個別の事例に関すること」、「その他」、「成年後見制度」の順である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「成年後見制度に関すること」については、事業開始当初と比べると減っている。 ・当初は基本的なことに関する相談や質問が多かったが、最近では、現場で対応に苦慮されている内容が多くなってきた。 ・どうしていいかわからないというよりも、支援者としての意見と周囲の意見が分かれていて、K-ねっとという国の機関からの助言を得たいという相談もある。 ・虐待の認定についての相談については、K-ねっとの判断ではなく、その地域の中でどのように認定をしていくべきかを考えてもらえるように、留意している。
回答に苦慮した相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・相談に至る経緯やケースの内容、地域の特性等の詳細がわからないため、どの程度、具体的な助言をして良いか迷うことがある。 ・個別の相談事例においては、各地の実情がわからない中で、意見を述べるのが難しいこともある。地域によって、体制整備の進み具合が違う状況にあることを理解しなければならない。 ・相談者とK-ねっとの距離が離れているので、その地域の実情を踏まえてアドバイスするということがとても難しい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイスの結果、当該地域で「対応できる機関がない」等と反応されてしまうこともある。 ・アドバイスの結果、「原理原則は理解できるが、現状では仕方ないでしょう」という回答がなされる場合もある。 ・アドバイスをするとき、地域の人顔がわかっていないというのが難しい。回答内容の意図が伝わるかどうかも重要である。 ・地域で、どのように取り組めば良いかということへのアドバイスが難しい。特に、地域の専門職が回答していない内容を助言して良いかの判断に苦慮する。 ・直接、地域の専門職に相談して回答を得ているものの、その回答の是非を確認するために相談に至る場合があり、回答に苦慮することがある。 ・回答した内容が、その地域の中での意見や判断と異なることで、かえって混乱させてしまうことにならないかという懸念がある。 ・自治体からの相談の場合、参考として、他の自治体の取組例を紹介することはできるが、こうしたほうが良いとは言えない。各地の実情に応じて判断いただくことが必要である。 ・非弁行為、非士行為についての相談は、一般論として、とても答えにくい。士業のエゴに思われるのではなかという不安がある。研修も必要だろう。 ・直接本人や関係者の相談を聞ける立場ではなく、相談者からの聞き取りによる情報を前提に対応せざるを得ないため、考えられる助言内容をすでに実行している場合等は、回答に苦慮することがある。
<p>各地域や各機関に関する課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の体制強化が必要であるが、異動のある都道府県職員の経験値等を積み上げるのが難しいなかで、地域の専門職や専門職団体が機能強化を進めることも重要だろう。 ・都道府県を強化するために、地域の専門職団体が権利擁護の知見を提供して、専門職の強みを理解しながら、地域の中で、地域を支援する体制を強化する必要がある。 ・地域の格差が大きく、相談体制が整っていない地域では、各機関や専門職の連携がうまくいかない場合等があり、研修だけでは補うことができないことも理解する必要がある。 ・体制整備の地域差が大きい場合、都道府県や都道府県社協のサポートやバックアップが必要だと考えられる。 ・都道府県の市町村に対する支援体制が必要である。市町村では、

	<p>体制整備が進められないところもあるため、都道府県単位で具体的なアドバイスを受けることができる体制が必要。そのなかで、専門職も入っていないといけない。ただ、専門職にも、地域格差がある。地域の中で、音頭をとる方がいると、専門職が参画しやすい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県や都道府県社協等が、お互いにボールの投げ合いをしてしまい、結局どの機関が担当するのかわからないということがないようにしなければならない。 ・地域資源が本当はあるのに活用されていない、という地域が多いということを課題として感じている。専門職、社協、中核機関、その他の機関を活用せずに、相談に至ることが多い。しかるべき機関に相談してから、K-ねつとに相談というのが本来のあり方だと思うが、そうではなくダイレクトに来ることもある。 ・個人情報保護については、現行法の趣旨に照らして、法律にしたがったシステムをしっかりと作って、まずはやれることをしっかりとやっていくということを浸透させるべきである。 ・都道府県に相談した場合は、アドバイザーからの助言が得られるというような相談体制やシステムをしっかりと作らなければならない。そのうえで、相談体制に問題があるのであれば、K-ねつとに相談する等、全体としての体制整備を固める必要がある。
<p>専門職、都道府県社会福祉協議会、都道府県に対して期待する役割</p>	<p>【専門職】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門職は有限であることを意識しなければならない。 ・専門職が関わるべき問題に関わっていけるようにするような検討も必要。 ・すべてを専門職に任せるのではなく、専門職とのマッチングが必要。どこからが専門職に聞くべき問題かというところの見極め、整理ができるようにしたい。 ・専門職といっても、例えば、弁護士はあくまでも弁護士であり、すべての弁護士が権利擁護全般について理解があるということではないことを認識すべきだろう。 <p>【都道府県社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その地域における権利擁護支援のデザインに関するアドバイスが必要。 ・体制整備の地域差が大きい場合、都道府県社協のサポートやバックアップが必要だと考えられる。

	<p>【都道府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・K-ねっとに相談する前に、市区町村が相談できる都道府県の体制があると良い。 ・地域差の大きいところ、特に小さな自治体は、周りの自治体の様子を見ながら、体制整備についても、様子をうかがうような印象があるため、都道府県にバックアップしてもらえなければうまくいかない。 ・特に、単独では対応が難しい市町村に対して都道府県がバックアップしてほしい。 ・体制整備の地域差が大きい場合、都道府県のサポートやバックアップが必要だと考えられる。 ・市町村に力があっても行政と社協の連携がうまくない地域もある。そのあたりのバックアップを都道府県に期待したい。 ・実際に何をやっているのかが見えてこないこともある。また、縦割り行政の状態の中でアドバイザーがいても、うまく機能させることができるかが課題である。 ・もっとも期待することは「広域調整」である。 ・都道府県の権限行使もしっかりとやってほしい。どのように機能を果たしてもらえるのか、ということを考える必要がある。 ・K-ねっとでは、一般的な回答になってしまうこともあるが、都道府県単位で、地域で密着していれば、具体的なアドバイスができるのはでないか。 ・専門職がない地域のバックアップ。 ・市町村と市町村社協の連携に関するバックアップ。 ・市区町村が、地域特性を含めた相談ができる都道府県の窓口を設けることが重要である。そのうえで、弁護士、司法書士、社会福祉士、医療関係者等から構成するさまざまな視点から、事例を検討できる体制があると良い。
<p>アドバイザー養成研修について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーであったとしても、その地域すべての権利擁護の仕組みを把握できるわけではないので、アドバイザー同士が役割分担する必要がある。 ・権利擁護支援それ自体が専門分野ではないかとも感じる。権利擁護支援に必要な全体像について、受講者に対してマップのように示して、どの科目がどのようなところに関連しているのか、ということ意識して学べるようにすべきではないか。 ・研修の内容が、かなり幅広い内容であるという印象を受けた。

	<p>担当者レベルでは、後見、虐待、重層、地域づくりをイメージできるが、アドバイザーがそれぞれの事業の内容まで把握して、アドバイスするのは難しいだろう。権利擁護という観点に軸足を置いて、アドバイスをしてほしい。アドバイザーの中での整理も必要だろう。</p> <ul style="list-style-type: none">・都道府県と都道府県社協、専門職がどのように役割分担をしながら、アドバイスするかが重要である。・都道府県が、都道府県社協への事業の委託、専門職への協力要請等で役割を終えるという事態が生じないように留意する必要があるだろう。・急に難しい内容の研修を受けなければならないという声もある。異動のある都道府県職員が、アドバイザーをいかに活用できるかというのがポイントだろう。・国がいろいろな研修を打ち出して、原理原則を示しているものの、あるべき姿と地域の実態が乖離しており、ハレーションが起こっているように思われる。各アドバイザーには、目指すべき方向性を理解しながら、地域の実情から何ができるかを考えてほしい。・都道府県や都道府県社協が疲弊する現状があることも理解する必要があるだろう。
--	--

第4節 まとめ

1 中核機関への支援について

中核機関による相談先としては、「弁護士（会）」、「司法書士（会）」、「社会福祉士（会）」の専門職（団体）、「市町村の担当部署」が多いのに対して、「都道府県の担当部署」の割合は低く、「都道府県及び市町村社会福祉協議会」や「法テラス」よりも低い。これは、中核機関が都道府県を有用な相談先として認識していないことがうかがえる。中核機関は、複雑困難化する事例への対応を専門職へ求めたり、市民後見人や法人後見の担い手の育成等を市町村等と連携しながら、取組を進めているものと思われる。

相談先の機関等に対する不満については、中核機関が期待する個別事例へ対応できる実践力がない、成年後見制度の利用促進や権利擁護支援の推進に対する姿勢に乏しいこと等がうかがえる。

アドバイザー養成研修の科目を想定した設問である「中核機関として適切に対応・回答できるようにするために、継続的な情報提供・アドバイスを受けた項目」については、おおむね全ての項目において、7割から8割程度が必要であると回答しており、アドバイザー養成研修の科目として適切であると考えられる。なお、「ファンドレイジング（寄付による資金調達）」については、中核機関の設置主体が市町村であり、当該市町村によって予算が定められて運営されていること等から、必要があると回答した割合が低いものと思われる。

中核機関は、日々、解決困難な事例への対応をせまられており、専門職（団体）を含めた適切な機関と連携しながら取り組んでいる。今後は、専門職（団体）等による支援だけでなく、中核機関の取組を各種計画の策定や評価、予算調整等に活用する等の市町村や都道府県による支援がさらに必要であると考えられる。

2 都道府県・都道府県社会福祉協議会の役割について

本アンケート調査への回答によれば、都道府県の多くは、市町村支援に取り組むことができていると回答しているのに対し、都道府県社協は多くの設問に対して、取り組んでいないと回答している。これは、都道府県が、『地域における持続可能な成年後見制度利用促進に向けた都道府県による市町村支援のためのガイド』（成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業検討委員会（令和3年3月））等を用いて、各項目に取り組んでいることがうかがえる。また、都道府県の担当部署職員が受けた

い研修については、「都道府県による市町村支援」がもっとも多く、市町村支援の必要性が認識されていることがうかがえる。

アドバイザー養成研修科目を想定した「権利擁護支援総合アドバイザーに求める知見」については、都道府県及び都道府県社協のいずれも同様の回答傾向であり、「成年後見制度利用促進法・基本計画」、「福祉・法律専門職との連携」、「家庭裁判所との連携」、「市町村間の広域連携」を必要であると回答した数が多い。また、「自身が受けたいと思う研修」についても、都道府県及び都道府県社協のいずれもおおむね同様の回答傾向であり、「成年後見制度利用促進法・基本計画」、「市民後見人の育成と活動支援」、「法人後見の実施体制と活動支援」、「都道府県による市町村支援」を必要であると回答した数が多い。なお、支援に関する各種制度である「法テラスの業務」や「生活困窮者自立支援制度」、障害に関する基礎知識等である「障害者差別解消法」及び「障害者権利条約」については、必要であると回答した件数が少ないことから、研修科目の名称や内容を再構成することも検討したほうがよいだろう。

都道府県等職員がアドバイザーの役割を担うことについては、定期的な人事異動によって、知識や経験が蓄積されないことが懸念される。また、アドバイザー業務の委託を検討せざるを得ない場合も想定されるが、アドバイザー業務の委託によって、都道府県の役割が果たされるものではないことから、都道府県における市町村支援の体制を整備する必要があるだろう。

都道府県及び都道府県社会福祉協議会においては、アドバイザーを活用しながら、市町村の広域連携の支援や専門職が少ない地域の支援等、都道府県等が担うべき市町村支援の役割を果たすことが期待されていると考えられる。

3 専門職（団体）の活用について

アンケート調査及びヒアリング調査のいずれにおいても、都道府県や中核機関等は、専門職が限りある社会資源であり、地域に偏りがあること等を認識しているものと推測できる。そのうえで、後見候補者の受け皿として、市民後見人や法人後見の必要性が高まっているものと考えられ、これらの事項に関する助言を得たいと考える中核機関が多いものと思われる。

また、事例検討における助言等については、専門職に解決方法を委ねるのではなく、専門職を活用すべき課題を的確に整理する視点がさらに必要であると考えられる。活用すべき課題を明確にしたうえで、適切な専門職をマッチングしたり、事例検討に参加した専門職のモチベーションを高めるような仕組みをつくり、専門職間による連携を促す必要もあると考えられる。なお、専門職のすべてが成年後見制度や権利擁護支援に精通するものではないことを認識することも必要だろう。

第5章 まとめと考察

第1節 ライブ研修（集合）担当講師の自己評価・意見

ライブ研修（集合）において各科目を担当した講師に対して研修修了後にアンケートを実施し、講師による各科目に関する自己評価と意見を聞いた。自己評価と意見の集計結果は、次のとおりである。

1 各科目についての自己評価・意見

(1) 「都道府県による市町村支援」

①良かった点

- 通常とは違った視点で都道府県の役割を再認識できたという点で良かったのではないと思う。
- 事業の目的と評価について具体例を踏まえ取り上げた点。
- 宮崎県の取組事例は具体的な支援プロセスの丁寧な説明は、受講者にとって自らの地域と相対化したイメージしやすく大変参考になると思った。

②改善すべき点

- 行政職員向けの内容であったため今回の参加者を鑑みると省略するか事例紹介のみとするのが適当と感じた。
- 詳細な事業内容についてももう少し具体的なイメージ図等を示すとよりよくなったのではないと感じた。
- 研修全体の構成からすると、この項目は研修企画の後の総括の中で取り上げた方が効果的だったのではないと感じた。
- 市町村支援の結果、宮崎県では広域での体制整備を含め中核機関の設置が出来たことの効果を示されると良いのではと思った。

(2) 「ニーズ調査等の手法」

①良かった点

- 具体的で講義により参考にして取り入れることのできる実践的な内容だった。

②改善すべき点

- 尾張東部の調査を説明する場合には簡単な資料を準備するが、参考になるかわからないため逆に省略しても良いのかもしれない。

(3) 「都道府県・都道府県社協が実施する研修企画（演習）」

①良かった点

- 有村さん、横堀さんのあとの講義の関連を安藤さんが説明されたので、導入として理解していただきやすかった。
- グループではそれぞれ過去の研修企画を振り返って実施状況や課題などについて意見交換することが出来ていた。

②改善すべき点

- これまでの研修企画や実施を振り返り、今後の企画においてあらためてその目的や方法について考えていただくという目的に沿ったものであったか、講義の構成や内容についてアンケートや委員の皆さまの意見をお聞きして再考したいと思う。
- 意見交換の時間が足りなかったかもしれない。他のグループがどうだったか共有させていただき時間を検討したいと思う。
- グループワークに慣れていない人は一人で話し過ぎてしまうため、最初にルールの説明をしたほうが良いかと思った。

(4)「ネットワークと組織連携」

①良かった点

- 特段の指摘は無かった。

②改善すべき点

- 特段の指摘は無かった。

(5)「地域連携ネットワーク構築のための工夫」

①良かった点

- 前科目とのつなぎ部分（導入）のため、短時間で簡潔にポイントを押さえる。
- 多分野・多職種の講師陣に例示をいただきイメージができた。話を振らせていただき感謝。
- 人数もグループ数も少ないモデル研修であったため、巡回が可能だった。
- 試しにジャムボード（Jam board）を使用してみたが、全体共有の際に、一見して意見が見渡せるため、全体共有には有益なツールである。

②改善すべき点

- 今後、大人数になった際に、目が行き届くのか心配がある。
- 一方で、ジャムボードの使用がはじめての方も多いため、記入例や、構造化が必要と思われる。
- コメント程度での伝達となった。

(6)「地域課題解消のための地域連携」

①良かった点

- 中さん、丸山さんのワークからつながる形になったので、実際の事例検討が無くても理解が進んだのではないかと感じる。
- 都道府県、中核、地域それぞれ違うネットワークを活用するイメージが参考になったのではないかと感じる。
- 様々なネットワークへの働きかけイメージが広がったと感じた。

②改善すべき点

- 事例検討を行うとすると、都道府県内で働きかけたい自治体の情報収集をするなど、事前課題への取組が必要かと思う。
- 全体的な調整にもなりますが、具体的な働きかけスキルまで学ぶとすれば、演習時間の延長も必要かと思う。

(7)「意思決定支援に関わる相談事例への対応」

①良かった点

- 中間まとめがあってよかった。自分の専門の枠を超えることの心理的な難しさを超えることの意義やスモールステップから始めることの重要性について、アドバイザーの視点を入れながらコメントができてよかった。
- グループワーク後にそれぞれの講師に振って、フィードバックをいただけたのは良かった。
- 又村さんの最後のエピソードは本講座のまとめにふさわしいと思う。
- 最後の時間調整としてちょうどよい。
- 皆さま積極的な参加姿勢だったと思う。
- テーマと事例については、意見を出しやすく、良い意味でさまざまな意見が出やすい設定だったと思う。

②改善すべき点

- 思ったよりも早めに終わったので、もう少し内容を盛り込んでも良いかもしれない。
- グループワークの時間は、それぞれプラス 10 分という印象です。
- できればグループワークの結果を共有できる時間があれば良いと思う。
- グループワークを自律的に回していただく必要があるため、進行役（発表ありの場合は発表役）の選定方法や講師呼出しの仕組みなどを整えておく必要があるかと思う。
- 後見人の交代の場面で首長申立てができるのか整理が必要。
- 今回の事例は、後見人の交代ではなく、追加選任の場面と整理した方が理解しやすいのではないか。

(8)「権利回復支援に関わる相談事例への対応（虐待／生活困窮者支援／セルフネグレクト／消費者被害）」

①良かった点

- 演習の振り返りを入れたが、他のメンバー・職種からの学びの効果は予想以上に高かったように感じる。次の科目への繋がりとしても、この情報交換はあった方が良くと思われる。

②改善すべき点

- ワークについて、午前中についても相談受付時の情報収集であったため、同じような演習課題が続く点について、受講者がどのような反応だったかを確認して、演習課題の検討が必要かもしれない。
- 科目2の振り返りを入れたが、もう少し必要部分を絞り込んでもよいかもしれない
- ブレイクアウトセッション後の全体共有はできるだけ入れていく方が、受講者との一体感は得られる
- ブレイクアウトセッション時に講師やファシリテーターによる支援が必要なグループも出てくるとと思われる。演習支援のためのファシリテーターも研修全体で必要になるかなどの検討を要する
- 時間が予想以上にタイトになったため、事例をもう少しシンプルにする工夫をしたい。

(9)「ケース会議を通じた多職種連携の実践」

①良かった点

- 特段の指摘は無かった。

②改善すべき点

- 特段の指摘は無かった。

(10)「権利擁護支援の総合演習①」

①良かった点

- 他の（基礎的な内容の）研修と比較するとレベルの高い内容だったが、受講者のレベルが総じて高かったため、受講者にとっても満足度の高い研修だったのではないと思われる。

②改善すべき点

- 特段の指摘はなかった。

(11)「権利擁護支援の総合演習②」

①良かった点

- 参加したグループでは、各地域での取組事例がいろいろと提供されていて、とても参考になった。
- 他の（基礎的な内容の）研修と比較するとレベルの高い内容だったが、受講者のレベルが総じて高かったため、受講者にとっても満足度の高い研修だったのではないかと思われる。

②改善すべき点

- 課題の出し方が抽象的で戸惑ったというような意見もあり、もう少し具体的なワークの内容の検討が必要だったのではないかと思う。
- 虐待対応後の経過の説明を、講師の対話形式で紹介する等の工夫をすることも考えられるのではないかと感じた。
- もう少し（多めの）時間を取ることができれば、更に広い課題について考えていただくきっかけになるのではないかと感じた。

2 講義全体についての自己評価・意見

- 受講者からは、平日に丸一日拘束される研修を受講するのはキツイ（業務に支障が生じる）との意見が出ていた。半日分ごとに区切って（例えば4日日程で）実施する方法も考えられるが、研修効果を考えると、丸一日かけて実施する方がよいと思われる。丸一日かかる研修であれば、専門職はどちらかという土曜日又は日曜日・祝日の方が出席しやすいが、おそらくは、自治体職員は、逆だと思う。総合演習は、立場の異なる人が参加していたことにより相応の効果が得られていたように思うので、この点の調整は難しいとも思う。

第2節 検討委員会委員の意見等

本調査研究事業に基づきモデル研修プログラム及びアンケート等を実施するにあたり、第2回検討委員会において、同委員より、以下のコメントがなされた。

1 全般

- 全体的にどこでも権利擁護の体制ネットワークが受けられると考えると、ねらい目はそういった体制整備が難しい、人口規模の少ない市町村がひとつのターゲットなのかと感じた。そのうえで個々の、一人一人に対するサポート、ミクロな視点と市町村の広域連携、リソースの少ないところで単一の市町村だけでアドバイザーの濃いスタッフがどれだけ作れるかというのはわからないので、やはり広域連携が必要で、個々のサポート、個々の連携に加えて、市町村単位

の広域連携が非常に大きな要素になっている。また、基本的には研修のアウトカム評価ということがあるのでしょうけれども、今体制整備が行われていないところの体制整備をこの研修によってスピードアップさせるというところがアウトカムとして挙げられてくるのかと思った（三浦委員）。

- この研修プログラム全体の目的・目標について、明確にするのはどうか。大きな塊として何を学んでいくことができるのか、そのためにどのようなプログラムが準備されているのか。また、アウトカムについて、これを学んだ人たちがどういう状態像になっていたり、その後どういう成果を見出していくのか、入り口と出口の大きな枠組みがわかるようなものをお示しいただけると受講する人たちにとっても、学びの手掛かりになって小さな目標大きな目標を持ちながら取り組んでいくことができるのではないか。（新保委員）
- 市町村アンケートの問2、広報・相談のカテゴリについて、相談のところで法律専門職団体による支援の連絡調整というものがあると思うが、いわゆる福祉関係者、社会福祉士・精神保健福祉士などの専門職も、相談対応に呼ばれることも多く、これまで福祉関係者は行政にも包括にもいるということであまり呼ばれなかったが、権利擁護支援の体制整備のところでは、福祉関係者の当事者ではない客観的な助言というのは非常に重要なのではないか。要望としては相談のところに福祉専門職もあつた方が良いのではないか。6)で上げるとすれば、社会福祉士会、精神保健福祉士協会など。（星野委員）
- 回答する方の立場から、市町村の問6、30数項目ある中で5つ選んでいくのが非常につらいのではないか。1～5まで「とても必要」だとか「あまり必要ない」というように直感的につけていき、順位付けがついていく段階調査の良いかと思う。（高橋良太 委員）

2 本モデル研修の受講対象者及び受講条件の定め方について

(1) 受講対象者及び受講状況について

- 論点の設定が「本モデル研修の受講対象者及び受講状況をどのように定めるか？」ということだったと思うが、論点を読み返すと本モデル研修でモニターとして参加していただいた方が、モニターとしてどのようであれば適切かと読み替えできる。そういった意味では、まず50というのはサンプル数として十分な量かと思う。受講条件は今回の研修の内容であつたり、研修の規模も大きいものだと思うので、最終的には経験もエキスパートの方を目指して作っていくのが方針になるが、レベルのようなものもあるので、様々な方が参加できるように、とは言ってもみんなに声をかけることは実質的にできないので、例えば複数県から紹介をしていただいてモニターになっていただいたり、ベテラン

の方、経験の浅い方というところが散らばるくらい、可能な範囲でご配慮いただければ良い調査、モデル研修になるのではないかと。（高橋正樹 委員）

- 東京都は税理士会の方が成年後見にも関わっておられると聞いている、税理士会の方も対象に入れてはいかがかと思うが、どうか。（久保委員）
- 税理士会については、事務局にて規模などを考慮し検討するようお願いしたい。（山野目 委員長）

(2) 受講条件案について

- 成年後見を都道府県社協として担当していれば良いかと思う。モニターとしてきちんと意見が言える、それをどう表現するかわからないが、新人さんもいらっしゃるのでもそういうことがなければだれでも良いではないかと思う。（高橋良太 委員）

3 研修の目的・目標に沿った研修計画のデザインについて

- 司法書士の立場から言うと、視点が偏るところがあるので、本来的には他の立場の方と交流する場を設けていただきたい。こういう場では、視点の違う方との交流が貴重なので、そこはお願いしたい。（西川委員）
- 交流の仕方について、弊社ではオンライン上でケアサポーターの研修をおこなっており、そこで受講生同士の交流をどうするかと考えたときに使っている方法であるが、研修自体はオンライン上にオフィスのようなものを作り、そこに受講者が集まり、講義をしたりグループワークをしたり、というものであるが、その中で研修が終わった後に、各自集まって話をしてもらおうという形をとっている。自分のアイコンを動かして、近い場所にいる者同士は会話ができるという仕組みになっている。そのようなツールを探していただけるといろいろな方法があるのかと思う。（櫻田委員）
- 参集かオンライン化の2択ではなく、このところ感染状態も落ち着いてきているので、大きな会議などは、当会でもブロック型ハイブリッド式で運営している。1か所というのではなく、多少、ばらけたところのハイブリッド式もひとつの手立てではないかと思う。（花俣委員）
- 情報交換のつながりを作る機会は大事だと思う。私は、社会福祉分野の生活困窮者自立支援に携わる方々の、官民、いろんな方が入ってくる国の研修に関わっている。研修外の時間に交流を持とうとすると参加できる方が限られてしまうということがあって、交流や情報交換、今後のことを考える時間を研修の中に入れ込む工夫をしている。例えば、現在の課題と解決策を考えてみるというテーマで、オンラインで、地域の近い人同士の小グループ、あるいは同じよう

な人口規模の小グループ、職域別に分かれてもらう。研修の中で自己紹介もしっかりして、これからどうしようというところを見出す。最終的にはファシリテーターや講師からアドバイスいただきながら、相互交流と相互の力を使って課題解決に向けていくような研修プログラムを多く、テーマ別に入れている。そんなやり方も有効なのではないかと考えている。（新保委員）

- フォローアップ研修の持ち方というのを、プログラムの中に入れたらどうかと思う。国で全部やるのではなく、持ち帰っていただき、例えばブロック単位か県単位で、地域によっては集まれる地域もあると思うので、そのあたりは地域の方にゆだねていくのも必要かと思う。2番目、集合研修中の留意点のアドバイザー視点の持ち方というところの関わりが、地域差がかなりあるということ踏まえ、アドバイザーはそこを踏まえた視点を持つというところを留意する必要があると思っている。地域性の理解がないと、どうしても理想論だけを言われてしまったとか、ダメ出しを受けたというそういう体験になってしまうので地域性というところと、研修後のフォローアップを同地域で持っていくかというところを、3種類のアドバイザー等と一緒に考えていくことが大事かと思う。（星野委員）
- 本来であれば虐待通報をするところを成年後見制度で無理やり解決してしまう自治体もあるし、専門職の方が相談を受けてこれは虐待だと思ったので申し立てをする、というので、まず通報をしてくださいということがあった。成年後見はある種、包括的代理権というように魔法のようにご本人の生活を変えてしまえるというと思っていらっしゃる専門職の方が、本来やらなければならないことを抜きにして成年後見制度を持ち込んでしまっているということを知っている。実際に、申し立てをした人が後見人になるのではなく、後見人になった人が苦しむということも起きている。ここで総合的な権利擁護の支援のことを学んでいただくとしているのは、成年後見制度以外にもたくさんの権利擁護の支援の方法があり、法律があり、いろんな動き方があり、その中のひとつなのだと、アドバイザーをしてくださる監視体の皆様に染み渡らせていく。都道府県単位の9人10人ぐらいの幅広くいろんなことを知っている方々がいらっしゃるって、各市会で、無理やり成年後見制度で解決するようなことがないように、それぞれの支部の方々、専門職の方々にこのことを伝えていただきたいということがあるので、星野委員が言って下さったような、持ち帰って考えていただけるようなことを、どうするのかをこれからは考えていただきたいと思っている。またブロックで思い出したが、体制をどう整備していくかも非常に大きなことで、その時に家庭裁判所さんの交流の場を持っていただいた方が良いと思っている。都道府県単位の交流の場というのは都道府県に用意してもらうことになるが、いくつかの都道府県が集まっていたこともあ

のかと思っており、そういう場所の設定も含めて最高裁ご相談させていただけるのなら、ネットワークを重層的に作っていった方が良かった。これについてもご意見があれば頂きたい。（厚生労働省 川端専門官）

- 全国的に都道府県単位でやるのと高等裁判所単位でやるのがどういう関係になるのかは、裁判所のほうと相談をしながら進めていただくと解決策がみえてくるのかもしれない。委員の皆さんのご意見と受け止め、検討をしていきたいと思う。関係の皆さんで裁判所を交えてご相談いただきたい。（山野目 委員長）

第3節 考察

1 本調査研究事業におけるモデル研修プログラムの課題整理

(1) 中核機関のニーズと権利擁護支援総合アドバイザー等に期待する役割

本調査研究事業におけるモデル研修プログラム（以下「本モデル研修」という。）の策定のために実施したアンケートの中で、中核機関としては、「市民後見人の育成や活用」、「意思決定支援を重視した後見活動の支援」、「被後見人等本人が専門職の支援を受けられる仕組みづくり」、「専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）による後見人候補者名簿の整備や後見人候補者の調整」、「法人後見の担い手の育成や活動支援」といった点について、特に困難さを感じていることが明らかとなった。

このような背景事情に鑑みると、アドバイザー等に対して継続的な情報提供、助言を受けたい内容としては、「複雑・困難ケースへの総合的対応」（92.9%）が最も多く、次いで、「意思決定支援に関わる相談事例への対応」（88.5%）、「福祉・法律専門職との連携」（88.1%）、「家庭裁判所との連携」（86.9%）、「ネットワークと組織・多職種連携」（86.5%）に高いニーズが見られたことも首肯されるところである。このほかにも、「困難ケースを対応する職員の精神的支援」「身寄りのない方の支援・死後の対応等」「身元保証、更生支援に関わる相談事例への対応」といった助言等を希望する回答者も見られた。

ところが、中核機関が専門職団体を含む複数の関係機関に対して相談した際に、約1割のケースでは、必ずしも期待していた対応が得られなかったことも判明した。具体的には、いわゆる相談のたらい回し、一般論に終始した硬直的な回答、助言内容が難しく理解ができない、どの窓口に相談してよいかわからなかった、といった点であった。

本調査研究事業では、このような課題を解消するための権利擁護支援総合アドバイザー等の養成を図るにあたって、多岐にわたるプログラムを構築した。アンケート結果によれば、同プログラムに連動するおおむね全ての項目において7割から8割程度が必要であると中核機関が回答している点からしても、同アドバイザー養成のためのプログラムとしては適切であると考えられる。

他方で、先に摘示したような、困難ケースを対応する職員の精神的支援や、身寄りのない方の支援・死後の対応等、身元保証、更生支援に関わる相談事例への対応等に関するニーズについては、一部、本モデル研修ではカバーしきれていない部分もみられる。したがって、次年度以降においては、このような点も踏まえて、プログラムの内容をさらに検討していくことが必要であろう。

(2) 都道府県・都道府県社会福祉協議会のニーズと権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化に向けたサポートへの期待

アンケートによれば、都道府県・都道府県社会福祉協議会の回答者が権利擁護支援総合アドバイザーに求める知見としては、両者共通して、「成年後見制度利用促進法・基本計画」、「複雑・困難ケースへの総合的対応」、「福祉・法律専門職との連携」に高いニーズがあることが判明した。加えて、都道府県としては「高齢者虐待への対応」、「福祉・法律専門職との連携」、「家庭裁判所との連携」、「市町村間の広域連携」について、都道府県社会福祉協議会としては「意思決定支援に関わる相談事例への対応」「地域共生社会・重層的支援体制」についてもそれぞれ高いニーズがあることが判明した。

また、権利擁護支援の地域連携ネットワークに向けたサポートとしては、「都道府県・都道府県社協同士で他地域の取組等の情報交換ができる場の提供」、「全国各地の好事例の集積及びデータベース化」、「困難事例等に対する総合的なアドバイスを受けられる相談機関の設置」、「基礎自治体管理職等の理解促進に向けた研修の講師養成又は紹介市民後見人養成研修用のオンデマンド教材作成」、「継続的な研修機会の確保」などを希望していることが確認できた。

加えて、権利擁護支援総合アドバイザー等の養成研修に対する要望としては、「研修受講者名簿の公表」、「養成対象者ごとに受けるべき科目の整理」、「複数回の開催」「集合研修やオンライン研修への参加が難しい場合におけるオンデマンド配信」、「アドバイザー同士の効果的な連携イメージの提示」、「アドバイザー同士のスキルアップ、情報共有の機会の設定」等が挙げられた。

本モデル事業においても、これらの指摘を予測しつつプログラムの構築等を行ってきたものの、当該ニーズ、要望を満たすためには更なる検討が必要と考えられる。次年度事業での検討を期待したい。

(3)本モデル研修の実施上、留意した点

本調査研究事業におけるモデル研修プログラム（以下「本モデル研修」という。）では、多様な意見を収集する観点から、実施要綱に掲げた都道府県担当者、都道府県社会福祉協議会担当者、弁護士・司法書士・社会福祉士に加えて、より幅広い層から受講者（モニター）の受け入れを行った。

具体的には、オンデマンド配信プログラムでは、当センターの常勤職員等の中から希望者を受け入れた。また、ライブ配信（集合）プログラムでは、中核機関や市町村職員、当センターの常勤弁護士等も一部受講者（モニター）としての参加を受け入れ、検討委員会委員、オブザーバー等も研修の様子を傍聴できるように配慮した。

(4)オンデマンド配信プログラムに関する受講者（モニター）からの意見整理

本調査研究事業において実施したオンデマンド配信プログラムについては、期限までに25名からアンケートの回答があった。様々な意見が提出されているため、すべてを取り上げることは困難であるが、全体に関する意見としては、おおむね以下のように分類ができる。

①アドバイザーの役割や活動場面に関する意見

- アドバイザーが具体的にどのような場面で、誰に（どこに）何をすることが役割なのかが漠然としているなか、なぜこの科目が必要なのか、講義内容をどういかにせよいかが理解しにくい。
- この研修の目的（どういう人を対象に何をできるようにするのか、そのためにはどのような知識や技術を習得することが必要なのか）が見えにくい。
- アドバイザーについて明確にイメージが出来ていると、受講中もそのことを意識した内容の理解につながると感じる。

これらの意見に共通するのは、「アドバイザーの役割や活動イメージ」を明示したうえで、どのような知識や技術の習得が必要なのか、さらにはその習得のためにどのような科目が用意されているのか、という点を整理してほしい、という点である。検討委員会委員からも同様の指摘がなされているところであり、「アドバイザーの役割論」について科目を新設することも含め、次年度以降において十分に検討することが期待される。

②科目同士の分類、関係性について整理することを求める意見

本研究事業で作成された各科目について、単に一列に並べるのではなく、科目間の関係性や学ぶ内容の共通性等を考慮し、分類すべきではないか、との意見が見られた。

アンケートにおいては、例えば、「権利擁護支援に関わる基本的枠組みと法制度」（科目 2、7、12、13）、「権利擁護支援が必要な人の理解」（科目 5、6、8）、「権利擁護支援の実際」（科目 3、9、10、11）などの中分類が提案されており、次年度以降の事業における検討が期待される。

③更なるプログラムの充実を求める意見

本研究事業において作成されたプログラム内に含める、あるいは新設する形で以下のような点がプログラムを設けるべきではないかとの意見があった。いずれも傾聴すべき意見であり、次年度以降の事業における検討が期待される。

- 利用者やその家族など当事者が関与して活動している団体が、全国組織やその地域に根差して多くあると思います。そのような団体との連携の在り方についての項目があっても良い。（個別の団体の活動紹介というより、意義や果たされている役割について網羅的にご説明いただくような内容）
- 第2期計画で取り組むべき内容について、その進捗を確認することのできる講座があっても良い。

④オンデマンド配信プログラムの形式面、技術的側面の充実を求める意見

オンデマンド配信プログラムについて、以下のように、技術的な側面について改善を求める意見が見られた。次年度以降の事業における改善が期待される。

- 全体を通して大変勉強になった。しかし長時間過ぎて受講が現実的なものか疑問にも感じた。実際の受講の際には再生スピードを調整できる形でご提供いただけると有難い。
- 科目や項目は多いと感じたが、可能ならビデオを少し早送りできる様な設定があれば良いと思いました。
- 1.5 倍速などで視聴できる機能があるといいように思った。ある程度既に理解しているところもあって、ゆっくり分かりやすくお話しただいている分、通常速度ですと物足りないように感じる時があった。
- 今後の同様の形式（収録動画の視聴）による研修として行うのであれば、動画収録の環境は整えるべき。少なくとも雑音が入らない環境で行うべき。
- 実際の講義動画と開催要綱別表 1 で記載されている講義時間が異なっていたので、業務の合間に時間を調整して受講するには不便な科目もあった。

(5) ライブ配信（集合）プログラムに関する受講者（モニター）からの意見整理

ライブ配信（集合）プログラムについては、期限までに 32 名の受講者からアンケートの回答があった。様々な意見が提出されているため、すべてを取り上げることは困難であるが、全体に関する意見としては、概ね以下のように分類ができる。

①アドバイザーの役割論、具体的スキルに関する科目を求める意見

- そもそも「中核機関のアドバイザー」とは何か、どのようなことが期待されるのか、の説明が必要だと思いました。
- 受講前に今回要請されているアドバイザーの役割とは何かについて、事前に理解いただいた上で受講するような仕組みとしていただきたい。
- オンデマンド配信プログラムの科目1にあるアドバイザーの役割論については、ライブ配信（集合）の科目内にも必要。

オンデマンド配信プログラムでも同様の意見が寄せられているが、アドバイザーの役割や活動内容が具体的にイメージできるような科目をライブ配信（集合）でも設けることが望ましいことがうかがわれる。アンケートでは、研修の冒頭に「アドバイザー概論（仮称）」といった講義を置き、アドバイザーに期待されている活動場面と役割を具体的に提示したうえで、研修全体の構成と科目のねらいを説明すると良い。」との具体的な提案もあり、次年度以降の事業における検討が期待される。

- アドバイザーとして役割を果たすために事例を把握するための知識は必要だが、アドバイザーの立場、役割を意識した有効な助言の実際について、コメントがあるとよい。またチームが機能するための助言の視点や具体的な助言方法、言葉かけなどのスキルを磨く必要がある。
- アドバイザーに必要なスキルとして、会議の運営、ファシリテーション、ネゴシエーション、事例検討、スーパービジョンなどが想定される。知識のみならず技術を学び、スキルアップができる機会があるとよい。
- 実際に市町村が取り組んだ実践例を取り上げ、体制整備に関する検討や機能拡充の過程を一連の流れで示すような科目があってもよい。

ライブ配信（集合）プログラムでは、知識を学ぶだけでなく、アドバイザーとしての具体的助言方法や言葉かけの方法、ファシリテーション、スーパービジョン等をはじめとする技術を学べるような研修に対する期待が高いことがうかがわれる。

②個人ワーク、グループワークに関する意見

- 非常にためになる研修ですが、個人ワークの時間が少し短いように感じました。もう少し時間があるとありがたいと思いました。
- ビデオ学習の内容の具体的理解や現場に置き換えた時のイメージがつき大変勉強となりました。できれば、演習での他のグループの意見や整理を水島先生がミーティング③で提供いただいたように、グループのまとめを共有できればよいと感じました。

本モデル研修においては、オンライン上で受講生がホワイトボードを共有できるシステムである Jam Board（ジャムボード）の活用が試行された。使用方法を事前に学習する機会やグループワークにおける検討の順序（フレームワーク）等についての教示は必要と考えられるものの、総じて、ジャムボードの活用については肯定的な意見が多く、次年度以降の事業における活用（今回使用をしなかった科目における活用も含む）も期待される。

他方で、グループワークの前提として行われることの多い個人ワークについては、やや時間が足りないとの意見もあり、時間配分についての再検討も必要と解される。

③研修科目と受講者に関する意見

- 全分野にわたった内容であったために時間がかかるため、全ての項目を受講していただくことを一律に求めることは難しいのではないかと。特定の階層別に着任初年度、管理職などと対象者を絞ることも検討してはどうか。

本モデル研修は多岐にわたることから、すべてのカリキュラムを対象受講者1人で受けきることは容易ではないものと解される。アンケート回答のように、受講者が所属する組織内部で一定の科目を分担して受講することも考えられるところではあるが、他方で、権利回復支援から意思決定支援、個別ケースから地域課題への取組までを横断的に理解できる人材の養成も必要であり、この点の調整については、次年度以降の事業においても引き続き検討すべき点であると考えられる。

④関連資料、マニュアル作成に関する意見

- アドバイザーを養成し派遣をするのであれば、今回の研修をまとめたマニュアルのようなものが必要ではないかと思いました。（質問とは関係ないですが。）
- 研修資料が膨大でパワーポイントになってしまっているため、後で読み返せるようなテキスト形式でとりまとめられた簡易版がほしい。
- 中核機関設置マニュアルのようなアドバイザーマニュアルのようなものがあればいいのでは。

- 虐待事例について、各法令に基づく指導権限について整理された資料があったら良かった。

いずれも傾聴すべき意見であり、本モデル研修の資料をまとめ、かつ、講師からのアドバイス等を含めた、アドバイザーとして実際に活動する際に参照可能な別冊資料の配布等が考えられる。

2 来年度以降の事業実施において留意すべき点

以上のとおり、本調査研究事業において実施したアンケート等、モデル研修結果を踏まえると、来年度以降の事業実施に際しては、以下の点に留意して検討を進めることが期待される。

- アドバイザーの役割や活動場面の整理と独立した科目立ての検討
- 中核機関、都道府県等の更なるニーズ（困難ケースを対応する職員の精神的支援や、身寄りのない方の支援・死後の対応等、身元保証、更生支援に関わる相談事例への対応）に応えるためのプログラムの充実
- オンデマンド配信プログラムにおける技術的課題の解決、形式面・内容についての調整
- ライブ配信（集合）プログラムの形式面・内容（個人ワーク、グループワークの時間配分、ジャムボード活用を含むワーク方法を含む）についての調整
- 科目相互の関係性の整理とテーマ別、受講者別の分類の検討（実施日程の検討を含む）
- 研修後に活用できる関連資料の整理、マニュアル・別冊資料の作成
- 権利擁護支援総合アドバイザー、体制整備アドバイザー、都道府県等担当職員の研修修了者名簿の共有と相互交流、スキルアップの場づくり
- 全国各地の好事例の集積及びデータベース化
- 基礎自治体管理職等の理解促進に向けた研修の講師養成の検討
- 市民後見人養成研修用のオンデマンド教材作成
- 継続的な研修機会の確保

このうち、本モデル研修については科目数が多く、内容も多岐にわたるため、研修日程については、例えば、半日・一日の研修を、分散した日程において実施することの検討も必要と考えられる。

また、本調査研究事業の検討委員会においては、オンライン研修は立地を問わず参加可能であるとのメリットがある一方で、受講者相互の密な交流、雑談等を通じた関係性構築の機会を十分に確保することが難しいのではないかと、との課題も指摘された。対面

研修、オンライン研修相互のメリット・デメリットを考慮しつつ、それぞれの良さを生かした研修のあり方について、次年度以降、さらに検討すべきであろう。

次年度以降、新型コロナウイルスの蔓延状況によって対面研修が困難な場合には、研修プログラムの前後や休憩時間中に Ovice のようなメタバース（バーチャル空間）を活用したオンライン交流会を設けてはどうかとの提案もなされた。このようなサービスが、支援者の相互交流の機会を図るための代替手段として活用されることが期待される。

加えて、アンケートに並行して実施したヒアリングを通じ、各アドバイザー等が今後各都道府県域で活動するにあたっては、先行するK-ねっとの相談類型や事例、アドバイザーによる対応方法等について適切な方法で共有し、相互理解を図るための機会も必要ではないかと考えられる。

3 おわりに

本モデル研修を通じて感じられたことは、具体的なケースを、様々な立場の受講者とともに検討する相互交流の場を持つことの重要性である。それぞれの専門職、団体内部のみで議論するのではなく、様々な視点を持った、様々な立場の人（行政、民間、専門職、当事者等）とともに検討する経験を重ねていくことが、未知かつ複雑な課題に対応していくことが期待される権利擁護支援総合アドバイザー、体制整備アドバイザー、都道府県等担当職員の養成において欠かすことのできないものと解される。

中核機関、都道府県、都道府県社会福祉協議会等へのアンケートの中で、今後の権利擁護支援や成年後見実務に関して当センターが「多職種連携に向けての先導役」となることを期待する声もあった。本調査研究事業への取組がその期待に応えるための第一歩となれば幸いである。

以上

令和3年度権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化に向けた都道府県の支援体制強化のための研修のあり方調査研究事業
モデル研修・アンケート

・回答方法

I 各科目について
各科目の項目ごとに、「分かりやすさ」と「役立ち度」をプルダウンから選択してください。また、良かった点や改善すべき点があればぜひ記入してください。

II 追加すべき科目や項目
追加すべき科目や項目があれば、ぜひ記入してください。

・回答の視点

回答にあたっては、あなたのほか、権利擁護支援に関わった経験の少ないあなたの後輩や同僚などにとっても、内容が分かりやすいか、役に立つか、追加すべき科目や項目がないか、という視点から回答してください。

回答者(選択してください)

I 各科目について

番号	科目	項目	分かりやすさ	役立ち度	良かった点(任意)	改善すべき点(任意)
1	アドバイザー視点からみた成年後見制度利用促進法と基本計画	1 成年後見制度利用促進法と成年後見制度利用促進基本計画				
		2 市町村の役割、地域連携ネットワーク及び中核機関の役割				
		3 都道府県の役割				
		4 権利擁護総合支援アドバイザー体制整備アドバイザーの役割				
		5 これから取り組んでいただきたいこと				
2	高齢者・障害者虐待防止法の基本的理解 セルフ・ネグレクトと消費者被害対応の基本的考え方	1 高齢者・障害者虐待防止法の意義と枠組み				
		2 高齢者・障害者市町村等の虐待対応の状況				
		3 高齢者・障害者各虐待防止法の解釈				
		4 虐待の早期発見・対応と個人情報保護と通報者保護				
		5 虐待対応における市町村等の責務と権限行使				
		6 セルフ・ネグレクトへの対応の考え方				
		7 消費者被害への対応の基本的考え方				
3	権利擁護支援に関わる司法の制度と福祉職等と法律職の連携実態	1 事例から学ぶ「相談して良かった」				
		2 法テラスの活用法				
		3 福祉職等と法律職の連携における留意点と期待する効果等				
4	生活困窮者への支援	※今回のモデル研修では、動画配信を行わないこととしましたので、回答は不要です。				
5	セルフ・ネグレクトについて	1 セルフ・ネグレクトとはどのような状態を言うのか				
		2 事例紹介、セルフ・ネグレクトへの対応				
		3 まとめ セルフ・ネグレクトへの対応助言のポイント				
6	権利擁護を必要とする人についての	1 パワーレス、エンパワメントについて				
		2 高齢者のパワーレス、エンパワメントの事例				

6	障害者に対する理解	3 障害者のパワーレス、エンパワメントの事例				
		4 今後のアプローチについて				
7	障害者分野における権利擁護施策の展開	1 障害者の権利擁護ってなんだろう？				
		2 障害者権利条約について				
		3 障害者虐待防止法について(紹介) 回答不要				
		4 障害者差別解消法と合理的配慮・建設的対話について				
		5 成年後見制度について(紹介) 回答不要				
		6 意思決定支援について				
8	権利擁護支援～必要とする人の声～	(資料なし)				
9	司法面接の技法について	1 事実調査の問題				
		2 司法面接の概要				
		3 通告・通報という選択肢				
10	地域福祉とファンドレイジング	1 福祉活動と資金の関係性				
		2 ファンドレイジングとは？				
		3 ファンドレイジングの手法				
		4 社会的インパクトを意識した事業づくり				
		5 福祉サービス提供組織における寄附の倫理				
11	医療との連携ネットワーク ※1～4、6の項目については、今回のモデル研修では動画配信しないこととなりました。	1 日本の医療制度体制の基本と権利擁護支援 回答不要				
		2 精神保健医療制度の概要と国の動向 回答不要				
		3 認知症施策の概要と国の動向 回答不要				
		4 医療機関との連携 回答不要				
		5 医療連携の実際				
		6 これから取り組んでいただきたいこと 回答不要				
12	地域共生社会の実現に向けた体制整備	1 地域共生社会の実現と包括的な支援体制をめぐる政策動向				
		2 包括的な支援体制の構築と権利擁護支援				
13	権利擁護支援に関わる担い手の育成と適切な交代	1 市民後見人の育成・活躍支援				
		2 法人後見人の活動				
		3 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携				
		4 後見人等の交代				

II 追加すべき科目や項目があれば記入してください。



**令和3年度権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化に向けた都道府県の支援体制強化のための研修のあり方調査研究事業
モデル研修・アンケート**

・回答方法**I 各科目について**

各科目の項目ごとに、「分かりやすさ」と「役立ち度」をプルダウンから選択してください。また、良かった点や改善すべき点があればぜひ記入してください。

II 追加すべき科目や項目

追加すべき科目や項目があれば、ぜひ記入してください。

・回答の視点

回答にあたっては、あなたのほか、権利擁護支援に関わった経験の少ないあなたの後輩や同僚などにとっても、内容が分かりやすいか、役に立つか、追加すべき科目や項目がないか、という視点から回答してください。

回答者(選択してください)

I 各科目について

番号	科目	項目	分かりやすさ	役立ち度	良かった点(任意)	改善すべき点(任意)
14	都道府県による市町村支援	1 成年後見制度利用促進法と成年後見制度利用促進基本計画				
		2 市町村の役割、地域連携ネットワーク及び中核機関の役割				
		3 都道府県の役割				
		4 権利擁護総合支援アドバイザー体制整備アドバイザーの役割				
		5 これから取り組んでいただきたいこと				
15	ニーズ調査等の手法	1 高齢者・障害者 虐待防止法の意義と枠組み				
		2 高齢者・障害者 市町村等の虐待対応の状況				
		3 高齢者・障害者 各虐待防止法の解釈				
		4 虐待の早期発見・対応と個人情報保護と通報者保護				
		5 虐待対応における市町村等の責務と権限行使				
		6 セルフ・ネグレクトへの対応の考え方				
		7 消費者被害への対応の基本的考え方				
16	都道府県・都道府県社協が実施する研修企画(演習)	1 事例から学ぶ「相談して良かった!」				
		2 法テラスの活用法				
		3 福祉職等と法律職の連携における留意点と期待する効果等				
17	ネットワークと組織連携	※今回のモデル研修では、動画配信を行わないこととしましたので、回答は不要です。				
18	地域連携ネットワーク構築のための工夫	1 セルフ・ネグレクトとはどのような状態を言うのか				
		2 事例紹介、セルフ・ネグレクトへの対応				
		3 まとめ セルフ・ネグレクトへの対応助言のポイント				
19	地域課題解消のための地域連携	1 パワーレス、エンパワメントについて				
		2 高齢者のパワーレス、エンパワメントの事例				
		3 障害者のパワーレス、エンパワメントの事例				
		4 今後のアプローチについて				
20	意思決定支援に関わる相談事例への対応	1 障害者の権利擁護ってなんだろう?				
		2 障害者権利条約について				
		3 障害者虐待防止法について(紹介) 回答不要				
		4 障害者差別解消法と合理的配慮・建設的対話について				

		5 成年後見制度について(紹介) 回答不要				
		6 意思決定支援について				
21	権利回復支援に関わる相談事例への対応(虐待/生活困窮者支援/セルフネグレクト/消費者被害)	1 事実調査の問題				
		2 司法面接の概要				
		3 通告・通報という選択肢				
22	ケース会議を通じた多職種連携の実践	1 福祉活動と資金の関係性				
		2 ファンドレイジングとは?				
		3 ファンドレイジングの手法				
		4 社会的インパクトを意識した事業づくり				
		5 福祉サービス提供組織における寄附の倫理				
23	権利擁護支援の総合演習①	1 日本の医療制度体制の基本と権利擁護支援 回答不要				
		2 精神保健医療制度の概要と国の動向 回答不要				
		3 認知症施策の概要と国の動向 回答不要				
		4 医療機関との連携 回答不要				
		5 医療連携の実際				
		6 これから取り組んでいただきたいこと 回答不要				
24	権利擁護支援の総合演習②	1 地域共生社会の実現と包括的な支援体制をめぐる政策動向				
		2 包括的な支援体制の構築と権利擁護支援				
13	権利擁護支援に関わる担い手の育成と適切な交代	1 市民後見人の育成・活躍支援				
		2 法人後見人の活動				
		3 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携				
		4 後見人等の交代				

II 追加すべき科目や項目があれば記入してください。

--

地域連携ネットワーク強化に向けた 都道府県の支援体制等に関するアンケート調査

<調査の趣旨等>

権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化に向けて、各地域の自治体や中核機関等を支援できる人材として、3つのアドバイザーの養成が必要であると考えられています。

そこで、本調査は、成年後見制度利用促進、権利擁護支援に係る活動等から、連携ネットワーク強化等に関する課題を把握し、3つのアドバイザーを効果的に養成するための研修プログラム策定に活用することを目的として実施するものです。

<アドバイザーについて>

- ・権利擁護支援総合アドバイザー 高齢者・障害者虐待対応、セルフネグレクト対応、消費者被害対応、成年後見首長申立て、生活困窮者支援、意思決定支援等の事例に総合的に詳しいアドバイザー。弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を想定。
- ・体制整備アドバイザー 地域の社会資源・地域資源の活用や連携に詳しいアドバイザー。都道府県社会福祉協議会職員等を想定。
- ・自治体支援アドバイザー 自治体の連携や施策立案等に詳しいアドバイザー。都道府県担当者等を想定。

※本調査により得られた情報は上記の目的以外に使用することはない、機関名等が特定できる形で集計・公表することはありません。また回答内容に基づき個別に不利益を受けることは一切ありませんので、ありのままの状況をお答えください。

※ご回答の期限は **2022年2月25日（金）まで**としております。ご回答の上、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、ご返信ください。

<問い合わせ先>

本調査の目的や内容、データの取扱い、アンケートへの回答の方法等について、ご不明な点等がございましたら、以下までお問い合わせください。

株式会社サーベイリサーチセンター

「地域連携ネットワーク強化に向けた都道府県の支援体制等に関するアンケート調査」事務局

電話：0120-955-647（平日：10時～12時、13時～17時）

メール：tiikirenkei@surece.co.jp

問 1. 中核機関の設置形態と運営について教えてください。(○はそれぞれ 1 つ)

<p>1) 中核機関の設置について教えてください。</p> <p>1. 直営</p> <p>2. 委託等</p> <p>3. 直営 + 一部委託等</p>
<p>2) 中核機関の運営について教えてください。</p> <p>1. 単独の市町村で設置</p> <p>2. 複数の市町村で設置</p>

問 2. 中核機関の機能を果たすうえで、困難さを感じる（感じた）場面を教えてください。

(○はいくつでも)

	取り組み内容	該当するものに○
広報	1) 地域住民への周知啓発活動	1
	2) 関係機関への周知啓発活動	2
	3) パンフレットの作成、配布	3
	4) 研修会やセミナーの実施	4
相談	5) 相談員による相談対応	5
	6) 法律専門職団体（弁護士会、司法書士会）及び福祉専門職団体（社会福祉士会等）による支援の連絡調整	6
	7) ケース会議やケースカンファレンスへの職員の派遣	7
利用促進	8) 親族後見人への相談対応や支援	8
	9) 市民後見人への相談対応や支援	9
	10) 専門職団体（弁護士会・司法書士・社会福祉士会等）による後見人候補者名簿の整備や後見人候補者の調整	10
	11) 市民後見人候補者名簿の整備	11
	12) 法人後見候補者名簿の整備	12
	13) 家庭裁判所との連絡調整	13
	14) 市民後見人の育成や活用	14
	15) 法人後見の担い手の育成や活動支援	15
	16) 日常生活自立支援事業からの移行	16
	17) 成年後見制度利用支援事業の整備	17

問5. 【問4で「1」を選択した方】不満だった理由を教えてください。また、どのようなアドバイスやサポートがあれば良かったとお考えですか。

不満だった理由
どのようなアドバイスやサポートがあれば良かったとお考えですか。

問6. 中核機関として、適切に対応・回答できるようにするために、継続的な情報提供・アドバイス等を受けたい項目を教えてください。それぞれの項目につき、1つに○をつけてください。なお、その他の場合には、具体例を記載してください。

内 容	不要	あまり必要でない	どちらともいえない	必要	非常に必要
1) 成年後見制度利用促進法・基本計画	1	2	3	4	5
2) 高齢者虐待への対応	1	2	3	4	5
3) 障害者虐待への対応	1	2	3	4	5
4) 消費者被害への対応	1	2	3	4	5
5) セルフネグレクトへの対応	1	2	3	4	5
6) 福祉・法律専門職との連携	1	2	3	4	5
7) 法テラスの業務	1	2	3	4	5
8) 生活困窮者支援	1	2	3	4	5
9) 障害者差別解消法	1	2	3	4	5
10) 障害者権利条約	1	2	3	4	5
11) 障害のある当事者との連携	1	2	3	4	5
12) 面接技法（司法面接）	1	2	3	4	5
13) ファンドレイジング（寄付による資金調達）	1	2	3	4	5
14) 医療制度・医療機関との連携	1	2	3	4	5
15) 地域共生社会・重層的支援体制	1	2	3	4	5
16) 市民後見人の育成と活動支援	1	2	3	4	5
17) 法人後見の実施体制と活動支援	1	2	3	4	5

次のページへ続く

内 容	不要	あまり必要でない	どちらともいえない	必要	非常に必要
18) 後見人等への支援・交代	1	2	3	4	5
19) 日常生活自立支援事業との連携	1	2	3	4	5
20) 家庭裁判所との連携	1	2	3	4	5
21) 首長申立て	1	2	3	4	5
22) 成年後見制度利用支援事業	1	2	3	4	5
23) 権利擁護支援、成年後見に関する地域ニーズの把握方法	1	2	3	4	5
24) 市町村間の広域連携	1	2	3	4	5
25) 都道府県による市町村支援	1	2	3	4	5
26) 研修企画の立案と戦略的な取組み	1	2	3	4	5
27) ネットワークと組織・多職種連携	1	2	3	4	5
28) 地域連携ネットワークの構築のためのファシリテーション	1	2	3	4	5
29) 地域課題解消のための地域連携	1	2	3	4	5
30) 意思決定支援に関わる相談事例への対応	1	2	3	4	5
31) 権利回復支援に関わる相談事例への対応	1	2	3	4	5
32) ケース会議を通じた多職種連携の実践	1	2	3	4	5
33) 複雑・困難ケースへの総合的対応	1	2	3	4	5
34) その他 具体例 ()					

問7. 法テラスの業務内容や利用について、教えてください。

(1) 知っている業務に○をつけてください。

(2) 【(1)で○をつけた業務についてお答えください】

各業務内容の満足度について教えてください。

利用したことがない場合は「6.利用したことがない」に○をつけてください。

業務内容	(1) 知っている業務 (○は いくつで も)	(2) 満足度					
		非常に満足	満足	どちらともいえない	不満	非常に不満	利用したことがない
1. 情報提供（法制度や相談窓口の紹介）	1	1	2	3	4	5	6
2. 民事法律扶助①（無料法律相談）	2	1	2	3	4	5	6
3. 民事法律扶助②（弁護士・司法書士費用の立て替え）	3	1	2	3	4	5	6
4. 特定援助対象者法律相談援助（認知能力が十分でない方のための法律相談）	4	1	2	3	4	5	6
5. DV等法律相談援助（ストーカー、児童虐待、DVの被害に関する法律相談）	5	1	2	3	4	5	6
6. 犯罪被害者支援①（法制度や相談窓口の紹介）	6	1	2	3	4	5	6
7. 犯罪被害者支援②（犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介）	7	1	2	3	4	5	6
8. 犯罪被害者支援③（国選被害者参加弁護士の指名等に関する手続き）	8	1	2	3	4	5	6
9. 犯罪被害者支援④（被害者参加人の旅費の支給手続き）	9	1	2	3	4	5	6

問8. 権利擁護支援や成年後見に関することで、法テラス（日本司法支援センター）に期待することを教えてください。（自由記述）

以上で設問は終わりです。ご多忙のところ、ご協力有り難うございました。

2022年2月25日（金）までに同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、ご返信ください。

厚生労働省 令和 3 年度社会福祉推進事業
権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化に向けた
都道府県の支援体制強化のための研修のあり方調査研究事業
報告書

令和 4 年 3 月発行

日本司法支援センター(法テラス)

〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2

ハーモニタワー8階

電話 0503383-5333
